

保健事業のまとめ

— 平成 30 年度 —

「健やかなまちづくり」を目指して



佐倉市

保健事業のまとめ ～平成 30 年度～ 目次

I 佐倉市の概要	
1. 佐倉市の概況	7
2. 健康こども部行政組織	9
3. 健康増進課事務分掌	10
4. 保健センター施設概要	11
5. 歳入歳出決算額の推移	13
6. 地域健康危機管理体制	14
7. 健康増進計画「健康さくら21」	16
II 子どもの保健	
1. 妊娠届出・母子健康手帳交付	23
2. 妊婦・乳児一般健康診査	26
3. マタニティクラス・パパママクラス	28
(1) マタニティクラス	28
(2) パパママクラス	30
4. 産婦健康診査	32
5. 母子訪問指導	34
(1) 妊産婦訪問	34
(2) 生後4ヶ月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）	35
(3) 乳児・幼児訪問指導	36
6. 低出生体重児の届出・未熟児養育医療・未熟児訪問指導	38
(1) 低出生体重児の届出・未熟児養育医療	38
(2) 未熟児訪問指導	41
7. 乳児相談	42
8. もぐもぐ教室	44
9. 1歳6か月児健康診査	46
10. 3歳児健康診査	49
11. 幼児歯科健診	52
12. すくすく発達相談	54
13. ことばと発達の相談室	56
14. 親子教室	59
(1) たんぽぽグループ	59
(2) ひまわりグループ	60
15. 5歳児子育て相談	61
16. 健康教育・健康相談	63
(1) 保健センターでの健康教育	63
(2) 地区の集まりにおける健康教育	64
(3) 女性の健康づくり教育（妊娠力向上啓発）	64
(4) 保育園・幼稚園における歯科健康教育	65
(5) 健康教育に伴う健康相談	65
17. 母子保健事業未受診者勧奨事業	67
III 思春期保健	
1. 思春期保健に関する取組み	73
IV 感染症予防	

1. 感染症予防及び防疫	77
(1) B型肝炎予防接種	81
(2) ヒブ予防接種	82
(3) 小児用肺炎球菌予防接種	83
(4) 四種混合・三種混合・二種混合予防接種	84
(5) 不活化ポリオ予防接種	87
(6) BCG予防接種	88
(7) 麻しん(はしか)・風しん予防接種	89
(8) 水痘(みずぼうそう)予防接種	91
(9) 日本脳炎予防接種	92
(10) 子宮頸がん予防接種(サーバリックス・2価、ガーダシル・4価)	94
(11) インフルエンザ予防接種	95
(12) 高齢者肺炎球菌予防接種	96
2. 予防接種(任意)	97
(1) おたふくかぜワクチン接種費用助成事業	97
(2) 風しんワクチン接種費用助成事業	96
3. 結核予防	99
(1) 結核検診	99

V おとなの保健

1. 健康手帳の交付	103
2. 健康教育	105
(1) 集団健康教育	105
3. 健康相談	119
4. 健康診査	122
(1) 健康診査	122
(2) 成人歯科健康診査	125
(3) 骨粗しょう症検診	128
(4) 肝炎ウイルス検診	131
(5) 肝炎ウイルス検診陽性者フォローアップ事業	134
(6) 口腔がん検診	136
5. 各種がん検診等	139
(1) 胃がん検診	139
(2) 子宮頸がん検診	142
(3) 乳がん検診	149
(4) 肺がん検診	158
(5) 大腸がん検診	161
6. 訪問指導	164
7. 特定健康診査(健康診査)・特定保健指導	166
(1) 特定健康診査(健康診査)	166
(2) 特定保健指導(保健指導)	169
(3) 糖尿病性腎症重症化予防事業	173
8. こころの健康づくり	176
(1) 精神科医によるこころの健康相談	176
(2) カウンセラーによるこころの健康相談	177
(3) 千葉県地域自殺対策緊急強化事業	178
(4) 佐倉市自殺対策庁内連絡会議	180
(5) 普及啓発活動	180

VI 市民の健康	
1. 歯科保健啓発事業	185
(1) 歯ピーかみんぐフェア（むし歯予防大会）	185
(2) よい歯のコンクール	186
2. 市民公開講座	187
3. 食生活改善推進員事業	189
(1) 食生活改善推進員養成講座	189
(2) 食生活改善推進員研修	190
(3) 食生活改善推進員地区活動	192
4. その他啓発事業	194
5. マイヘルスプラン普及啓発事業	196
VII 地域医療	
1. 休日夜間等救急医療事業	201
(1) 休日夜間急病診療所	201
(2) 休日当番医	204
2. 小児初期急病診療所事業	205
3. 訪問歯科事業	208
VIII 各種委員会名簿	213
IX 学会等発表原稿	221

※保健事業のまとめを見る上での注意事項

百分率（％）の計算は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを表示した。したがって、％を足し合わせて100％にならない場合がある。

I 佐倉市の概要

1. 佐倉市の概況

佐倉市は、千葉県北部、北総台地の中央部に位置し、都心から約40kmの距離にあり、成田国際空港から西へ約15km、県庁所在地の千葉市へは北東へ約20km、市北部には自然豊かな印旛沼が広がる行政面積103.69km²の首都圏近郊都市です。

市域は、印旛沼の南に広がる台地、傾斜地、水田から構成されており、鹿島川、高崎川、手繰川、小竹川などが印旛沼に注いでいます。標高30m前後の下総台地は北から南へ向うほど徐々に高くなっている。

また、佐倉城跡周辺、印旛沼とその周辺、南部の農村地帯などは、台地を刻む谷地形の谷津があり、多くの動植物が生息する豊かな自然に恵まれています。

公共交通機関は、京成電鉄本線、JR東日本鉄道総武本線・成田線が市の東西を横断し、都心まで約60分、成田国際空港と千葉市へはそれぞれ約20分で結ばれています。

また、市内には新交通システムのユーカリが丘線が運行されており、バス路線とともに鉄道各駅と住宅地を結ぶ市民の足となっています。

道路状況は、都心と成田国際空港を結ぶ東関東自動車道水戸線が市の南部を通り、佐倉インターチェンジにより国道51号と連結され、市の東西を国道296号、南北を県道千葉臼井印西線、佐倉印西線が走り、主要な幹線道路を形成しています。また、平成26年には都市計画道路3・4・15勝田台長熊千志津霊園関連区間が開通し、今後、国道296号の渋滞緩和が期待されます。加えて市街においては平成27年に圏央道神崎JC～大栄JCが開通し、茨城県とのアクセスが向上するなど、本市への道路状況は向上しています。



佐倉市のまちづくり 歴史・自然・文化のまち～「佐倉」への思いをかたちに～

佐倉市では、人口減少や少子高齢化の進展など、直面する諸課題を乗り越え、「歴史 自然 文化」というこれまで大切に積み重ねてきた資源を、次の世代に誇りをもって引き継ぐため、平成23年度を初年度とする第4次佐倉市総合計画を策定し、全ての人に優しく、活力あるまちづくりを目指した取り組みを行ってまいりました。

前期基本計画期間〔平成23年度～平成27年度〕におきましては、広範囲にわたる施策を計画的かつ効率的に行った結果、「佐倉市に住み続けたいと思う市民の割合」が増加しております。

しかしながら、本市を取り巻く社会情勢は刻一刻と変化し続け、人口減少・少子高齢化への対応など取り組むべき課題は山積しております。

そのような中、後期基本計画期間〔平成28年度～平成31年度〕では、「人口減少、少子高齢化への対応」を重点施策として位置付け、その積極的な推進を図っているところです。そして、若い世代の結婚・出産・子育ての希望を叶えるとともに、「佐倉市に住み続けたい」、「佐倉市に住んでみたい」、「佐倉市を訪れてみたい」と思われる愛着と誇りのもてる魅力的なまちづくりを進めています。

また、平成16年4月に、国の「健康日本21」「健やか親子21」を踏まえ、佐倉市として「生活習慣病予防(一

次予防)を重視した健康づくり」と「健やかな親子づくり」を体系的、継続的に推進していくことを目標として、健康増進推進計画「健康さくら21」を公表しました。

その後、「健康さくら21」については、この計画の推進による市民の健康意識の高まりを受け、市民一人ひとりの健康や地域の環境づくりにより一層力を入れて取り組んでいくため、平成25年度より、新たに「健康さくら21(第2次)」を策定しました。

「健康さくら21(第2次)」は、計画期間10年間の中間年を迎え、平成30年度には改訂版の計画を策定し、

「心もからだも健やかで、幸福な生活が送れること」

を基本理念として、「いつでもいきいきと生活できる市民」、「健康を支える地域社会」の実現に向けた取り組みを、引き続き進めていくこととしました。

また、平成28年に自殺対策基本法が改正され、市町村に自殺対策計画の策定が義務付けられたことに伴い、改定後の計画は自殺対策計画としても位置付けられています。

2. 健康こども部行政組織

(平成30年4月1日現在)



〔健康増進課の職種別職員配置状況〕

(単位：人)

	保健師	栄養士	歯科衛生士	言語聴覚士	事務職	合計
健康管理センター	19	2	2	4	11	38
西部保健センター	7	2	1	—	—	10
南部保健センター	2	1	1	—	—	4
合計	28	5	4	4	11	52

3. 健康増進課事務分掌

[佐倉市行政組織規則に定められる事務分掌]

健康増進課

- 1 健康づくりの推進に関すること。
- 2 健康診査及び各種検診に関すること。
- 3 保健指導に関すること。
- 4 予防接種に関すること。
- 5 感染症等の予防に関すること。
- 6 低体重児の届出に関すること。
- 7 未熟児の訪問指導に関すること。
- 8 未熟児養育医療に係る審査、決定及び養育医療券の交付に関すること。
- 9 佐倉市保健センターに関すること。
- 10 佐倉市休日夜間急病等診療所に関すること。
- 11 佐倉市小児初期急病診療所に関すること。
- 12 訪問歯科事業に関すること。

西部保健センター

- 1 佐倉市西部保健センターの管理運営に関すること。

南部保健センター

- 1 佐倉市南部保健センターの管理運営に関すること。

*佐倉市保健センターの設置及び管理に関する条例に定める保健センターの共通業務

- ・健康教育、健康相談その他保健指導に関すること。
- ・各種検診及び予防接種に関すること。
- ・機能訓練事業に関すること。
- ・その他保健センターの設置の目的を達成するために市長が必要と認める業務

4. 保健センター—施設概要

健康管理センター

所在地 〒285-0825 佐倉市江原台2丁目27番地 TEL043-485-6711 FAX043-485-6714

1. 施設

- ・敷地面積 2,739 m²
- ・建物面積(延床) 2,486.21 m²
 - 1階 1,057.33 m² 休日夜間急病診療所・小児初期急病診療所・隔離室・点滴室・
栄養指導室・保健指導室・歯科指導室・消毒室・事務室
 - 2階 1,065.14 m² 予防接種室・言語指導室・小会議室・中会議室
 - 3階 363.74 m² 大会議室・小会議室2

2. 施設整備の履歴

【当初建築】

- ・工事期間 着工：昭和52年3月1日 完成：昭和52年11月30日
- ・総事業費 347,509千円(敷地購入費 121,925千円、委託費 8,310千円、工事費 217,274千円)

【昭和56年度一部増築】

- ・工事期間 着工：昭和56年12月28日 完成：昭和57年3月20日
- ・総事業費 12,950千円(工事費 12,950千円)
- ・事務室 51 m²

【平成3・4年度増改築】

- ・工事期間 着工：平成3年12月18日 完成：平成5年2月28日
- ・総事業費 801,969千円(設計費 31,777千円、工事費 770,192千円)

【平成14年度改築】

- ・工事期間 着工：平成14年7月2日 完成：平成14年8月30日
- ・総事業費 4,305千円(工事費 4,305千円)
- ・診療室 51 m² 点滴室・隔離室 60.7 m²

西部保健センター

所在地 〒285-0843 佐倉市中志津2丁目32番4号 (西部保健福祉センター1階)
TEL043-463-4181 FAX043-463-4183

1. 施設

- ・敷地面積 4,250 m²
- ・建物面積(延床) 2,490 m²
 - 1階 1,192.90 m² 運動指導室・保健指導室・調理室・診察室・消毒室・相談室・事務室・会議室
 - 2階 1,106.12 m² 西部地域福祉センター
 - 機械室棟 191 m²

2. 施設整備の履歴

- ・工事期間 着工：平成9年6月27日 完成：平成10年3月3日
- ・総事業費 1,436,130千円(設計費 46,350千円、工事監理費 21,000千円、工事費 1,368,780千円)

南部保健センター

所在地 〒285-0806 佐倉市大篠塚 1587 番地 (南部保健福祉センター2階)

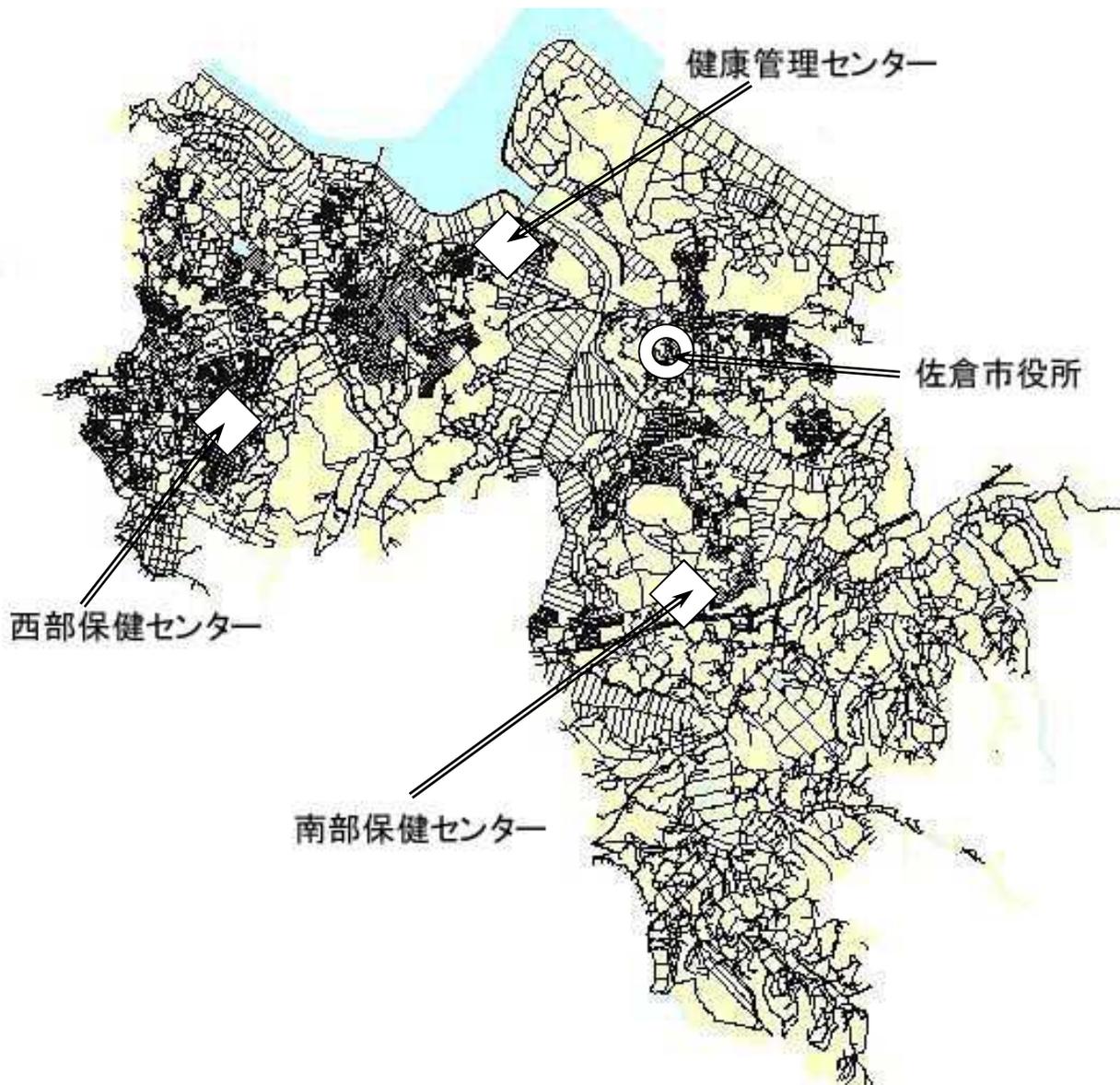
TEL043-483-2812 FAX043-483-2813

1. 施設

- ・敷地面積 8,372.41 m²
- ・建物面積(延床) 3,660.75 m²のうち733.72 m²(2階保健センター部分)
 - 1階 1,992.95 m² 南部地域福祉センター・さくらんぼ園
 - 2階 1,662.62 m² 南部保健センター(保健指導室・調理室・消毒室・相談室・会議室・事務室)
南部児童センター
 - R階 5.18 m² 機械室

2. 施設整備の履歴

- ・工事期間 着工：平成10年9月1日 完成：平成11年12月21日
- ・総事業費 1,839,428千円(南部保健福祉センター)
(設計費 72,070千円、工事監理費 23,625千円、敷地購入費 152,775千円、工事費 1,590,958千円)



5. 歳入歳出決算額の推移

目別歳出決算額

(単位：千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
保健衛生総務費	432,303	414,102	346,306	437,402	473,584
保健衛生費	428,826	454,171	436,702	450,987	456,818
予 防 費	386,898	402,438	388,587	399,356	404,564
休日夜間急病診療所費	189,903	185,614	182,513	183,788	186,514
合 計	1,437,930	1,456,325	1,354,108	1,471,531	1,521,480

※千円未満切り上げのため合計と内訳が一致しない。

財源別歳入決算額

(単位：千円)

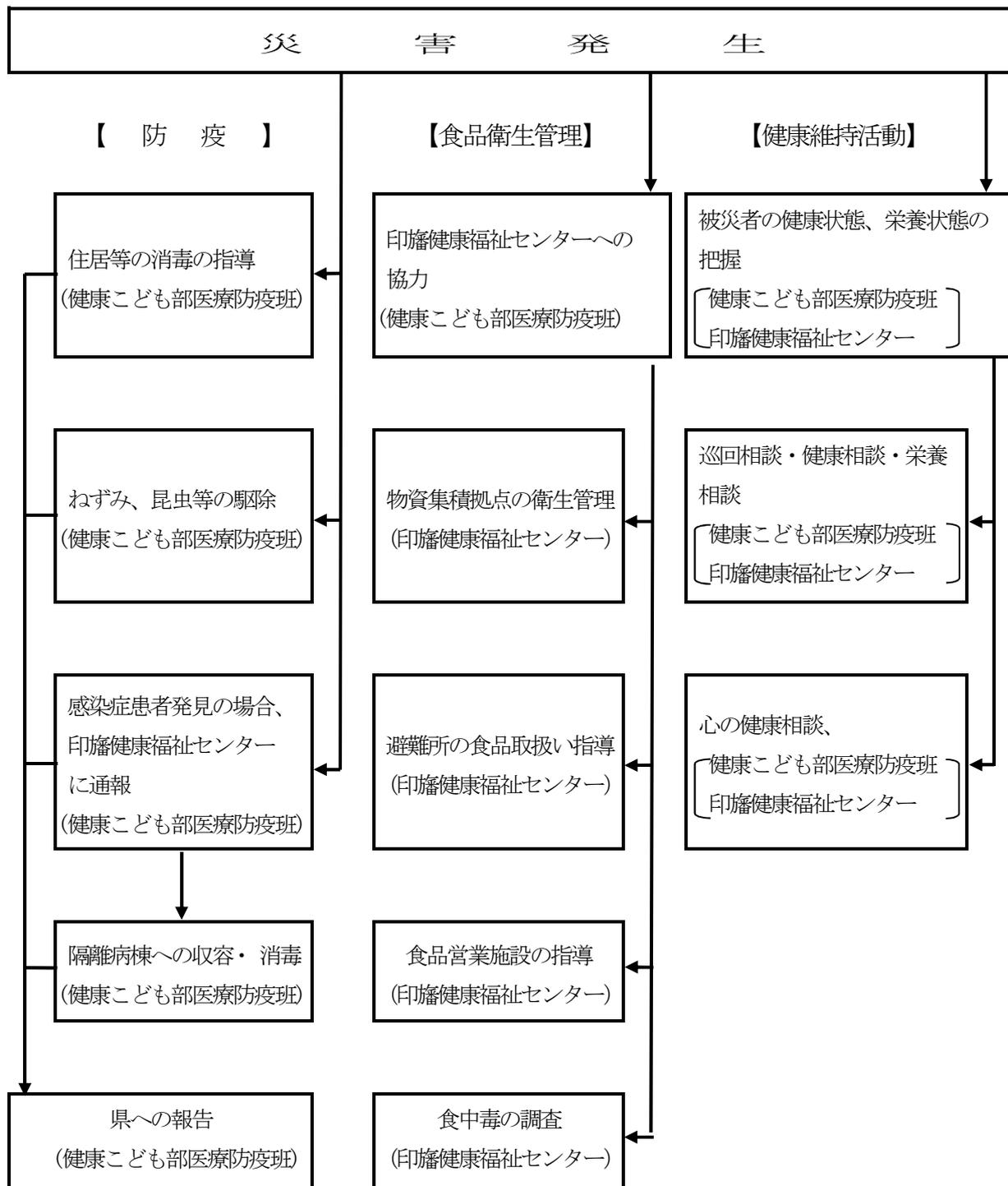
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
国庫支出金	17,752	8,446	3,285	4,020	6,747
県支出金	9,280	13,365	9,673	11,130	11,501
そ の 他	159,173	144,465	151,251	152,643	152,545
合 計	186,205	166,276	164,209	167,793	170,793

6. 地域健康危機管理体制

《佐倉市の健康危機管理体制》

地震等の災害が発生した場合、佐倉市地域防災計画に基づき、印旛保健所及び地域医療機関等関係機関と連携を図りながら、市民の健康維持のため、良好な衛生状態の確保に努める。

《応急対策の流れ》



《災害時応急活動》

災害発生時の対応として、次の事務を所掌する。

健康こども部 責任者：健康こども部長

班 名	所 掌 事 務
医 療 防 疫 班 (健康増進課) (健康管理センター) (西部保健センター) (南部保健センター)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災者の医療、助産、防疫・救護に関すること。 2. 災害時の感染症の予防・防疫に関すること。 3. 被災家屋等の消毒・防疫に関すること。 4. 医療救護班等の派遣依頼・連絡調整に関すること。 5. 医療救護班等の活動の把握、報告、継続の可否に関すること。 6. 救護所の設置及び被災傷病者の把握に関すること。 7. 市内医療機関の被害状況の把握及び報告に関すること。 8. 医療要員・医療用資機材・医療品等の県、近隣市町村、関係機関等への支援要請に関すること。 9. 印旛健康福祉センターとの連絡に関すること。 10. 遺体の検案及び収容の協力に関すること。 11. 健康管理センター及び保健福祉センターの利用者の保護及び避難等に関すること。 12. 健康管理センター及び保健福祉センターの被害状況の把握・報告、警備及び応急対策に関すること。

7. 健康増進計画「健康さくら21（第2次）【改訂版】」

① 計画策定の背景とその経過

佐倉市では、“すべての市民が健康で、いつまでも現役でこころ豊かに暮らせる健康なまち”となることを目標に、「生活習慣病予防（一次予防）を重視した健康づくり」と「健やかな親子づくり」を目的とした健康増進計画「健康さくら21」を平成16年3月に策定した。

平成20年度には、「健康さくら21」の中間見直しを行い、保健医療や健康増進に関する国の新たな制度改正、法整備に合わせた施策を反映するとともに、国の健康増進計画である「健康日本21」、千葉県健康増進計画である「健康ちば21」との整合性を図った。また、目標年度についても、当初の平成22年度から、平成24年度に延長した。

「健康さくら21」計画期間の最終年度である平成24年度には、引き続き平成25年度以降も、市民の健康づくりと健やかな親子づくりを推進していくために、新たな健康増進計画「健康さくら21（第2次）」を策定した。

「健康さくら21（第2次）」には、国から示された「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」の内容も反映した。

平成30年度には、「健康さくら21（第2次）」策定から5年が経過したことから、中間評価を実施、課題の検討、目標値や取り組み内容の見直しを行った。さらに、平成28年に自殺対策基本法が改正され、市町村に自殺対策計画を策定することが義務付けられたことから、これまで「健康さくら21（第2次）」において、こころの健康対策を推進してきた経過を踏まえ、自殺対策計画を策定し一体の計画とした。

② 日本における健康づくりの取り組み

(1) 第1次国民健康づくり対策（昭和53年）

健康づくりは、国民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という自覚をもつことが基本であり、行政としてはこれを支援するため、国民の多様な健康ニーズに対応しつつ、地域に密着した保健サービスを提供する体制を整備していく必要があることから、「生涯を通じる健康づくりの推進」、「健康づくりの基盤整備」、「健康づくりの普及啓発」の3点を柱とした取り組みが推進された。

(2) 第2次国民健康づくり対策（昭和63年）

第2次対策「アクティブ80ヘルスプラン」では、第1次の対策などこれまでの施策を拡充するとともに、運動習慣の普及に重点を置き、栄養・運動・休養の全ての面で均衡のとれた健康的な生活習慣の確立を目指した取り組みが展開された。

(3) 第3次国民健康づくり対策（平成12年）

第3次対策「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」では、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸及び生活の質の向上の実現を目的とし、生活習慣病及びその原因となる生活習慣等の国民の保健医療対策上重要となる課題について、10年後を目途とした目標等を設定し、広く関係団体等の積極的な参加や協力を得ながら、一次予防を重視した情報提供等を行う取り組みが推進された。

(4) 「健康増進法」の施行（平成15年）

高齢化の進展や疾病構造の変化に伴い、国民の健康増進の重要性が著しく増大しているため、健康の増進に関する正しい知識の普及、情報の収集・整理・分析・提供、研究の推進、人材の育成・資質

の向上を図り、「健康日本21」を中核とする国民の健康づくり・疾病予防をさらに積極的に推進するため、施行された。

(5) **健康日本21の改正（平成19年）**

健康増進法に基づく国民の健康増進の総合的な推進を図るための基本的な方針が一部改正され、「健康日本21」が改正された。

(6) **第4次国民健康づくり対策（平成25年）**

平成34年度までを計画期間とする「健康日本21（第2次）」が開始され、すべての国民が共に支え合い、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を目指すべき姿とし、基本的な方向として①健康寿命の延伸と健康格差の縮小、②主要な生活習慣病の発症予防と重症化予防、③社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上、④健康を支え、守るための社会環境の整備、⑤栄養、食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善を推進している。

③ **健康さくら21（第2次）策定の経過**

平成14年度	市民健康意識調査の実施、健康課題の抽出、「健康さくら21」策定委員会の設置
平成15年度	「健康さくら21」計画策定
平成16年度	「健康さくら21」計画公表
平成18・19年度	市民健康意識調査の実施、分析（中間評価）
平成20年度	「健康さくら21」計画見直し、公表
平成23年度	市民健康意識調査の実施、分析（最終評価）
平成24年度	「健康さくら21（第2次）」計画策定、公表
平成29年度	市民健康意識調査の実施
平成30年度	「健康さくら21（第2次）【改訂版】」策定、公表

④ **健康さくら21（第2次）【改訂版】の位置づけと期間**

この計画は、健康増進法第8条第2項に基づく「健康増進計画」、「健やか親子21（第2次）」の趣旨に基づく「母子保健計画」、自殺対策基本法第13条第2項に基づく「自殺対策計画」を一体化した計画である。

「第4次佐倉市総合計画（平成23年度～平成31年度）」を上位計画として、市民の健康づくりや健やかな親子づくりを進めるため、また、誰も自殺に追い込まれることのない社会を実現するため、具体的な考え方や取り組み方法を示したものである。「佐倉市高齢者福祉・介護計画」など、他の分野の関連する計画と相互に連携しながら推進していく。

さらに、国の健康増進計画である「健康日本21（第2次）」、母子保健の推進計画である「健やか親子21（第2次）」、国の「自殺総合対策大綱」等とも整合性を保ち、それぞれの趣旨を踏まえつつ、佐倉市の地域性を尊重した計画としている。

計画の期間は、平成25年度から平成34年度までの10年間とし、第2次計画策定から5年が経過した平成30年度に中間評価及び見直しを行った。

今後も国や県の健康増進計画の動向を注視しながら、計画を推進していく。

⑤ 基本方針

- ・「健康日本21（第二次）」と「健やか親子21（第2次）」を一体的に含めた計画にします。
- ・自殺対策計画としても位置付けます。
- ・ヘルスプロモーションの考え方を取り入れます。
- ・めざすべき姿の実現のために、目標と指標を設定し、達成状況を評価します。

⑥ 基本理念

心もからだも健やかで、幸福な生活が送れること

⑦ めざすべき姿

- ・いつでもいきいきと生活できる市民
- ・健康を支え合える地域社会

⑧ 基本姿勢

1. 自分に合った健康づくりに取り組もう（一人ひとりの個性と健康観の重視・みんなが主役）
2. 楽しみながら健康づくりに取り組もう（無理をせず自分に合った活動を）
3. 親と子が健やかに暮らせるまちをつくっていこう（地域ぐるみの子育て・子育ち）
4. 歴史と自然に親しみながら健康づくりを進めよう（市の資源を生かした取り組み）
5. とともに支え合って健康づくり運動を推進しよう（健康づくりの環境整備・しくみづくり）
6. 誰も自殺に追い込まれることのないまちをつくっていこう（気づき、つながり、支え合う生活を）

【基本理念】心もからだも健やかで、幸福な生活が送れること

【めざすべき姿】

- ・いつでもいきいきと生活できる市民
- ・健康を支え合える地域社会

【基本姿勢】

- ・自分にあった健康づくりに取り組もう
- ・楽しみながら健康づくりに取り組もう
- ・親と子どもが健やかに暮らせるまちをつくっていきこう
- ・歴史と自然に親しみながら健康づくりを進めよう
- ・ともに支え合って健康づくり運動を推進しよう
- ・誰も自殺に追い込まれることのないまちをつくっていきこう

ライフステージごとの取り組み(幼年期・少年期・青年期・壮年期・中年期・高齢期)

健やかな親子づくりの取り組み

- ・妊娠・出産・周産期
- ・健康管理
- ・育児生活習慣の改善と事故予防対策
- ・思春期
- ・次世代の健全な育成

健康寿命の延伸・健康格差の縮小

- ・生活習慣病の早期発見と予防に向けて
- ・栄養・食生活
- ・身体活動・運動
- ・飲酒
- ・喫煙
- ・歯と口腔
- ・歯と口腔の健康から、話す・食べるの喜びを
- ・喫煙者の減少と受動喫煙の防止
- ・飲酒の正しい知識とみんなで支え合う心の問題
- ・身体活動・運動と運動を通じた健康増進と地域づくり
- ・栄養・食生活の改善を通じた健康な生活習慣の獲得
- ・生活習慣病の早期発見と予防に向けて

いのち支える 佐倉市自殺対策計画

- ・このころの健康づくり
- ・自殺予防のための地域づくり
- ・生きる悩みに支えあろう
- ・誰にも自殺に追い込まれない佐倉を目指して
- ・このころの健康づくりについて理解を深め、心身の健康を保とう
- ・自殺予防のための地域づくり
- ・生きる悩みに支えあろう
- ・誰にも自殺に追い込まれない佐倉を目指して

Ⅱ 子どもの保健

1. 妊娠届出・母子健康手帳交付

根拠法令等	母子保健法第15条、第16条	
健康さくら21(第2次)目標値		(初期値) → (目標)
	・妊娠11週以下での妊娠届け出の割合	87.6% → 95.0%
	・妊娠中飲酒していた母親の割合	13.3% → 0%
	・妊娠中の母親の前で吸っていた家族の割合	21.4% → 0%
	・妊娠中に喫煙していた母親の割合	5.4% → 0%

《目的》

母子保健法第15条に基づき提出された妊娠届出により、妊娠・出産・育児に関する母子の健康状態を一貫して記録しておくため、同法第16条による母子健康手帳を交付する。

《内容》

妊娠届出をした者に母子健康手帳、副読本、及び妊婦・乳児一般健康診査受診票を交付する。

届出・交付場所は、3保健センター（健康管理センター、西部保健センター、南部保健センター）と市役所子育て支援課、志津北部地域子育て世代包括支援センター（平成30年11月26日開所）の5か所。

《実績》

①過去5年間妊娠週数別届出数 (件)

年度	妊娠届出数	初妊婦数 (割合)	届出時の妊娠週数					産後	週数不詳
			0～11週 (割合)	12～19週	20～27週	28週以上			
26年度	1,217	538 (44.2%)	1,094 (89.9%)	95	12	6	9	1	
27年度	1,082	505 (46.7%)	970 (89.6%)	81	16	8	0	7	
28年度	1,054	415 (39.4%)	958 (90.9%)	81	9	6	0	0	
29年度	1,035	454 (43.9%)	946 (91.4%)	75	9	5	0	0	
30年度	922	408 (44.3%)	824 (89.4%)	76	19	3	0	0	

※ 平成30年度 妊娠届出による母子健康手帳交付数は、932件（多胎の場合胎児数発行するため妊娠届出数と異なる）。紛失等による母子健康手帳再交付数49件。

②地区別妊娠週数別届出数 (件)

地区	総数	届出時の妊娠週数					産後	週数不詳
		0～11週	12～19週	20～27週	28週以上			
佐倉	137	119	11	6	1	0	0	
臼井	125	107	14	4	0	0	0	
志津	417	385	29	2	1	0	0	
根郷	203	178	20	5	0	0	0	
和田	0	0	0	0	0	0	0	
弥富	6	4	1	0	1	0	0	
千代田	34	31	1	2	0	0	0	
合計	922	824	76	19	3	0	0	

③妊婦・乳児一般健康診査受診票交付・再交付数 (件)

妊娠届出時に交付	届出後多胎が判明し交付	転入のため交付	紛失・その他
922	0	204 (妊娠・乳児 93 件 乳児のみ 111 件)	7

④交付場所別届出数及び割合 (件)

届出場所	届出数	割合 (%)
健康管理センター	118	12.8
西部保健センター	327	35.5
南部保健センター	23	2.5
子育て支援課	417	45.2
志津北部地域子育て世代包括支援センター	37	4.0
合計	922	100.0

※志津北部地域子育て世代包括支援センターは平成 30 年 11 月開設。

⑤年代別届出数 (件)

年代	件数	割合 (%)
10 代	9	1.0
20 代	319	34.6
30 代	518	56.2
40 代	76	8.2
計	922	100.0

⑥保健師・助産師による面接・実施状況

	件数	面接実施件数	面接実施率	要支援者数	要支援率
妊娠届出時	922	909	98.6%	245	26.6%
転入時別冊交換 (妊婦)	89	87	97.8%	34	38.2%
合計	1,011	996	98.5%	279	27.6%

※当日面接が出来なかった理由としては悪阻等での体調不良が主であり、代理人申請で母子健康手帳を交付。当日来所できなかった妊婦に対しては、別日に訪問や保健センターに来所してもらい面接を実施している。

⑦妊娠届出、転入全妊婦の妊娠中の喫煙・飲酒状況

⑦-1 妊婦本人の喫煙状況 (件)

状況	件数	割合
吸っていない	873	86.4%
現在吸っている	14	1.4%
妊娠中のため止めた	121	12.0%
不明	3	0.3%
合計	1,011	100.1%

⑦-2 家族の喫煙状況 (件)

状況	件数	割合
家族に喫煙者はいない	627	62.0%
兄弟姉妹	2	0.2%
妊婦の父母	27	2.7%
夫・パートナー	346	34.2%
夫の父母	4	0.4%
不明	5	0.5%
合計	1,011	100.0%

⑦-3 妊婦本人の飲酒状況 (件)

状況	件数	割合
飲んでいない	498	49.3%
現在飲んでいる	3	0.3%
妊娠中のため止めた	507	50.1%
不明	3	0.3%
合計	1,011	100.0%

⑧特定妊婦把握状況 (件)

児童青少年課（家庭児童相談室）と妊娠中に支援を行った件数 25 件

※ 特定妊婦の定義：児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 第 5 項

「出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦」とする。

【特定妊婦の状況】重複あり

10 代妊娠 1 件、精神疾患既往歴有 10 件、被虐待妊婦（DV 歴含む）1 件、経済困窮 12 件
シングルマザー 8 件、ステップファミリー 4 件

⑨産後ケア事業利用実績（子育て支援課で実施）

- ・ 宿泊型（産科医療機関に委託：市内 1 か所、市外 1 か所） 実 19 人 延 92 日（74 泊）
- ・ 日帰り型（産科医療機関に委託：市内 1 か所） 実 1 人 延 3 日
- ・ 訪問型（千葉県助産師会印旛地区に委託） 実 14 人 延 28 回

《考 察》

妊娠届出数は、昨年度と比較し 113 件減少しており年々減少傾向となっている。

平成 28 年度より、子育て世代包括支援センター（健康管理センター、西部保健センター、南部保健センター、子育て支援課）が開設され、妊娠期から切れ目のない支援を目指し、保健師による妊娠届出時全数面接を実施している。平成 30 年 11 月からは志津北部地域子育て世代包括支援センターが開所し、より身近な場所で妊娠届出を行う事ができるようになった。全員面接を行い、妊婦ひとりひとりに合わせたケアプランを作成したうえで、健康な妊娠経過をたどれるよう支援を実施している。

面接時に、妊婦本人が喫煙中、家族に喫煙者がいる家庭である、妊婦本人が飲酒していると把握した場合には、胎児に及ぼす影響について、保健指導を行っている。継続して支援が必要な妊婦に対してはより個別性のある支援計画を作成して産後 6 か月まで支援する体制を整えている。出産後の養育について妊娠中から支援が必要な妊婦については特に児童福祉部門や医療機関との連携が必要になってくる。支援が必要な妊婦に早期介入ができるよう関係機関と連携を図っていきたい。

2. 妊婦・乳児一般健康診査

根拠法令等	母子保健法第13条	
健康さくら21(第2次)目標値	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠11週以下での妊娠届け出の割合 ・かかりつけの小児科医を持つ人の増加 	(初期値) → (目標) 87.6% → 95.0% 94.3% → 100%

《目的》

母子保健法第13条に基づき、妊産婦又は乳児に対して健康診査を実施し、異常の有無を早期に発見し適切な指導を行い、妊産婦及び乳児の健康の保持増進を図る。

《内容》

- ①対象 佐倉市に住所を有する妊婦及び乳児
- ②実施方法 健康診査業務については、医療機関に委託
 受診者は妊娠届出時に発行している母子健康手帳別冊にとじ込みの受診票を医療機関に提出することにより、費用助成が受けられる。
 委託ができない医療機関の場合、償還払いで助成する。

③健診種類及び検査内容

ア. 妊婦一般健康診査

期 間	妊娠初期～23週	妊娠24～35週	妊娠36週～出産
健診回数	4回	6回	4回
受診間隔	4週間に1回	2週間に1回	1週間に1回
毎回共通の検査項目	問診・診察 検査・計測(子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、体重、尿検査) 保健指導(妊娠期間を健やかに過ごすための食事や生活のアドバイス)		
必要に応じて行う医学的検査	血液検査(血液型・抗体) (初期に1回) 子宮頸部がん検査 (初期に1回) 超音波検査 (期間内に2回)	血液検査(血清・血糖・HTLV-1抗体検査) (期間内に1回) クラミジア核酸同定検査 (期間内に1回) B群溶血性レンサ球菌検査 (期間内に1回) 超音波検査 (期間内に1回)	血液検査(血清) (期間内に1回) 超音波検査 (期間内に1回)

イ. 乳児一般健康診査(1回目:3～6か月、2回目:9～11か月)

問診及び診察(発育・発達の検査など)、尿化学検査、血液検査

*尿化学検査、血液検査については医師が必要ないと認めた場合は省略

- ④周知方法
- ア. 妊娠届出書提出時に受診票をとじ込んだ「母子健康手帳別冊」を配布
 イ. 母子健康手帳交付時配布のリーフレットに掲載
 ウ. 市ホームページ、健康カレンダーに掲載
 エ. もぐもぐ教室案内にリーフレット同封(平成26年8月から)

《実 績》

①妊婦一般健康診査受診状況

発券枚数：妊娠届出数×1.4（回分）

年度	対象者数(人) (妊娠届出数)	発券枚数(枚)	利用枚数(枚)	利用率(%)
26年度	1,217	17,038	14,042（償還分237含む）	82.4
27年度	1,082	15,148	13,754（償還分271含む）	90.8
28年度	1,054	14,756	12,125（償還分199含む）	82.2
29年度	1,035	14,490	12,689（償還分171含む）	87.6
30年度	922	12,908	11,413（償還分234含む）	88.4

② 乳児一般健康診査受診状況

発券枚数：出生数×2（回分）

年度	対象者数(人) (出生数)	発券枚数 (枚)	乳児一般健康診査 (2回分)利用枚数 (枚)		利用率(%)			
			3-6か月	9-11か月	3-6か月	9-11か月		
26年度	1,162	2,324	1,994	1,036	958	85.8	89.2	82.4
27年度	1,150	2,300	2,010 (償還分 1含む)	1,069	941	87.4	93.0	81.8
28年度	992	1,984	1,970	989	981	99.3	99.7	98.9
29年度	1,031	2,062	1,763	915	848	85.5	88.7	82.3
30年度	961	1,922	1,836 (償還分 3含む)	939	897	95.5	97.7	93.3

《考 察》

妊婦・乳児一般健康診査は、県外の里帰り先などで受診を希望する方がいるため、随時、受診を希望する医療機関と個別契約し、利便性の向上に努めている。平成30年度は、平成29年度から継続して健診を希望している妊婦がいた24医療機関と年度当初に契約し、その後、年度途中に53医療機関と新規に契約を締結した。個別契約ができない医療機関を受診した方については、償還払いの申請を受け付けており、平成30年度は、妊婦49人（234回分）、乳児3人（3回分）の申請があった。

妊婦一般健康診査については、厚生労働省から通知のあった「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」に沿って助成を行っているが、すべての妊婦が適正に妊婦健診を受けることができるよう、今後も妊婦健診の必要性について妊娠届出時やホームページ等で啓発していきたい。

乳児一般健康診査については、母子事業等で乳児健診の受診を勧奨するとともに、かかりつけ医を持つことの重要性について啓発していきたい。

3. マタニティクラス・パパママクラス

根拠法令等	母子保健法第9条
健康さくら21（第2次） 目標値	（初期値）→（目標）
	・ 育児に参加する父親の割合 83.0% → 増加
	・ 夫の育児協力を満足している人の割合 79.6% → 増加
	・ 市または病院のマタニティクラスを受講した人の割合 83.6% → 増加
	・ 妊娠中の飲酒の割合 13.3% → 0%
	・ 妊娠中の喫煙の割合 5.4% → 0%
	・ 妊娠中の母親の前で吸っていた家族の割合 21.4% → 0%

《目的》

妊娠・出産・育児について体験学習を通して正しい知識を学び、健全な母性と児の育成を図る。妊婦同士の交流を図りながら、地域における子育ての仲間づくりを支援する。

また、パパママクラスに参加する父親に、妊婦の体の変化や育児協力の大切さを伝えることにより、夫婦協働の必要性の認識を促す。

（1）マタニティクラス

《内容》

- ① 対象 佐倉市に在住する妊婦 各回定員25人（初妊婦優先）
- ② 実施会場 健康管理センター（3回）、西部保健センター（3回）
- ③ 実施回数 年6回
- ④ 周知方法 参加案内文を妊娠届出時に配布・こうほう佐倉・健康カレンダー・ホームページ掲載
- ⑤ カリキュラム

内 容	担 当 者	時 間
1. オリエンテーション・自己紹介 2. 保健師・助産師講義「妊娠中の生活」 3. 栄養士講義「妊娠中・授乳期の栄養」 4. 調理実習「鉄分・カルシウムの多い食事」 5. 歯科医師講義「妊娠中のお口の健康」 6. 保健師講義「佐倉市からのお知らせ」 7. 個別相談（希望の方・必要な方）	保健師・助産師・栄養士 歯科医師・歯科衛生士	9:15 ～14:30

《実績》

① 受講状況

年度	対象者数（人）	受講者数（人）	受講率（%）
平成26年度	538	73	13.6
平成27年度	505	74	14.7
平成28年度	415	64	15.4
平成29年度	454	61	13.4
平成30年度	408	69	16.9

※対象者数は妊娠届出をした者のうち初妊婦。（初産・経産不明者1名除く）

② 地区別受講状況

地区	対象者数(人)	受講者数(人)	受講率(%)
佐倉	61	8	13.1
臼井	55	10	18.2
志津	169	30	17.8
根郷	105	18	17.1
和田	0	0	0.0
弥富	4	0	0.0
千代田	14	3	21.4
合計	408	69	16.9

③ 妊婦の就労状況 (人)

就労している	就労していない	合計
38 (55.1%)	31 (44.9%)	69 (100%)

④ 妊婦の喫煙状況 (人)

喫煙中	禁煙中	すわない	無回答	計
0 (0.0%)	5 (7.2%)	63 (91.3%)	1 (1.5%)	69 (100%)

⑤ 家族の喫煙状況 (受講者数に対して) (人)

喫煙中	禁煙中	すわない	無回答	計
13 (18.8%)	4 (5.8%)	51 (73.9%)	1 (1.4%)	69 (99.9%)

⑥ 参加妊婦の飲酒状況 (受講者数に対して) (人)

飲酒している	飲酒していない	無回答	計
0 (0.0%)	69 (100%)	0 (0.0%)	69 (100%)

⑦ 相談件数 (分類は地域保健・健康増進事業報告を引用) (人)

相談理由	栄養	運動	休養	禁煙	歯科	その他	合計
相談者数(人)	0	0	0	0	0	23	23

【主な相談内容】母の精神疾患、体重増加、産後の支援など

《考察》

平成30年度の受講率は前年度より3.5ポイント上昇しており、過去5年間で最も高い。受講者の半数以上が就労しているなど、就労妊婦は年々増加傾向にあるため、申し込みしやすいようメールでの受付を開始したことが受講率の上昇につながったと考える。今後も電話や来所での受付の他に、メールでの受付も継続し、就労者が申し込みしやすいようにしていきたい。

また、今後も対象者には、妊娠届出の際に、実際のマタニティクラスのイメージが持てるよう教室の特徴(調理実習などの体験学習や、近隣に住む妊婦同士の交流)を説明することで、マタニティク

ラスの参加を勧奨していきたい。

(2) パパママクラス

《内 容》

- ①対 象 佐倉市に在住する妊婦とその夫 各回定員25組（初妊婦優先）
- ②実施会場 健康管理センター（4回）、西部保健センター（5回）
- ③実施回数 年9回、土曜日または日曜日に開催
- ④周知方法 参加案内文を妊娠届出時に配布・こうほう佐倉・健康カレンダー・ホームページ掲載
- ⑤カリキュラム

1. オリエンテーション・自己紹介 2. 助産師講義「お産後のママの健康と生活」 「赤ちゃんとの生活」 3. 妊婦体験・沐浴実習 4. 個別相談（希望の方・必要な方）	保健師・助産師	9:00 ~12:00
---	---------	----------------

《実 績》

① 受講状況

(人)

年度	実施回数	対象者数	受講妊婦数(うち経産婦数)	受講率	夫の受講数(うち夫のみが受講した数)	夫以外の家族	受講者合計
平成26年度	8回	538	161(3)	29.9%	153(0)	2	316
平成27年度	8回	505	167(4)	33.1%	150(0)	4	321
平成28年度	9回	415	151(6)	36.4%	146(0)	2	299
平成29年度	9回	454	161(2)	35.4%	152(0)	2	315
平成30年度	9回	408	164(1)	40.2%	164(2)	0	328

※対象者数は当該年度に妊娠届出をした者のうち初妊婦の数。(初産・経産不明者1人除く)

※夫には内縁も含む。

②地区別受講状況 (対象者数に対して)

地 区	対象者数(人)	受講者数(人)	受講率(%)
佐 倉	61	21	34.4
臼 井	55	29	52.7
志 津	169	65	38.5
根 郷	105	44	41.9
和 田	0	2	-
弥 富	4	0	0.0
千代田	14	3	21.4
合 計	408	164	40.2

③妊婦の就労状況 (人)

就労している	就労していない	合計
102 (61.4%)	64 (38.6%)	166 (100%)

※夫のみの参加も含む

④妊婦の喫煙状況 (人)

喫煙中	禁煙中	すわない	無回答	合計
1 (0.6%)	17 (10.2%)	148 (89.2%)	0 (0.0%)	166 (100%)

※夫のみの参加も含む

⑤家族の喫煙状況 (人)

喫煙中	禁煙中	すわない	無回答	合計
35 (21.1%)	10 (6.0%)	118 (71.1%)	3 (1.8%)	166 (100%)

※夫のみの参加も含む

⑥参加妊婦の飲酒状況 (人)

飲酒している	飲酒していない	無回答	合計
1 (0.6%)	165 (99.4%)	0 (0.0%)	166 (100%)

※夫のみの参加も含む

⑦相談件数 (分類は地域保健・健康増進事業報告を引用) (人)

相談理由	栄養	運動	休養	禁煙	その他	合計
相談者数	0	0	0	1	65	66

【主な相談内容】

母の精神疾患、体重管理、体調など

《考 察》

受講者数の増加に伴い、平成 28 年度からパパママクラスの実施回数を、1 回増やして開催している。平成 30 年度は夫のみが参加するケースが 2 件あった。また、家族の喫煙状況については、喫煙している割合が昨年度の 31.1%と比較して 10.0 ポイント減少し、禁煙中と回答した者の割合も増加した。喫煙率減少の理由は明確ではないが、夫のみが参加するケースがいることから、男性の親になる意識の高さが伺える。

今後も対象者には、妊娠届出の際に、実際のパパママクラスのイメージが持てるよう教室の特徴（男性がマタニティジャケットを装着する妊婦体験や沐浴人形を用いての沐浴実習などの体験学習）を説明することで、パパママクラスの参加を勧奨していきたい。また、平成 31 年度から家事や育児の分担割合を見直し、夫婦で話し合う時間を講義内で設ける予定である。更なる男性の育児啓発に向けて、カリキュラム内容の改善を図っていきたい。

4. 産婦健康診査

根拠法令等	母子保健法第13条
健康さくら21(第2次)目標値	(初期値) → (目標)
	・子育てに自信が持てない保護者の割合 46.7% → 23.0%
	・子どもをかわいいと思える保護者の割合 97.4% → 100%
	・育児についての相談相手のいない保護者の割合 1.8% → 0.7%
	・子どもを虐待していると思う保護者の割合 9.6% → 0%

《目的》

母子保健法第13条に基づき、産後うつ予防や新生児への虐待防止を図るため、産婦健康診査の費用助成を行い、またその結果に基づき適切な指導を行うことにより、産後間もない母子に対する支援を行う。

《内容》

- ①対象 産後概ね2週間と概ね1か月の計2回まで
- ②実施場所 契約医療機関(県内41か所、県外30か所)
契約助産院(県内14か所、県外1か所)
契約外の医療機関で受診した場合は償還払い
- ③実施内容 健診項目：ア.問診、イ.診察、ウ.体重・血圧測定、エ.尿検査
オ.質問票(質問票Ⅰ：育児支援チェックリスト、質問票Ⅱ：エジンバラ産後うつ質問票(EPDS)、質問票Ⅲ：赤ちゃんへの気持ち質問票)
健診の結果、要支援と判定された場合、実施機関から市に連絡をする。
- ④周知方法 妊娠届出時に受診票を交付。妊娠後期の妊婦への電話支援で受診勧奨。
「こうほう佐倉」・ホームページにて周知。

《実績》

①受診状況

(人)

年度	対象者数 (出生数)	実受診者数 (※1回目 受診者数)	延受診者数	受診率 (実受診者数/ 対象者数)	実要支援者 数(率)	延要支援者 数(率)
30年度	961	815	1,341	84.8%	145(18.8%)	175(13.0%)

※実施体制が整わない等の理由で実施回数が産後1か月の1回のみ医療機関もあり、すべての産婦が2回受診するとは限らないため、1回目受診者を実受診者数とする。

②受診時期別受診者数・要支援理由の状況

(人)

時期	受診者 数	要支援 者数	要支 援率 (%)	要支援理由(重複あり)(要支援者に対する割合)			
				EPDS 9点以上 (※1)	EPDS/ 設問10番 加点 (※2)	赤ちゃんへ の気持ち質 問票/設問 3,5に加点 (※3)	その他 (※4)
2週間	553	89	16.1	59(66.3%)	19(21.3%)	50(56.2%)	20(22.5%)
1か月	788	86	10.9	50(58.1%)	26(30.2%)	65(75.6%)	8(9.3%)
全体	1,341	175	13.0	109(62.3%)	45(25.7%)	115(65.7%)	28(16.0%)

※1 EPDS(エジンバラ産後うつ質問票)は、自記式の質問票で、全10項目の設問で構成される。1設問当たり程度により0~3点が加点され、合計9点以上が産後うつが疑われるとされている。

※2 EPDSの設問10「自分自身を傷つけるという考えが浮かんできた」に加点があった場合、自殺

念慮が疑われる。

※3 赤ちゃんへの気持ち質問票の設問3「赤ちゃんのことが腹立たしくいやになる」、設問5「赤ちゃんに対して怒りがこみあげる」に加点があった場合、児童虐待につながる可能性があると言われている。

※4 その他の内容は、新生児や母胎の異常、複雑な家族関係、産婦の精神疾患、支援者が希薄であることなど。

③要支援者のうち医療機関から連絡があった者の支援状況

要支援者数	要支援者のうち医療機関から連絡があった人数	医療機関からの連絡を受け概ね1週間以内に訪問等の支援を実施した人数(実施率)
175人	166人	134人(80.7%)

医療機関から連絡があったが、概ね1週間以内に支援を実施できなかった者32人の主な理由

- ・対象者が市からの連絡・訪問に応じなかった(支援拒否含む)22人
- ・支援者と産婦の都合が合わなかった6人
- ・医療機関から対象者への伝達不足3人
- ・その他(内容:里子に出した)1人

④要支援者実145人の状況

出生順位 第1子	妊娠中から 継続支援の者	受診後 産後うつ病の診断あり	受診後 産後ケア利用
100人 (69.0%)	67人 (46.2%)	4人 (2.8%)	宿泊型 1人 訪問型 2人

《考 察》

平成30年4月から産婦健康診査を開始し、産後うつ病の予防や新生児への虐待防止を図った。要支援者は延175人であり、時期別にみると産後2週間での要支援率が高かった。要支援者の80.7%に対して、医療機関から連絡を受けてから概ね1週間以内の早期に家庭訪問や電話による支援を行うことができた。1週間以内の早期支援に至らなくても、対象者の状況に応じて新生児訪問等の支援を実施している。

要支援となった理由としては、エジンバラ産後うつ質問票(EPDS)9点以上である産婦が最も多く、初めての育児に伴う不安、児の泣きによる負担、身近な協力者がいないことなどの主訴が聞かれた。要支援者への事後指導では、エジンバラ産後うつ質問票(EPDS)、赤ちゃんの気持ち質問票、育児支援チェックリストを用い、産婦の思いをきくとともに産婦健康診査時と比較し産婦の精神面を客観的に評価している。要支援者は児の4か月児乳児相談まで支援する体制を整え、産後間もない時期からの継続した支援を行っている。

医療機関の実施状況としては、質問票の計算間違いや連絡なしでの要支援判定や要支援の判定基準に当てはまるが連絡がない場合がみられたが、既に妊娠期から支援中である産婦が多く、妊娠期からの支援を行っていなかった産婦の場合では、既に電話相談や新生児訪問で状況を把握し支援を開始することができていた。

要支援者の把握により、早期の新生児訪問につながり、不安や負担感の強い産婦への支援を行うことができた。要支援者の主訴で目立った内容を受け、今年度からパパママクラスでの泣きへの対処の講義を追加、妊娠後期の転入者への後期電話が行われる予定。要支援者への事後指導は、出産後間もない時期の産婦と新生児のいる家庭の孤立を防ぎ、産後うつ病や虐待の早期発見と対処につながる重要な機会となる。引き続き医療機関との連携を図りながら早期の支援に努めていく。

5. 母子訪問指導

根拠法令等	母子保健法第10条（保健指導）、第11条（新生児の訪問指導）、第17条（妊産婦の訪問指導）、児童福祉法第6条の3第4項（乳児家庭全戸訪問事業）
健康さくら21（第2次）目標値	<p style="text-align: right;">(初期値) → (目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問を受けた人の割合 87.3% → 94.0% ・ 子育てに自信が持てない保護者の割合 46.7% → 23.0% ・ 子どもをかわいいと思える保護者の割合 97.4% → 100% ・ 育児についての相談相手のいない保護者の割合 1.8% → 0.7% ・ 子どもを虐待していると思う保護者の割合 9.6% → 0%

（1）妊産婦訪問

《目的》

母子保健法第17条に基づき、妊産婦に対して家庭訪問を行い、妊娠又は出産・産褥期に支障を及ぼすおそれのある疾病を予防するとともに、安心して子育てができるよう支援する。

《内容》

- ①対象 妊娠届出書や電話等で訪問を希望する妊婦
妊娠届出書より訪問が必要と認められる妊婦
出産後、新生児訪問を受けた産婦、訪問の結果継続支援が必要と認められた産婦
- ②内容 家庭訪問による相談と支援
- ③従事者 保健師・助産師

《実績》

①実施状況

年度	妊娠届出数 (件)	妊婦訪問 実(延)人数	要支援者数 (人)	産婦訪問 実(延)人数	要支援者数 (人)
26年度	1,217	9(9)	9	0	0
27年度	1,082	5(8)	4	0	0
28年度	1,054	26(32)	16	2(4)	2
29年度	1,035	25(48)	20	3(3)	2
30年度	922	31(51)	29	※942(959)	365

※産婦訪問実(延)人数について、平成30年度から地域保健の報告に準じ、新生児訪問と同時に実施した産婦訪問指導の実績を計上することとする。

《考察》

平成28年度から子育て世代包括支援センターが開設され、妊娠届出時の面接で、支援が必要な状況が把握された妊産婦に対し、安心して出産・育児できるように地区担当保健師を中心として、妊娠中から継続的に支援を行っている。必要時、児童青少年課など、関係機関と同行した訪問により、支援している。また、平成30年度からは、産婦健康診査を開始し、産後うつの可能性のある産婦にも早期に新生児訪問を実施するよう努めている。今後も支援が必要な妊産婦に対し、きめ細かい支援を行っていきたい。

(2) 生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

《目的》

母子保健法第11条に基づく新生児訪問指導、児童福祉法第6条に基づく乳児全戸訪問事業を併せて実施することにより、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭に訪問し、子育てに関する情報の提供並びに乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを目的とする。

《内容》

ア. 新生児訪問

- ①対象 原則として産後28日未満の産婦及びその新生児で、以下のいずれかに該当する者
- ・第1子全員
 - ・第2子以降で希望があった者
 - ・妊娠期から継続して支援している者
 - ・医療機関からの訪問依頼があった者
 - ・里帰り中で他市町村から依頼があった者
- ②内容 家庭訪問による相談と支援
エジンバラ産後うつ質問票(E P D S)による、産婦の精神状態の確認と支援
- ③従事者 保健師・助産師

イ. こんにちは赤ちゃん訪問

- ①対象 生後4か月までの産婦及びその乳児
新生児訪問の対象となった者は、新生児訪問として実施する。
- ②内容 家庭訪問による育児に関する情報提供
エジンバラ産後うつ質問票(E P D S)による、産婦の精神状態の確認と支援
- ③従事者 こんにちは赤ちゃん訪問協力員・看護師・保健師

ウ. こんにちは赤ちゃん訪問員協力員研修

- ①対象 こんにちは赤ちゃん訪問協力員（研修を修了したボランティア/平成30年度は18人）
- ②内容 こんにちは赤ちゃん訪問協力員の資質の向上を目的とした研修会の実施

《実績》

① 実施状況

対象者数 a	生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問) 実施数	
	b(b/a)	うち、新生児訪問指導等と同時に実施(再掲) c(c/b)
961人	957人 (99.6%)	793人 (82.9%)

※対象数：平成30年度出生数（平成30年度佐倉市統計資料 市民課より提供）

② 過去5年間の実施状況

(人)

年度	対象者数	訪問数	訪問率(%)	要支援者数(割合)
26年度	1,162	1,077	92.7	218 (20.2%)
27年度	1,150	1,086	94.4	187 (17.2%)
28年度	992	944	95.2	280 (29.7%)
29年度	1,031	964	93.5	283 (29.4%)
30年度	961	957	99.6	381 (39.8%)

③ 要支援者のうち、エジンバラ産後うつ質問票(EPDS)9点以上で要支援となった割合(人)

年度	要支援者数	EPDS 9点以上の数	割合
29年度	283	76	26.9%
30年度	381	70	18.4%

④ こんにちは赤ちゃん訪問協力員研修会

実施日	参加数	内容
平成30年9月26日	8人	平成29年度訪問実績報告、グループワーク「こんにちは赤ちゃん訪問を実施して良かった事、嬉しかった事、困った事、迷った事」
平成31年2月6日	13人	講演会 「赤ちゃん訪問におけるコミュニケーション技術 ～ママもあなたも元気になるために～」 講師 臨床心理士 反町 美紀子 氏

《考察》

生後4か月までの早い時期の乳児の家庭訪問は、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会となり、乳児のいる家庭の孤立を防ぎ子育て支援を行う重要な事業である。

昨年度より、訪問率は、6.1ポイント増加し、乳児家庭全戸訪問事業が市民にも周知されてきている。妊娠後期の方への電話にて、出生通知書の提出や、新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問について伝えていることも、訪問率の上昇につながっている要因と思われる。

要支援率は、約4割と増加している。妊娠中からの継続支援妊婦が増加しているとともに、30年度から産婦健康診査が開始され、要支援産婦が増えたことが要因と思われる。支援理由は、EPDS高得点者を含む、保護者の不安・負担が多い。今後も、乳児期早期に訪問指導を行い、支援が必要な家庭の早期把握、継続的な支援を行っていきたい。

(3) 乳児・幼児訪問指導

《目的》

支援を必要とする乳児、幼児に家庭訪問を行い、児の健康増進を図るとともに、養育者の育児不安の解消に努め、安心して子育てができるように支援する。

《内容》

- ① 対象 乳児、幼児とその保護者
- ② 内容 家庭訪問による相談と支援
- ③ 従事者 保健師・栄養士・歯科衛生士等

《実績》

①実施状況

(人)

年度	乳 児		幼 児		合 計	
	実数	延数	実数	延数	実数	延数
26年度	73	107	81	113	154	220
27年度	51	82	60	86	111	168
28年度	111	167	67	111	178	278
29年度	105	157	84	114	189	271
30年度	108	181	99	146	207	327

《考察》

妊娠届出時から支援している家庭や、母子保健事業において把握した支援が必要な家庭について、地区担当保健師が継続的に支援している。今後も、妊娠期から育児期において、切れ目のない継続した支援を行い、育児に関する情報提供や、保護者の育児不安・負担の軽減につなげていきたい。

6. 低出生体重児の届出・未熟児養育医療・未熟児訪問指導

根拠法令等	母子保健法第18条、第19条、第20条の1、第21条	
健康さくら21（第2次） 目標値		(初期値) → (目標)
	・子育てに自信が持てない保護者の割合	46.7% → 23.0%
	・子どもを虐待していると思う保護者の割合	9.6% → 0%
	・子どもをかわいいと思える保護者の割合	97.4% → 100%

(1) 低出生体重児の届出・未熟児養育医療

《目的》

未熟児は、正常な新生児に比べて疾病にもかかりやすく、その死亡率は極めて高率であるばかりではなく、心身の障害を残すことも多いことから、生後速やかに適切な処置を講ずることが必要である。

このため、医療を必要とする未熟児に対しては、養育に必要な医療の給付を行うことにより、乳児の健康管理と健全な育成をはかることを目的とする。また、低出生体重児の届出により、速やかな支援につなげる。

《内容》

「低体重児の届け出」について

- ①対象者：佐倉市に住所を有する出生体重2,500g未満の児
- ②方法：出生通知書の送付をもって届出とする。
- ③周知方法：ホームページ・母子健康手帳交付時配布のリーフレット・健康カレンダー等

「未熟児養育医療（審査・認定・医療券交付）」について

- ①対象者：佐倉市に住所を有し、以下のいずれかの症状に該当する、入院して養育を受ける必要があるとして医療機関の医師が認めた0歳児
 - ア. 出生体重が2,000g以下
 - イ. ア以外の乳児で生活力が弱く、次の「対象となる症状」のいずれかを示す
 - ・けいれん、運動の異常
 - ・体温が摂氏34度以下
 - ・強いチアノーゼなど呼吸器、循環器の異常
 - ・繰り返す嘔吐など、消化器の異常
 - ・強い黄疸
- ②方法：健康増進課において、申請書の内容を審査し、承認及び却下を決定。
承認の場合には「養育医療券」を交付する。
児童青少年課において、給付（自己負担額の決定）や医療機関への連絡等実施。
- ③周知方法：ホームページ・ポスター・母子健康手帳交付時配布の「赤ちゃん医療案内手帳」等
指定医療機関（東邦大学医療センター佐倉病院、東京女子医科大学八千代医療センター、成田赤十字病院）に申請書類一式を送り対象者に渡してもらう。

《実績》

①年度別低出生体重児（出生体重2,500g未満）の出生（届出）数、未熟児養育医療申請件数（人）

年度	全出生数	低出生体重児数（割合）	未熟児養育医療申請件数（割合）
26年度	1,162	130（11.2%）	30（2.6%）
27年度	1,150	101（8.8%）	32（2.8%）
28年度	992	93（9.4%）	26（2.6%）
29年度	1,031	90（8.7%）	11（1.1%）
30年度	961	80（8.3%）	15（1.6%）

②地区別低出生体重児の出生（届出）数、未熟児養育医療申請件数（人）

地区	低出生体重児数	未熟児養育医療申請件数
佐倉	10	0
臼井	13	6
志津	39	6
根郷	16	3
和田	1	0
弥富	0	0
千代田	1	0
計	80	15

③出生児数の状況（未熟児養育医療該当者）（人）

単胎・多胎の別	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
単胎	26	19	19	10	7
多胎	2（1組）	12（6組）	7（3組）	0（0組）	4（2組）
多胎のうちの1人	2	1	0	1	4
計	30	32	26	11	15

④在胎週数別出生体重（低出生体重全数）（人）

出生体重 在胎週数	499g以下 （超低出生体重児）	500～999g （超低出生体重児）	1,000～ 1,499g （極低出生体重児）	1,500～ 1,999g（低出生体重児）	2,000～ 2,499g（低出生体重児）	計
～27週 （超早産児）	0	2	0	0	0	2
28～33週	0	0	1	4	1	6
34週～36週 （後期早産児）	0	0	1	5	22	28
37週～	0	0	0	1	43	44
計	0	2	2	10	66	80

⑤在胎週数別出生体重（未熟児養育医療該当者） (人)

体 重 在胎週数	499g 以下 (超低出生体 重児)	500～ 999g(超低 出生体重児)	1,000～ 1,499g(極 低出生体重 児)	1,500～ 1,999g(低 出生体重児)	2,000～ 2,499g(低 出生体重児)	2,500g 以上	計
～27 週 (超早産児)	0	2	0	0	0	0	2
28～33 週	0	0	1	4	0	0	5
34 週～36 週 (後期早産児)	0	0	1	5	1	0	7
37 週～	0	0	0	1	0	0	1
計	0	2	2	10	1	0	15

⑥入院医療機関の状況（未熟児養育医療該当者） (人)

医療機関名	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
東邦大学医療センター 佐倉病院	12	10	9	4	9
東京女子歯科大学附属八千代医療センター	5	5	8	4	4
成田赤十字病院	5	9	2	2	0
船橋中央病院	2	1	2	0	0
千葉大学医学部附属病院	1	0	0	0	0
君津中央病院	0	2	0	0	0
国保旭中央病院	0	1	0	0	0
東京慈恵会医科大学附属柏病院	0	1	0	0	0
順天堂大学医学部附属浦安病院	0	1	1	0	0
千葉県こども病院	0	0	1	0	0
千葉市立海浜病院	0	0	1	1	0
亀田総合病院	0	0	0	0	1
県外の医療機関	5	2	2	0	1
計	30	32	26	11	15

※出生後転院した場合、転院後の医療機関で集計。30年度は、新規申請であがった医療機関で集計。

《考 察》

平成 30 年度の未熟児養育医療の申請件数は、15 件と前年度より 4 件増加している。出生数に占める低出生児数はわずかに減少している。未熟児養育医療に該当した在胎週数別にみると、27 週までの超早産児が 2 人と多く、出生体重の内訳をみると、500g～1,499g に 4 人、1,500g から 2,499g で 11 人を占めている。また、多胎で該当になる者が 15 人中 8 人となっている。

未熟児養育医療に該当する者については、初回の訪問指導をはじめ、その後の母子保健事業にて発育・発達、育児状況を確認し、3 歳児健康診査を迎えるまでは、地区担当保健師による継続支援を行うこととしている。

今後も早期に対象児の把握や支援介入を行い、未熟児への支援体制の確立を目指したい。

(2) 未熟児訪問指導

《目的》

未熟児は、諸機能に種々の未熟さがあり、疾病にも罹りやすいことから出生後速やかに適切な処置を講じる必要があり、家庭内で養育できる児については訪問指導によって必要な処置を講じる。

また、未熟児対策の万全を期するため、身体発育や諸機能が正常児なみになった後においても、訪問指導を必要とすると判断される場合には、引き続きこれを行う。

《内容》

- ①対象者：佐倉市に住所を有する出生体重2,000g未満の児
- ②方法：未熟児が出生した際、保健師及び助産師による家庭訪問において相談、支援
- ③周知方法：ホームページ・母子健康手帳交付時配布のリーフレット・健康カレンダー等

《実績》

①低出生体重児訪問状況（新生児訪問再掲） (人)

年度	対象者数	訪問人数(うち養育医療該当)	訪問率(%)
26年度	130	96 (19)	73.8
27年度	101	92 (20)	91.1
28年度	93	81 (20)	87.1
29年度	90	89 (11)	98.9
30年度	80	75 (13)	93.8

《考察》

市では、未熟児養育医療の対象児に対して、地区担当保健師が訪問指導を行うこととしている。30年度は、訪問率93.8%だったが、訪問に至らなかった理由は、児が養育医療の対象で長期入院中であつたり、保健センターでの面接で対応を実施したためである。

低出生体重児の家族は、合併症や発育、発達への不安が強く、特に母親は、自責の念や罪悪感を抱いていることが多い。児の入院が長期間におよぶことで、児への愛着形成不全にも陥りやすい。

また、低出生体重児の家族の中には、家族関係や経済面、養育環境など複数の問題を抱えている家族もいる。母親や家族が安心して児を迎えることができるよう、入院中から連絡を取ったり、医療機関をはじめとする他機関と連携を図りサービスの調整を行ったり、退院後早期に訪問指導を行うなどして、今後も母親に寄り添いながら早期支援に努めたい。

7. 乳児相談

根拠法令等	母子保健法第9条、10条
健康さくら21（第2次） 目標値	(初期値) → (目標)
	・子育てに自信が持てない保護者の割合 46.7% → 23.0%
	・子どもをかわいいと思える保護者の割合 97.4% → 100%
	・育児についての相談相手のいない保護者の割合 1.8% → 0.7%
	・子どもを虐待していると思う保護者の割合 9.6% → 0%
・BCGを6か月までに受ける人の割合 98.4% → 100%	

《目的》

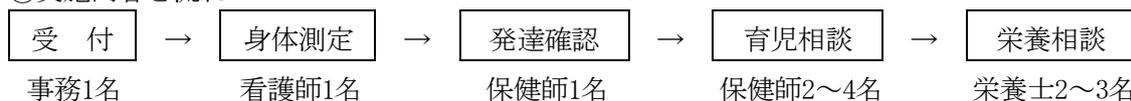
母子保健法第9条、10条に基づき、乳児の成長、発達状態の観察とそれらに応じた適切な保健指導を保護者に行うことにより、乳児の発育過程を支援する。

《内容》

①対象 生後4か月の乳児

②実施方法 市内3会場にて月1回実施（健康管理センター・西部保健センター・南部保健センター）。健康管理センター・西部保健センターは午前、午後を実施。南部保健センターは午後を実施。

③実施内容と流れ



④周知方法 生後5か月に達する月に、対象者全員に「4か月乳児相談のお知らせ」を送付。「こうほう佐倉」、健康カレンダー、ホームページにて周知。

《実績》

① 年度別来所状況 (人)

年度	対象者数	来所者数	来所率(%)
26年度	1,149	1,008	87.7
27年度	1,208	1,090	90.2
28年度	1,062	958	90.2
29年度	1,005	932	92.7
30年度	1,047	960	91.7

② 地区別来所状況 (人)

地区	対象者数(人)	来所者数(人)	来所率(%)
佐倉	153	141	92.2
臼井	159	146	91.8
志津	478	438	91.6
根郷	199	184	92.5
和田	10	10	100.0
弥富	5	5	100.0
千代田	43	36	83.7
市全体	1,047	960	91.7

③ 相談結果

来所者数	支援なし	支援あり	他機関管理
960人	749人 (78.0%)	211人 (22.0%)	0人 (0%)

※他機関管理は、疾患や障害などにより、医療機関などで管理されている者

④要支援理由内訳：支援理由の一番目にあげられるものを計上 (人)

支援理由	要支援者数(%)	支援理由	要支援者数(%)
発育	39 (18.5)	疾患障害	7 (3.3)
保護者の不安・負担	93 (44.1)	虐待ケース	5 (2.4)
育児・生活態度	32 (15.2)	虐待ハイリスク	3 (1.4)
保護者の精神疾患(疑い含む)	17 (8.1)	栄養	3 (1.4)
発達	5 (2.4)	きこえ	0 (0.0)
保護者の体調・疾患	4 (1.9)	その他	3 (1.4)
		合計	211(100.1)

⑤地区別支援状況 (人)

地区	来所者数	「支援あり」の数	要支援率(%)
佐倉	141	37	26.2
臼井	146	41	28.1
志津	438	87	19.9
根郷	184	38	20.7
和田	10	1	10.0
弥富	5	0	0.0
千代田	36	7	19.4
市全体	960	211	22.0

《考 察》

乳児相談は、生後4か月までの産婦および乳児を対象とした全戸訪問事業である「新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問」の継続支援の場である一方で、訪問が実施できなかった母子を目視で確認できる機会となっている。そのため、虐待ハイリスクと考えられている目視・把握ができない母子の早期発見、及び早期支援のためにも重要な事業となっている。

前年度と比較して対象者数は減少している。また、来所率は91.7%と1.0ポイント減少している一方、要支援率は増加しており、支援理由としては、「保護者の不安・負担」が大きな割合を占めている。乳児相談の対象月齢は、運動発達面、また栄養面においても、保護者の悩みや心配ごとが出てくることが多い時期であり、乳児の成長、発達状態に応じた保健指導や保護者の不安・負担への支援が重要となっている。平成30年度からは、乳児だけではなく、保護者の健康面に対する支援を目的に、健康管理センターでの実施の際、受付時に保護者へ血圧測定を促し、必要時保健指導を実施している。乳児相談事業を通して、保健センターが身近な相談の場であることの周知を図り、一人ひとりに合った適切な保健指導、そして保護者の支援に努めていきたい。

8. もぐもぐ教室

根拠法令等	母子保健法第9条
健康さくら21(第2次)目標値	<p style="text-align: right;">(初期値) → (目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくりのために栄養や食事について考えていない保護者の割合 幼児の保護者 2.2% → 0% <li style="padding-left: 150px;">小学生の保護者 5.6% → 0% ・むし歯のない人の割合 3歳児 80.7% → 90.0% ・風呂場の事故防止のために、子どもがドアを開けられないよう工夫している家庭の割合(1歳児) 30.8% → 増加

《目的》

母子保健法第9条に基づき、乳児の成長に応じた適切な栄養、口腔衛生、事故予防指導を保護者に行うことにより、乳児の健康の保持増進を図る。

《内容》

- ①対象 象 8か月の乳児
- ②実施回数 健康管理センター：10・11月を除く月1回
西部保健センター：月1回
南部保健センター：2ヶ月に1回

※平成30年度は、健康管理センターは工事の関係で10・11月は実施がなく、代替として南部保健センターで例年実施のない11月に実施した。

- ③実施内容 栄養士・歯科衛生士・保健師による集団指導 ※個別相談は希望者のみ
- ④周知方法 対象児全員に個人通知の他、「こうほう佐倉」、健康カレンダー、ホームページにて周知

《実績》

①年度別来所状況

年度	対象者数(人)	来所者数(人)	来所率(%)
26年度	1,194	841	70.4
27年度	1,215	923	76.0
28年度	1,116	841	75.4
29年度	1,017	750	73.7
30年度	1,068	770	72.1

②会場別来所状況

実施会場	対象者数(人)	来所者数(人)	来所率(%)
健康管理センター	302	201	66.6
西部保健センター	499	376	75.4
南部保健センター	267	193	72.3
合計	1,068	770	72.1

③栄養士・歯科衛生士・保健師による個別相談状況

	栄養士相談（人）	歯科衛生士相談（人）	保健師相談（人）
健康管理センター	38	20	36
西部保健センター	54	22	88
南部保健センター	39	20	34
合 計	131	62	158

※個別相談は希望者および、継続支援者のみ

《考 察》

9か月以降の乳児期は、離乳食から幼児食への移行期で栄養の大部分を食事とるようになる。また食事回数も3回食へと移行して行く中で、正しい生活リズムと食習慣の基礎を身につける大事な時期でもある。

この事業では、適切な離乳食のすすめ方や栄養についての健康教育を行うことで、保護者に対し児の栄養や食事について学ぶ機会をつくり、適切に離乳食が進められるよう支援を行っている。また、歯科衛生士からは乳歯がはえ始めるこの時期に適切な歯の手入れ方法について、保健師からは事故予防のための知識普及や啓発も行っている。こうした取り組みを乳児期からすすめていくことが、健康さくら21（第2次）の目標である『栄養・運動・事故防止に心がけ、健やかに子どもを育てよう』の実現につながっていくと考える。

来所率は72.1%で、昨年度より1.6ポイント減少しているものの、平成26年度からは70%台を維持している。また、今年度は健康管理センターで工事があり、10・11月と実施できなかったため、南部保健センターへの振替を行ったが、会場が遠い、わかりづらい等の理由から参加を見送る対象者もいたと推測され、来所率の減少につながったと考えられる。

個別相談は来所者の45%以上が希望しており対応しているので、この月齢の子を持つ保護者のニーズの高さがうかがえる。

風呂場での事故防止に関連した資料のデータが古くなっていたり、健康さくら21（第2次）の取り組みを周知したりするため、事故予防の資料を次年度刷新する予定。

今後も、より多くの保護者に向けて正しい知識の普及を図るだけでなく、同じ月齢の子を持つ保護者同士が悩みを共有・共感できるよう、集団という場を生かした指導にも努めていきたい。

9. 1歳6か月児健康診査

根拠法令等	母子保健法第12条	
健康さくら21（第2次） 目標値	（初期値）→（目標）	
	・ 1歳6か月児健診、3歳児健診に満足している保護者の割合	64.4% → 増加
	・ 子育てに自信が持てない保護者の割合	46.7% → 23.0%
	・ 子どもをかわいいと思える保護者の割合	97.4% → 100%
	・ 育児についての相談相手のいない保護者の割合	1.8% → 0.7%
	・ 子どもを虐待していると思う保護者の割合	9.6% → 0%
	・ 麻しん予防接種を受ける人の割合（第1期）	95.0% → 100%

《目的》

母子保健法第12条に基づき、1歳6か月児期の幼児に対し、健康診査を行い運動機能、視聴覚等の障害、精神発達の遅滞等をもった幼児を早期に発見する。又、生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養、その他育児に関する指導を行うことにより、母子の心身の健康の保持増進を図る。

《内容》

- ①対象 1歳6か月を超え2歳に満たない児
- ②実施場所及び回数 健康管理センター、西部保健センターにおいて毎月1回、南部保健センターにおいて2か月に1回実施。（計30回）
医師診察は、市内15協力医療機関で医師診察を実施。
- ③実施内容（集団健診） 全員実施：身体計測・歯科健診・育児相談
M-CHAT短縮版（注）（7項目）の問診
必要者のみ実施：栄養相談・歯科相談
（個別健診） 医師診察
- ④周知方法 1歳6か月に達した幼児全員に個人通知及び「こうほう佐倉」、ホームページに日程等掲載した。

《実績》

①受診状況

年度	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	要支援者数(人)	要支援率(%)
26年度	1,233	1,176	95.4	256	21.8
27年度	1,192	1,104	92.6	255	23.1
28年度	1,220	1,170	95.9	336	28.7
29年度	1,102	1,031	93.6	292	28.3
30年度	1,058	1,023	96.7	301	29.4

②地区別受診状況

地区	対象者数 (人)	受診者数(人)	受診率(%)	要支援者数(人)
佐倉	1 4 4	1 3 6	9 4. 4	4 6
臼井	1 5 4	1 4 3	9 2. 9	4 7
志津	5 2 5	5 1 9	9 8. 9	1 4 8
根郷	1 6 9	1 6 2	9 5. 9	4 4
和田	5	5	1 0 0. 0	3
弥富	6	6	1 0 0. 0	1
千代田	5 5	5 2	9 4. 5	1 2
市全体	1, 0 5 8	1, 0 2 3	9 6. 7	3 0 1

③要支援理由内訳：支援理由の一番目にあげられるものを計上 (人)

支援理由	要支援者数	割合%	支援理由	要支援者数	割合%
ことば	1 0 9	36. 2	虐待、虐待ハイリスク	8	2. 7
発達	5 3	17. 6	保護者の体調・疾患	4	1. 3
保護者の不安・負担	5 3	17. 6	疾患障害	3	1. 0
育児・生活態度	3 4	11. 3	栄養	1	0. 3
保護者の精神疾患(疑い含)	2 3	7. 6	その他	5	1. 7
発育	8	2. 7	合計	3 0 1	100. 0

④歯科健康診査結果 上段 (人) 下段は受診者数に対する割合 (%)

受診者数 (受診率%)	相談 者数	結果判定※							不正 咬合	軟組織 異常	その他 異常
		01型	02型	03型	A型	B型	C1型	C2型			
1, 023 (96. 7)	324	481	527	8	7	0	0	0	60	0	77
	31. 7	47. 0	51. 5	0. 8	0. 7	0. 0	0. 0	0. 0	5. 9	0	7. 5

・むし歯罹患率 0. 7% ・1人平均むし歯本数 0. 02本

(備考) 歯科健診未受診なし。

※歯科健康診査 結果判定の分類

- 1型 むし歯がなく、口腔環境が良好なもの
- 2型 むし歯はないが、将来むし歯罹患の不安のあるもの
- 3型 要観察歯(むし歯とは判定しないが、注意が必要な歯)があるもの
- A型 上の前歯のみ、または奥歯のみにむし歯のあるもの(比較的軽症)
- B型 奥歯および上の前歯にむし歯のあるもの(放置すれば重症になる恐れ)
- C1型 下の前歯のみにむし歯のあるもの(比較的予後は良好)
- C2型 下の前歯を含む他の部位にむし歯のあるもの(重症)

⑤個別医師診察結果 (人)

令和元年6月13日現在

集団 健診 受診者 数	医師診察 受診者数	医師診察 受診率 (%)	医師診察結果(割合%)				
			異常なし	経過観察	要治療	その他 (治療中など)	精密 健康診査
1, 023	791	77. 3	753 (95. 2)	28 (3. 5)	1 (0. 1)	2 (0. 3)	7 (0. 9)

⑥精密健康診査結果 (人)

令和元年6月27日現在

精密健康診査 対象数	受診数	受診結果内訳			
		異常なし	診断確定	経過観察	その他
7	6	0	5	1	0

*診断確定の内訳：陰嚢水腫1、停留・移動睾丸3、臍ヘルニア1

《考 察》

「健やか親子21(第2次)」に掲げる指標に対応した問診項目のうち、報告義務を伴う「必須問診項目」について、平成27年10月から問診票に導入した。また、平成27年9月には、厚生労働省からの通知「乳幼児に対する健康診査について」の一部改正があり、実施要綱と問診票も改正され、平成28年度から問診票を全面的に見直した。問診項目には「育てにくさ」や「具体的な虐待行為」を聞く項目があり、発達に課題がある児や虐待リスクのある保護者を必要な支援につなげている。

受診率は、受診勧奨を強化した結果、向上した。しかし、個別医師診察の受診率は、保健師面接の場面で受診勧奨をしているが低下した。引き続き、1歳6か月児健診を受ける必要性を周知し、一人でも多くの方に健診会場へ足を運んで頂けるように取り組むとともに、医師診察の受診率も向上するよう個別に勧奨する。

(注) 乳幼児自閉症チェックリスト(M-CHAT)短縮版について

1歳半から3歳の幼児に対して自閉症スペクトラムのスクリーニング目的で使用されるもの。

※1歳6か月までにみられる社会的発達について

- (1)何か欲しいものがある時、指をさして要求しますか
- (2)何かに興味を持った時、指をさして伝えようとしますか
- (3)お母さん(お父さん)に見て欲しいものがある時、それを見せに持ってきますか
- (4)お母さん(お父さん)が見ているものを、お子さんも一緒に見ますか
- (5)お母さん(お父さん)のすることをまねしますか
- (6)お母さん(お父さん)が部屋の離れたところにあるおもちゃを指でさすと、お子さんはその方向を見ますか
- (7)いつも違うことがある時、お母さん(お父さん)の顔を見て反応を確かめますか

10. 3歳児健康診査

根拠法令等	母子保健法第12条	
健康さくら21（第2次） 目標値	（初期値）→（目標）	
	・ 1歳6か月児健診、3歳児健診に満足している保護者の割合	64.4% → 増加
	・ 子育てに自信が持てない保護者の割合	46.7% → 23.0%
	・ 子どもをかわいいと思える保護者の割合	97.4% → 100%
	・ 育児についての相談相手のいない保護者の割合	1.8% → 0.7%
	・ 子どもを虐待していると思う保護者の割合	9.6% → 0%

《目的》

母子保健法第12条に基づき、幼児期のうち身体発育および精神発達の面から最も重要である3歳児期に総合的な健康診査を実施し、またその結果に基づき適切な指導を行うことにより、母子の心身の健康の保持増進を図る。

《内容》

- ① 対象 3歳6か月を超え4歳に満たない児
- ② 実施場所及び回数 健康管理センター、西部保健センターにおいて毎月1回、南部保健センターにおいて2か月に1回実施。（計30回）
医師診察は、市内14協力医療機関で医師診察を実施。
- ③ 実施内容 (集団健診) 全員実施：身体計測、尿検査、歯科健診、育児相談
発達チェック項目（了解、図形模写、同図形発見（形・色））^(注)
必要者のみ実施：言語相談、栄養相談、歯科相談、聴力二次検査、眼科二次健診、尿二次検査
(個別健診) 医師診察
- ④ 周知方法 3歳6か月に達した幼児全員に個別通知及び「こうほう佐倉」、ホームページに日程等掲載した。

《実績》

①受診状況

年度	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	要支援者数(人)	要支援者率(%)
26年度	1,278	1,109	86.8	244	22.0
27年度	1,329	1,176	88.5	209	17.8
28年度	1,289	1,138	88.3	192	16.9
29年度	1,260	1,140	90.5	192	16.8
30年度	1,283	1,182	92.1	200	16.9

②地区別受診状況

地区	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	要支援者数(人)
佐倉	1 6 6	1 5 9	9 5. 8	3 1
臼井	1 8 4	1 6 2	8 8. 0	3 2
志津	6 0 5	5 6 8	9 3. 9	9 3
根郷	2 3 0	2 0 9	9 0. 9	3 0
和田	6	3	5 0. 0	0
弥富	6	4	6 6. 7	1
千代田	8 6	7 7	8 9. 5	1 3
市全体	1, 2 8 3	1, 1 8 2	9 2. 1	2 0 0

③要支援理由内訳：支援理由の一番目にあげられるものを計上

支援理由	要支援者数(人)	割合(%)	支援理由	要支援者数(人)	割合(%)
ことば	87	43.5	保護者の精神疾患(疑い含)	3	1.5
発達	44	22.0	虐待ケース	2	1.0
保護者の不安・負担	38	19.0	栄養	1	0.5
育児・生活態度	9	4.5	疾患障害	1	0.5
虐待ハイリスク	8	4.0	保護者の体調・疾患	1	0.5
発育	4	2.0	その他	2	1.0
			合計	200	100.0

④尿検査結果

検査数(人)	有所見数(人)	有所見率(%)	有所見内訳(延人数/人)			
			糖	蛋白	潜血	小計
1, 050	44	4.2	1	17	26	44

⑤ 歯科健康診査結果

上段(人) 下段は受診者数に対する割合(%)

受診者数(受診率%)	相談者数	結果判定 ※							不正咬合	軟組織異常	その他異常
		01型	02型	03型	A型	B型	C1型	C2型			
1, 179(91.9)	35	829	157	56	97	35	0	5	109	2	13
	3.0	70.3	13.3	4.7	8.2	3.0	0.0	0.4	9.2	0.2	1.1

・むし歯罹患率 11.6% ・1人平均むし歯数 0.51本

※判定結果の分類は、1歳6か月児健康診査の「歯科健康診査結果」参照

(備考) 歯科健診3人未受診。

⑥医師診察結果（人）

令和元年6月21日現在

集団 健診 受診者 数	医師診察 受診者数	医師診察 受診率 (%)	医師診察結果（割合%）				
			異常なし	経過観察	要治療	その他 (治療中など)	精密 健康診査
1,182	889	75.2	872 (98.1)	9 (1.0)	2 (0.2)	1 (0.1)	5 (0.6)

⑦精密健康診査実施状況（人）

令和元年6月27日現在

健診内容	精密健康診査 交付数	受診者数	精密健康診査結果			
			異常なし	診断確定	経過観察	その他
尿二次	11	11	3	1	7	0
眼科二次	34	23	3	11	9	0
聴力二次	0	0	0	0	0	0
その他	2	2	0	0	2	0
計	47	36	6	12	18	0

*診断確定の内訳 無症候性血尿1、遠視2、間欠性外斜視1、遠視性乱視3、近視性弱視1、屈折性弱視2、弱視1、乱視1

《考 察》

受診率は、受診勧奨を強化した結果、向上させることができた。3歳は、心と体の成長とともに、子どもの視力の発達に遅れがないか、聴力においては、ことばの習得等に遅れをもたらす難聴がないか等を確認する大事な年齢であることから、引き続き、3歳児健診受診の必要性について啓発していきたいと考える。平成25年度から発達チェック項目（了解、図形模写、同図形発見（形・色））^(注)を導入し、一人ひとりの発達の特徴を大まかにつかむ中で、必要時、言語聴覚士と連携しながら、母親に今後の発達の見通しや家庭における具体的な対応方法を伝える場として、重要な機会になっていると考える。また、一次健診の結果、精密健康診査が必要となった児が、専門医療機関の受診により診断が確定し、早期治療に繋がることから、精密健康診査の受診勧奨にも継続して取り組んでいきたい。

平成27年10月からは、1歳6か月児健康診査と同様、「健やか親子21（第2次）」の指標に基づく問診項目を追加した。適切な支援に結び付けることで、健診に満足する保護者の割合を増やしていきたい。

今年度から医師診察は、個別に医療機関で受診するシステムとなったが、集団健診受診者のうち、医師診察を受診した者は75.2%だった。このため、医師診察の受診率も向上するよう個別勧奨していきたい。

（注）発達チェック項目

<了解>

目の前に見えないことについて、①お腹が空いたらどうしたらいいですか、②眠くなったらどうしたらいいですか、③寒いときはどうしたらいいですか、と言言葉を使ってやりとりする力を見るもの。

<図形模写>

丸と十字を描いてもらうもので、図形を見る力、文字を書いたりするときの基本的な力を見るもの。

<同図形発見>

丸、三角、四角の形を見分ける力、色では黄色、赤色、青色の色の理解と、呼称の力を見るもの。

1 1 . 幼 児 歯 科 健 診

根拠法令等	佐倉市歯と口腔の健康づくり推進条例 母子保健法第10条
健康さくら21(第2次)目標値	(初期値) → (目標) ・むし歯のない3歳児の増加 80.7% → 90% ・フッ化物配合歯みがき剤を使う人の増加 3歳児 71.6% → 90%

《目 的》

乳歯のむし歯は進行性が早く広範囲になりやすい傾向にあり、定期的な健診とともに予防が大切である。歯科健診と併せて、予防処置と保護者に対してむし歯予防教育を実施することにより、幼児の健全な口腔の育成を促す。また、1歳6か月児健診の事後相談として、ことば・育児相談を実施し、保護者の不安の軽減や幼児の発育・発達の把握に努めることにより、幼児の健康の保持増進を図る。

《内 容》

- ①対 象 2歳・2歳6か月・3歳
- ②実施回数 年60回 月5回(言語聴覚士によることばの相談は各会場月1回)
健康管理センター、西部保健センター：月2回、南部保健センター：月1回
※10月11月は工事により健康管理センターでの実施なし
対象者は西部保健センター、南部保健センターへ振替
- ③実施内容 歯科健診 → フッ素塗布・歯垢の染め出し(希望者)
→言語聴覚士・保健師・栄養士の相談(希望者)
- ④周知方法 各該当月全員に幼児歯科健診のお知らせを送付
「こうほう佐倉」、健康カレンダー、ホームページにて周知

《実 績》

①年度別受診状況

年度	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)
26年度	3,860	2,887	74.8
27年度	3,836	2,861	74.6
28年度	3,725	2,753	73.9
29年度	3,698	2,830	76.5
30年度	3,413	2,566	75.2

②会場別受診状況

実施会場	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)
健康管理センター	1,151	872	75.8
西部保健センター	1,660	1,240	74.7
南部保健センター	602	454	75.4

③地区別受診状況

地区	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率 (%)
佐倉	439	334	76.1
臼井	524	391	74.6
志津	1,660	1,240	74.7
根郷	576	437	75.9
和田	12	9	75.0
弥富	14	8	57.1
千代田	188	147	78.2

④年齢別結果

	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	結果判定 ※								フッ素塗布者 (フッ素塗布率)
				O1型	O2型	O3型	A型	B型	C1型	C2型		
2歳	1,068	855	80.1	1	811	23	18	1	0	1	783(91.6)	
2歳6か月	1,123	836	74.4	5	783	17	23	7	0	1	752(90.0)	
3歳	1,222	875	71.6	4	810	12	39	9	0	1	773(88.3)	

※判定結果の分類は、1歳6か月児健康診査の「歯科健康診査結果」参照

⑤言語聴覚士によることばの相談状況

対象	相談数(人)	要支援者(人)
2歳	74	40
2歳6か月	43	27
3歳	44	29
合計	161	96

⑥保健師・栄養士による個別相談状況

	保健師相談(人)	栄養士相談(人)
健康管理センター	68	40
西部保健センター	148	54
南部保健センター	62	26
合計	278	120

《考察》

むし歯のない3歳児の割合は88.4%（3歳6か月児健診結果）であった。フッ化物は定期的に塗布することで、むし歯予防効果が高まるため、定期的に歯科健診を受けることの重要性について、継続して啓発していく必要がある。さらに、家庭での低濃度のフッ化物応用を行うことで、むし歯予防効果を高めるため、フッ化物配合歯みがき剤等の使用方法についても正しい知識を啓発していきたい。

1歳6か月児健康診査の事後指導の場として実施している、ことばの相談の相談者数は161人で、そのうち96人が「ことばと発達の相談室」や「次回母子保健事業」での継続支援が必要であった。また、保健師相談は278人、栄養士相談は120人に実施した。今後も、幼児歯科健診で支援する予定の方を確実に支援できるように、多職種で連携を図り進めていきたい。

12. すくすく発達相談

根拠法令等	母子保健法第10条
健康さくら21(第2次)目標値	<p style="text-align: right;">(初期値) → (目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てに自信が持てない保護者の割合 46.7% → 23.0% ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 97.4% → 100% ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 1.8% → 0.7%

《目的》

乳幼児の成長及び発達に応じた適切な指導を保護者に行い、疾病等の異常を早期に発見することに努め、乳幼児の心身の発育及び発達を支援することである。

《内容》

母子保健事業において、専門医による発達相談・指導が必要、または保護者から希望があった乳幼児をすくすく発達相談の対象とする。相談は予約制であり、月1回(年12回)健康管理センターで行う。相談の体制及び内容は、保健師による問診・計測と、医師による診察・相談が行われる。(ただし理学療法士・言語聴覚士による指導は、必要と判断される場合に行われる)

《実績》

① 利用状況 (件)

年度	実数	延数
26年度	30	41
27年度	24	31
28年度	27	35
29年度	19	30
30年度	23	26

② 地区別利用状況 (件)

地区	実数
佐倉	1
臼井	5
志津	16
根郷	0
和田	1
弥富	0
千代田	0
計	23

③ 相談経路別利用状況 (件)

相談経路元事業	実数	相談経路元事業	実数
保健師紹介	4	幼児歯科健診	0
電話相談	2	新生児訪問	0
ことばの相談室	14	他機関からの紹介	0
乳児相談	0	親子教室	0
もぐもぐ教室	3	継続	0
1.6健診	0	その他	0
3歳児健診	0	計	23

④年齢別相談内容（実数） （件）

相談内容 年齢	運動発達	言語発達	社会性の発達	身体発育	多動	その他	計
0～5か月	0	0	0	0	0	0	0
6か月～1歳	5	0	0	0	0	0	5
1～2歳未満	1	0	0	0	0	1	1
2～3歳未満	0	1	1	0	0	0	4
3～4歳未満	0	0	1	0	0	0	1
4～5歳未満	0	0	7	0	0	0	7
5歳以上	0	0	5	0	1	0	5
計	6	1	14	0	1	1	23

相談内容その他：歩き方について 1件

⑤相談内容別結果・終了者内訳（実数） （件）

初回相談 内容	相談件数 (実)	結果		終了者内訳			
		継続	終了	問題 なし	医療機関 紹介	療育紹介	その他（※）
運動発達	6	2	4	4	0	0	0
言語発達	1	1	0	0	0	0	0
社会性の発達	14	4	10	0	3	0	6
身体発育	0	0	0	0	0	0	0
多動	1	0	1	0	0	0	1
その他	1	0	1	0	0	0	1
計	23	7	16	4	3	1	8

※「その他」は、すすく発達相談後の経過を母子保健事業で観察することとなった者の数。

《考 察》

平成29年度より、医師との相談時間を増やし、保護者が十分相談できるような体制とした。その結果、利用した保護者からは時間をかけて相談できたことに対して満足した様子がみられている。

相談利用者年齢、相談内容は、6か月から1歳未満で運動発達についての相談が多い。2歳以降では社会性の発達についての相談が多い。今年度はことばと発達の相談室から利用につながるケースが多く、保護者が発達に関わる問題を専門医に相談する希望が多いと思われる。社会性の発達の相談は、保護者にとって育てにくさを感じ育児負担感の増加につながる時期であるため、保護者の気持ちに寄り添った支援が必要になってくると思われる。今後とも、保護者が十分相談できるように調整を行うとともに、事前・事後のカンファレンスにおいて小児神経医師、理学療法士、言語聴覚士、保健師が連携しながら多角的な視点で児の発達とともに、保護者への支援を継続していく。

13. ことばと発達の相談室

根拠法令等	母子保健法第10条
健康さくら21(第2次)目標値	<p style="text-align: right;">(初期値)→(目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てに自信が持てない保護者の割合 46.7% → 23.0% ・子どもをかわいと思える保護者の割合 97.4% → 100% ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 1.8% → 0.7%

《目的》

乳幼児とその保護者に対し、ことば、きこえ又は発達（社会性、行動面等）について個別に相談又は検査を実施し、問題点を総合的に把握した上で、必要な助言及び指導を行い、児のコミュニケーション能力の改善や、保護者の不安の軽減を図ることを目的とする。

《内容》

- ①対象 ことば、きこえ又は発達に関する何らかの問題を持つ就学前児及びその保護者
- ②方法 祝日を除く月曜日から金曜日に、健康管理センターにて予約制の面接相談を実施
- ③実施内容 発達検査、言語検査、聴力検査等を実施し、必要に応じて助言及び指導を行う。1回30分から45分間程度。医学的診断等や療育を必要とする場合は、他機関を紹介する。
- ④周知方法 1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、5歳児子育て相談、幼児歯科健診、健康カレンダー、「こうほう佐倉」、ホームページ、ポスター等
- ⑤担当職種 言語聴覚士（必要時、地区担当保健師、理学療法士、栄養士等）

《実績》

① 年度別利用者数 (人)

年 度	実 数	延 数	新規申込者数	終了者数
26年度	579	3,479	216	213
27年度	564	2,895	204	200
28年度	549	3,060	193	230
29年度	509	2,588	184	231
30年度	502	2,725	212	185

② 地区別利用者数 (人)

地 区	実 数	割合 (%)
佐 倉	67	13.3
臼 井	82	16.3
志 津	242	48.2
根 郷	76	15.1
和 田	2	0.4
弥 富	0	0.0
千代田	33	6.6
合 計	502	99.9

③ 利用者の経路 (人)

経 路	実 数	割合 (%)
1歳6か月児健康診査	27	5.4
3歳児健康診査	86	17.1
5歳児子育て相談	23	4.6
すくすく発達相談	9	1.8
幼児歯科健診	116	23.1
電 話 相 談	184	36.7
再 相 談	10	2.0
そ の 他	47	9.4
合 計	502	100.1

*その他は兄弟の相談、他機関からの紹介等を含む

④ 利用者の相談内容 (件)

相談内容	延件数	割合 (%)
ことばの発達	334	66.5
行動面	68	13.5
対人面、社会性	99	19.7
学習面	1	0.2
発音	64	12.7
口蓋裂	2	0.4
きこえ	6	1.2
吃音	20	4.0
視知覚認知	15	3.0
発達のばらつき	53	10.6
その他	20	4.0

*1人につき複数の相談内容になることがある。

*割合は相談実数 502 件に対する割合。

⑤ 年齢別利用者数 (人)

年齢	実数	割合 (%)
0歳児	9	1.8
1歳児	39	7.8
2歳児	78	15.5
3歳児	94	18.7
4歳児	116	23.1
5歳児	166	33.1
合計	502	100.0

⑥ 利用者の相談結果 (人)

相談結果	実数	割合 (%)
継続支援	293	58.3
経過観察	24	4.8
来所終了	185	36.8
*未来所終了	40	-

*「未来所終了」とは、年度内に来所せず支援終了が決定した場合の処遇で、利用者の実数には含まれない。

⑦ 終了者の終了理由 (人)

終了理由	来所終了者 (実数)	未来所終了者 (実数)
改善	30	3
希望なし	17	28
就学	117	1
転出	9	7
他機関を利用	1	1
他の事業で支援	0	0
その他	1	0
問題なし	10	0
合計	185	40

《考察》

平成 30 年度の本事業の利用者数は 502 人で、相談実施延数は 2,725 人であった。過去 5 年間の実数の推移をみると、平成 29 年度以降では実数の減少がみられるが、対象となる 0 歳児から 5 歳児までの人口に対する利用者の実数の割合が平成 26 年度は 7.4%、平成 30 年度は 6.9%とわずかな差はあるものの、大きな変化は見られなかった。

相談内容は、ことばの発達に関する相談が最も多いものの、相談内容が多岐にわたっており、利用者全員に対して必要な諸検査を行った結果、継続支援とならない場合がある。これらのことから育児不安を抱える保護者に対して他の母子保健事業と連携を図りながら、子どもの発達の過程や適切なかかわり方等の啓発に取り組み、保護者の育児不安の軽減に対応していく必要があると考える。

平成 30 年度についても、本事業の利用を中断している 5 歳児 29 人の保護者に対して、再相談の希望を確認するアンケート調査を実施した。その結果、18 人から返信があり、そのうち 7 人が就学前に

支援を再開することができた。次年度以降も引き続き中断者に対するアンケートを実施していきたい。さらに全年齢の中断者に対して中断理由等の把握と中断者を作らない取り組みを行い、必要な対象者に必要な支援が行われているか、他の母子保健事業の支援状況と照合し、さらなる分析が必要であると考える。

14. 親子教室

根拠法令等	母子保健法第10条	
健康さくら21（第2次） 目標値		(初期値) → (目標)
	・子育てに自信が持てない保護者の割合	46.7% → 23.0%
	・子どもをかわいいと思える保護者の割合	97.4% → 100%
	・育児についての相談相手のいない保護者の割合	1.8% → 0.7%

(1) たんぽぽグループ

《目的》

発達上何らかの問題を抱える児とその保護者に対し、集団及び個別に対応することで児の発達を支援するとともに、保護者の不安を軽減する。

《内容》

- ①対象 ことばと発達の相談室において、集団指導の必要性が認められた児とその保護者のうち
- ・Aグループ：1歳6か月から2歳児
 - ・Bグループ：2歳6か月以上で、未就園かつ他機関において継続的に集団指導を受けていない児
- ②方法 各グループ毎月1回 健康管理センターにて実施。1回の開催につき、定員20組
- ③実施内容
- ・Aグループ：自由遊び、ミニ講座、遊びの紹介、個別面接、事後検討会
 - ・Bグループ：自由遊び、集団活動（親子での体操、手遊び、制作等）、個別面接、事後検討会
- ④参加期間 各グループ最長で1年までとし、年度途中でも随時申し込み可能。Aグループの参加期間終了後は、必要時Bグループへの参加も可能。
- ⑤担当職種 言語聴覚士、保健師、保育士（外部に依頼）

《実績》

①たんぽぽグループ 年度別参加組数 (組)

年 度	Aグループ		Bグループ	
	実 数	延 数	実 数	延 数
26年度	—	—	18	134
27年度	—	—	15	95
28年度	—	—	16	91
29年度	17	106	19	118
30年度	21	86	17	98

《考察》

平成30年度も、29年度に引き続きAグループとBグループの2グループを実施した。また申込者数は、両グループとも年間で20組前後であった。

Aグループでは、子どもへの効果的な関わり方についての短い講座を実施しているが、講義内容を家庭内で役立ててもらうためには、全体への講義だけでなく、個々の状況に合わせた具体的な助言が必要である。そのため、30年度は個別面接の時間に従事する職員を増やし、集団支援のグループでありながらも個別性の高い支援を実施できるよう努めた。

Bグループにおいては、幼稚園等への就園を見据えて、子どもたちが集団活動に参加する機会や同年代の子どもと関わる機会、保護者が子どもの性質に合わせて関わる機会の提供を行った。これらは例年通りの内容であったが、今年度の参加者からは、保護者同士が交流する機会や、子どもが保護者から離れて集団活動に参加する機会を求める声も聞かれた。これらのことから、参加者のニーズが多様化してきていることが推察された。発達支援事業としての親子教室の目的をふまえた上で、参加者のニーズについては丁寧に汲み取りながら、実施内容等について検討および改善を重ねていきたい。

(2) ひまわりグループ

《目的》

発達上何らかの問題を抱える児に対し、社会生活をよりスムーズに送るためのスキルを身に付けられるよう支援を行うことで、現在の所属先や就学先における不適応をできる限り予防・軽減する。

《内容》

- ①対象者 以下の条件をすべて満たす児
- ・ことばと発達の相談室において集団指導の必要性が認められた児
 - ・5歳児（年長児）
 - ・保育園、幼稚園などの集団に所属している児
 - ・他機関において継続的に専門的な集団指導を受けていない児
- ②方法 各グループ毎月1回 健康管理センターにて実施
1グループ定員5人とし、3グループを編成
- ③実施内容 集団活動（発表、ゲーム、制作等）、記録用紙を用いた保護者との認識の共有
- ④参加期間 就学前の1年間（ただし、定員に空きがある場合は年度途中からの参加も可能）
- ⑤担当職種 言語聴覚士

《実績》

①ひまわりグループ 年度別参加組数 (組)

年 度	実 数	延 数
26年度	28	257
27年度	32	303
28年度	19	162
29年度	16	130
30年度	15	127

《考察》

平成30年度も、29年度と同様に3グループ編成での開催となった。例年通り、少人数グループで発表やゲーム、制作等の活動を行った。参加した子どもたちには、自分の意見を相手に伝えることや、グループのメンバーと協力して活動すること、時間を意識しながら作業を行うこと等の経験を積む機会を提供した。また保護者には、子どもの具体的な行動に注目し、良い点を中心に書き出してもらうことで、子どもの様子について客観的に把握する方法や、良い行動を見つけてほめることの重要性について知る機会を提供した。

15. 5歳児子育て相談

根拠法令等	母子保健法第10条
健康さくら 21(第2次)目標値	<p style="text-align: right;">(初期値)→(目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てに自信が持てない保護者の割合 46.7% → 23.0% ・子どもをかわいと思える保護者の割合 97.4% → 100% ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 1.8% → 0.7%

《目的》

5歳になる児の保護者に対して児の発達状況の確認を促し、発達の問題について啓発を行うことで、円滑に就学期を迎えられるよう適切な支援につなげることを目的とする。

《内容》

①対象 5歳を迎える児及びその保護者

②方法 〈面接相談〉会場：健康管理センター、西部保健センター

実施日：平成30年5月、6月、7月、8月、9月、12月、

平成31年1月、2月に各会場で月1回ずつ（年間16回）

1回の相談日につき、3人まで

〈電話相談〉会場：健康管理センター

実施日：祝日を除く月曜日から金曜日に、随時受付

③実施内容 予約制の面接相談を実施。保護者聴取と発達状況を確認する簡易的な検査を行い、結果に応じて保護者に助言を行う。利用は1人につき1回限りで、時間は30分程度。継続的な支援を必要とする場合は、「ことばと発達の相談室」等を勧奨する。実施日に来所できない場合等は、電話相談で応じる。

④周知方法 対象児全員に「5歳児子育て相談のお知らせ」を送付、市のホームページに掲載
市内保育園・幼稚園にポスター掲示

⑤担当職種 言語聴覚士（必要時、地区担当保健師、理学療法士、栄養士等）

《実績》

①年度別利用者数

(人)

年度	人数	要支援者数	終了者数
28年度	11	11	0
29年度	21	18	3
30年度	30	23	7

③利用者の相談内容

(人)

相談内容	人数
ことばの発達	19
対人面、社会性	11
発音	8
視知覚認知	3
その他	4

②利用者の相談方法

(人)

相談方法	人数
面接相談	19
電話相談	11

※相談内容は、1人の利用者に対して複数選択可能

《考察》

本事業は平成28年度から開始した事業であり、3年目となる今年度の利用者は30人と年々増加傾向にあり、徐々に事業が周知されてきていると考えられる。これは、本年度、市内保育園・幼稚園

等に事業のPRポスターを掲示したことも要因であると考えられる。しかしながら、年間で確保されている面接相談48枠に対し利用者が19人と、確保している面接相談の枠に対して予約が入った件数は半分以下であった。また、1件も予約が入らずに中止となった日程も年間で5回あったため、今後もさらなる周知の必要性があると考えられる。また、「5歳児子育て相談のお知らせ」についても、保護者が5歳児の標準的な発達を知り、就学後の見通しを持てるような内容とし、5歳児子育て相談の意義を伝えられるよう工夫していく必要があると考えられる。

相談内容は、ことばの発達、対人面や社会性に関することが多くを占めた。27年度以前は、3歳児健康診査から就学时健康診断までの間に、決まった時期における子どもの健診や相談の機会は設けられていなかった。本事業を通して5歳を迎える子どもの発達に関する啓発を行うとともに、集団参加や学習準備などについて就学前に相談する場を設け、適切な支援を受ける機会を作ることは、子どもや保護者が安心して就学を迎えることにつながると考える。

16. 健康教育・健康相談

根拠法令等	母子保健法第9条、第10条
健康さくら21（第2次） 目標値	(初期値) → (目標)
	・子育てに自信が持てない保護者の割合 46.7% → 23.0%
	・育児についての相談相手のいない保護者の割合 1.8% → 0.7%
	・近所に育児について話し合える友人のいる保護者の割合 75.5% → 84.0%
	・子どもをかわいいと思える保護者の割合 97.4% → 100%
	・子どもを虐待していると思う保護者の割合 9.6% → 0%

《目的》

保健センターでの母子の集いや各地区での集まり等で母子を対象に、育児や健康管理について正しい知識の普及を図ると共に、育児相談に対応し、もって子育て支援の一助とする。

(1) 保健センターでの健康教育

《内容》

◆happy mama style (ハッピー・ママ・スタイル)

- ① 対象者：20歳前後で妊娠・出産した母と就学前までの乳幼児
- ② 会場：健康管理センター
- ③ 内容：年12回 毎回テーマを決め母子の交流、専門職による健康教育、育児相談を実施。
- ④ 周知方法：広報、ホームページ、妊娠届出時にリーフレット配布、対象者へ毎月個別通知（電子メール、手紙送付で対応）

◆beans circle (ビーンズ・サークル)

- ① 対象者：多胎児をもつ親とその子ども・多胎妊婦
- ② 会場：西部保健センター
- ③ 内容：毎月1回(年間12回)開催、月毎にテーマを決め母子の交流、専門職による健康教育、育児相談を実施。
- ④ 周知方法：広報、ホームページ、ポスター、妊娠届出時や新生児訪問時にリーフレット配布

◆Tiny angel (タイニー・エンジェル)

- ① 対象者：2000g未満及び36週未満で出生した子どもとその保護者(未熟児養育医療該当)
- ② 会場：西部保健センター
- ③ 内容：年1回 講演会・交流会開催

【平成29年度 実施内容】

日時：平成30年12月6日(木) 10:00～12:00

講師：助産師・看護師・救急救命士・ママ&ベビーヨガインストラクター・姿勢教育指導士 戸村恵理 氏

講演内容：ママのリラックス・リフレッシュを目的としたママヨガの実施

交流会：戸村氏を交え、意見交換や質疑応答を実施。

- ④ 周知方法：対象者へ個別通知

《実績》

①参加人数（延）

（人）

実施会場	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
happy mama style	69	97	74	35	12
beans circle	211	287	332	186	198
Tiny angel	25	21	9	14	18
合計	305	405	415	235	228

（２）地区の集まりにおける健康教育

《内 容》

児童センターや地区組織から依頼され、保健師、栄養士、歯科衛生士が実施する健康教育。

今年度依頼があったのは、以下のとおり。

佐倉地区：佐倉老幼の館、東部地区社会福祉協議会

臼井地区：臼井老幼の館

志津地区：北志津児童センター「教えてタイム」、志津児童センター「ちびっこ広場」「赤ちゃん広場」、ユーカリが丘地区社会福祉協議会、ユーカリハローキッズ、子育て応援さくら会、親子でスマイルサークル

根郷地区：南部児童センター「ゆりかごタイム」「さくらんぼちゃんタイム」
根郷公民館

千代田地区：千代田地区社会福祉協議会「ひよこの会」

《実 績》

①実施状況

	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
佐倉	6回	228人	6回	265人	10回	247人	10回	185人	7回	227人
臼井	2回	70人	4回	72人	2回	84人	2回	53人	2回	25人
志津	14回	497人	12回	325人	12回	358人	12回	364人	17回	478人
根郷	4回	158人	7回	311人	4回	174人	4回	228人	8回	260人
和田	2回	103人	3回	58人	1回	5人	0回	0人	3回	35人
千代田	3回	66人	3回	72人	3回	54人	3回	68人	3回	57人
全市	31回	1,122人	35回	1,103人	32回	922人	31回	898人	40回	1,082人

（３）女性の健康づくり教育（妊娠力向上啓発）

《目 的》

将来、希望した時に自然妊娠ができる健康的な身体づくりに向け、実践できる具体的な情報を提供することにより、自身の健康情報を把握・管理し、積極的に取り組むことができる。

《内 容》

○周知啓発活動

- ・啓発ブースの出店：千葉敬愛短期大学の学園祭「KEIAI フェスタ」において「出張 健康美ボディ講座」として、健康教育(体組成測定、測定結果からのアドバイス、リーフレット類の配布)の実施。
- ・啓発コーナーの設置：志津図書館、佐倉市役所で「妊娠力向上」に関するパネルの展示や

リーフレットの配布を実施。

- ・その他、ホームページでの情報提供(健康美ボディ通信)や成人式での啓発リーフレットの配布など。

《実績》

- ・啓発ブース参加者：敬愛短期大学 123人
- ・ホームページ「健康美ボディ通信」の掲載：1回
- ・成人式での啓発リーフレットの配布：1,650枚
- ・啓発コーナーの設置：2回

(4) 保育園・幼稚園における歯科健康教育

《内容》

- ① 対象：保育園・幼稚園児
- ② 方法：歯科健康教育を希望する園を募り、保育園27園、幼稚園7園において実施
- ③ 内容：人形劇「ケロタンと歯の汚れの実験」・歯垢の染め出し・歯みがき

《実績》

①年度別実施状況 (人)

年度	保育園	幼稚園	合計
26年度	928	776	1,704
27年度	1,044	759	1,803
28年度	1,060	1,048	2,108
29年度	1,035	801	1,836
30年度	1,205	750	1,955

*平成18年度より希望がある私立幼稚園においても歯科健康教育を開始。

(5) 健康教育に伴う健康相談

《内容》

健康教育の終了後に希望者に育児相談を実施。

《実績》

①年度別実施状況 (人)

年度	妊産婦	乳児	幼児	その他	合計
26年度	7	160	52	33	252
27年度	10	64	62	31	167
28年度	5	73	87	22	187
29年度	2	52	69	29	152
30年度	0	81	37	14	132

《考察》

若年で出産した親や多胎児の親、低出生で生まれた児の親を対象に、保健センターで健康教育を実施しており、共通の思いを抱えている者同士で交流を図れる場にもなっている。ただ、経年的に参加者が減少傾向であり、グループ支援の目的である相互の交流が図りにくい状況にある。今後は、啓発の場所を検討するだけでなく、参加者が足を運びやすい内容の企画や開催場所等も

検討していきたい。

女性の健康づくり教育では、若い世代の女性を中心に周知啓発活動を行った。啓発ブースでは、体組成測定に興味を持ち、積極的に測定を行う参加者が多く見られた。自身の健康状態の把握について関心が高い傾向である一方、参加者からはやせへの憧れやダイエット志向が伺え、将来の体づくりに対して、体重管理や食生活に対する正しい認識を普及していく必要がある。若い世代、また思春期世代の保護者にも「不妊予防」に関する知識の普及を行えるよう、効果的な周知方法を検討していきたい。

17. 母子保健事業未受診者勧奨事業

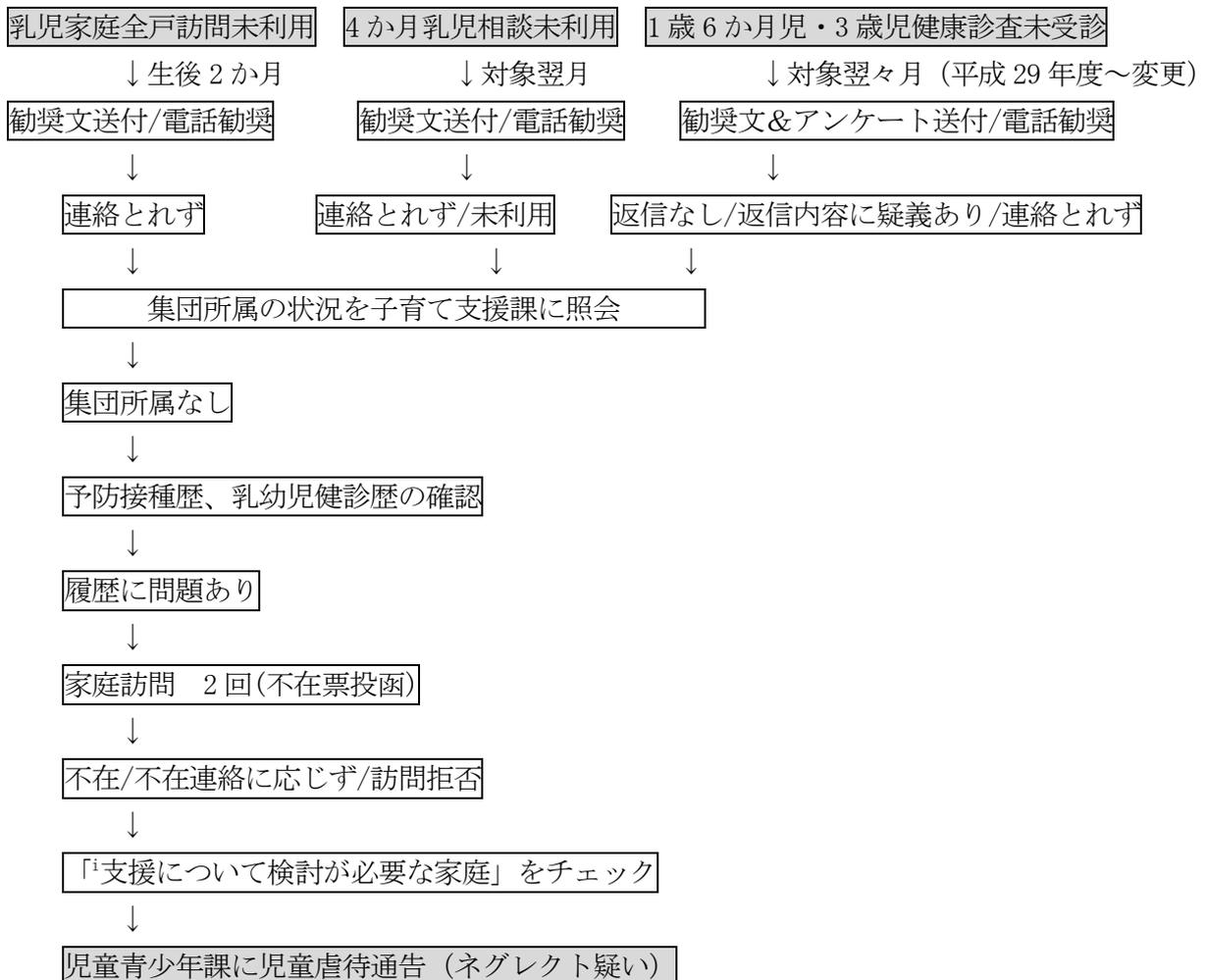
根拠法令等	母子保健法第10条、13条 児童虐待の防止等に関する法律第5条、第6条
健康さくら21（第2次） 目標値	<p style="text-align: right;">(初期値) → (目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新生児訪問・こんには赤ちゃん訪問を受けた人の割合 87.3% → 94.0% ・ 1歳6か月児健診、3歳児健診に満足している保護者の割合 64.4% → 増加 ・ こどもを虐待していると思う保護者の割合 9.6% → 0%

《目的》

母子保健法、児童福祉法に基づき、乳幼児に対し、保健指導、健康診査、訪問指導について、必要に応じこれを勧奨することによって受診率の向上を図り、もって乳幼児等の健康の保持増進に努める。併せて、児童虐待事案の早期発見を目的として、受診勧奨に応じない事案等の追跡調査を実施し、状況に応じて児童青少年課への通告を行うことで児童虐待の重症化を防止する。

《内容》

事業の流れ



《実績》

① 平成30年度事業別実施状況

(人)

事業名	受診率 (%) (前年比)	勸奨 実施数	保健師 訪問数	児童虐待 通告数	勸奨後の受診状況 (割合%)	
					受診あり	受診なし
全戸訪問	99.6 (+6.1)	73	10	1	65(89.0%)	8(11.0%)
乳児相談	91.7 (-1.0)	164	2	0	94(57.3%)	70(42.7%)
1歳6か月児健診	96.7 (+3.1)	110	5	0	65(59.1%)	45(40.9%)
3歳児健診	92.1 (+1.6)	205	7	0	114(55.6%)	91(44.4%)
合計		552	24	1	338(61.2%)	214(38.8%)

*前年度対象者も勸奨対象としているため、当該年度の未受診者数と「勸奨数」は一致しない。

*「保健師訪問数」は、訪問して不在だった数も含むので、③の表の「訪問で把握」と一致しない。

②事業別勸奨文送付・電話勸奨実施結果

(人)

事業名	勸奨実施数	勸奨文送付・電話勸奨の結果把握できた未受診の理由							期限内(勸奨文送付から1か月以内)に把握できなかった者
		今後受診(訪問)予定	医療機関・前住地で受診済	受けたので必要ない	必要ないので受けない(保育園・幼稚園)	手段がない等	拒否(受診できない(仕事で忙しい・交通))	市外・海外居住	
全戸訪問	73	46	0	0	1	0	2	16	8
乳児相談	164	80	7	1	14	5	0	47	10
1歳6か月児健診	110	55	3	3	14	5	1	13	16
3歳児健診	205	115	11	17	11	6	2	26	17
合計	552	296	21	21	40	16	5	102	51

③「期限内(勸奨文送付から1か月以内)に把握できなかった者」の把握結果

(人)

事業名	期限内(勸奨文送付1か月以内)に把握できなかった者	把握した数(a+b)	把握した数の内訳							未把握の数
			a. 訪問で把握した数		b. 訪問以外で把握した数					
			訪問後の判定		把握経路					
継続支援なし	継続支援あり	文書、電話、面接、健診、相談、支援・予防接種歴、他機関からの情報等	属情報	子育て支援課からの集会所	握	少年課等で把握	通告後、児童青少年課等			
全戸訪問	8	8	7	5	2	1	1	0	0	0
乳児相談	10	10	1	1	0	9	8	1	0	0
1歳6か月児健診	16	16	5	5	0	11	8	3	0	0
3歳児健診	17	17	4	3	1	13	6	7	0	0
合計	51	51	17	14	3	34	23	11	0	0

《考 察》

いずれの事業も、未受診勧奨後半数以上が相談・健診受診につながっており、適切な保健指導を受ける機会の提供ができています。受診につながらないケースについては、児童虐待事案の早期発見を目的とし訪問等で早期の状況把握に努めている。状況把握については、健診対象年齢が上につれ、保育園等所属先ができ、他所属からの情報提供を得ることができており、本事業において、他機関との連携が重要であることがわかる。

今後も、未受診勧奨事業の進捗管理を徹底し、子育て支援課への集団所属確認や、事業担当による家庭訪問、児童青少年課への通告など、時期を逸することなく実施できるよう努めていく。

i 「支援について検討が必要な家庭」

「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」（平成24年11月30日付厚生労働省雇用機会均等・児童家庭局 総務課長、母子保健課長通知）から引用

2・（1）乳幼児健康診査未受診等の家庭の把握及び情報の整理

イ 支援について検討が必要な家庭としては、行政の関与に否定的な家庭、勧奨に合理的な理由なく応じない家庭、未受診の理由や背景等が把握できない家庭、勧奨に応じるものの虐待発生のリスクが高いと考えられる家庭（「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第8次報告）において死亡事例等を防ぐためにリスクとして留意すべきポイント」参照）などが想定される。保健・福祉サービスの実施機関において判断に迷う事例についても、児童虐待担当に情報提供を行う。

Ⅲ 思春期保健

1. 思春期保健に関する取組み

根拠法令等	佐倉市独自	
健康さくら21 (第2次) 目標値	(市の現状) → (目標)	
	・シンナー・薬物使用を勧められたとき、断る自信のある中・高校生の割合	79.9% → 100%
	・シンナー・薬物使用の有害性について、知っている中・高校生の割合	83.9～ 98.7% → 100%
	・避妊法を正確に知っている高校生の割合	男子 65.0% → 増加 女子 82.2% → 増加
	・性感染症を正確に知っている高校生の割合	13.8～ 96.8% → 増加
	・性についてオープンに話せる家庭の割合	32.9% → 増加
	・子どもから性に関する悩みや相談を受けたときにきちんと応えられる保護者の割合	幼児保護者34.7% → 増加 小学生保護者44.2% → 増加
	・自己肯定感を持てる中・高校生の割合	男子 42.0% → 増加 女子 28.7% → 増加
	・育児に関して肯定的な意見を持つ中・高校生の割合	男子 64.2% → 増加 女子 76.6% → 増加

《目的》

思春期は大人と子どもの両方の面をもつ時期であり、飲酒や喫煙、いじめや不登校、望まない妊娠等思春期における問題は、本人の現在の問題にとどまらず生涯にわたる健康問題や、次世代へ悪影響を及ぼすと言われているため、家庭、学校、地域等の連携による教育、啓発普及、相談等を通して、課題の共有と情報の提供を行う。

《内容》

- ①養護教諭研修会への参加
- ②保健授業の協働実施
- ③小学校及び中学校への健康教育教材の貸し出し、健康教育

《実績》

- ①養護教諭研修会への参加

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
5 回	5 回	5 回	3 回	3 回

②保健授業の協働実施

佐倉市教育委員会と連携しながら、『自分を大切にする』という視点で、学校の養護教諭、クラス担任と保健師が思春期保健に取り組む保健授業の協働実施状況 (人)

実施年度	対象学年	題材	児童数	保護者数	児童数/実施校 (総数)
26年度	小学2年生	おへそのひみつ	316	—	400/5校
	小学4年生	生命誕生	84	—	
27年度	小学2年生	おへそのひみつ	102	68	181/3校
	小学4年生	生命誕生	79	14	
28年度	小学2年生	おへそのひみつ	105	89	230/4校
	小学4年生	生命誕生	125	7	
29年度	小学2年生	おへそのひみつ	162	118	195/4校
	小学4年生	生命誕生	33	8	
30年度	小学2年生	おへそのひみつ	126	95	168/4校
	小学4年生	生命誕生	42	20	

③小学校及び中学校への健康教育教材の貸し出し

ア. 沐浴人形

市内小学校4校、中学校11校の計15校、延べ22回

イ. 妊婦ジャケット

市内小学校0校、中学校の計11校、延べ18回

《考 察》

市内4か所の小学校において、小学2年生と4年生の児童と保護者を対象に保健事業の協働実施を行った。平成30年度は、実施4校中1校が新たに佐倉地区の小学校で授業を実施することができた。授業後、児童からは「命の大切さがわかった」、「お母さんありがとう」等の感想が聞かれた。また、2年生の保護者からは「自分達が（親が）子どもの時には、親から大切に育てられたと振り返る機会がなかったため中々親への感謝を気づくことが出来なかったが、小学校2年生でこのような授業を受けられることは非常に恵まれていることであり、これを機会に自分の命を大事にして欲しい。」また「子どもを産んだ時のことを思い出し、懐かしく温かい気持ちになった」等の声が聞かれ、保護者にとってもこれまでの子育てを振り返る機会になったと思われる。単なる性教育ではなく、児童の自己肯定感を育むきっかけづくりとなる「生」教育として、今後も協働授業を展開していく。協働授業の実施校が志津地区に集中しているが、今後も引き続き養護教諭研修会で周知しながら、市内全域の小学校での授業展開を目指していく。

IV 感染症予防

1. 感染症予防及び防疫

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法） 予防接種法		
健康さくら21(第2次) 目標値	<ul style="list-style-type: none"> ・ BCGを1歳までに受ける人の割合 ・ 麻しん予防接種を受ける人の割合 	(初期値) → (目標) 1期 2期	98.4%→100% 95.0%→100% 89.7%→100%

《目的》

近年、新たな感染症の出現や既存感染症の再興などが見られ、予防対策の充実が求められている。感染力の高い新型感染症については、市民の健康を脅かす1つの要因となっており、市民を感染症から守り、健康的に暮らせるよう、未然防止に努めるとともに、発生に対しては迅速で的確な対策を講じることが必要となる。そのためには、各年代にあった定期的・計画的な予防接種を行い効果的な予防接種事業の推進に努めるなど、感染症の発生予防やまん延防止を進めながら、公衆衛生の向上を図るための予防接種の重要性や知識、予防対策を広く市民に広報・啓発を行い、感染症流行時に迅速に対応できる体制づくりを進めることが必要である。

《予防接種実施時期》

平成30年4月1日から平成31年3月31日（実施日時については、各医療機関が定める）

※高齢者インフルエンザは、平成30年10月1日から平成30年12月31日

《予防接種実施場所》

- ・ 市内の77個別予防接種協力医療機関（平成31年3月末時点）
 ※医療機関により実施している予防接種の種類が異なる。
- ・ 千葉県内相互乗り入れ制度協力医療機関等

《予防接種周知方法》

乳幼児

- ・ 出生届出又は転入届出後、予防接種の予診票つづり又は予診票を個別通知。
- ・ 市内の協力医療機関を、予診票同封の案内文、健康カレンダー、ホームページに掲載。

学童

- ・ 対象となる年齢の誕生月の末日に予診票等を個別通知。
- ・ 市内の協力医療機関を、予診票同封の案内文、健康カレンダー、ホームページに掲載。

※子宮頸がん予防接種については、予診票の自動発送はせず、接種希望者のみに接種の有効性とリスク等を説明した上で予診票を発行。

高齢者

- ・ 65歳以上の対象者に、予診票を個別通知。
- ・ 60歳以上65歳未満の対象者のうち希望者には健康増進課に連絡をもらい、予診票を個別通知。
- ・ 市内の協力医療機関を、予診票同封の案内文、ホームページに掲載。

《普及啓発概要》

【個別通知】

	対象者	内容	時期	回数
定例 (121回)	出生者	予診票のつづりと案内文	毎月	12
	転入者	予診票と案内文	随時	
	日本脳炎 2 期対象者 (9 歳)	日本脳炎 2 期予診票と案内文	毎月	12
	二種混合対象者 (11 歳)	二種混合予診票と案内文	毎月	12
	1 歳児	麻しん風しん (MR)、水痘の接種勧奨 ハガキ ※おたふくかぜワクチン接種費用一部 助成制度についても記載	毎月	12
	4 か月乳児相談、 もぐもぐ教室対象者	BCG の案内文 (健診の問診票送付時に同封)	毎月	12
	1 歳 6 か月児健診対象者	・麻しん風しん (MR) と水痘の案内文	毎月	12
	3 歳幼児歯科健診 対象者	日本脳炎の案内文 (健診の問診票送付時に同封)	毎月	12
	2 歳半幼児歯科健診対象者	水痘の案内文 (健診の問診票送付時に同封)	毎月	12
	4 か月乳児相談未来所者	乳児相談未来所勧奨文に BCG 接種につ いて記載し、接種勧奨を実施	毎月	12
	高齢者インフルエンザ対象 者 (満 65 歳以上)	予診票と案内文	9 月～ 12 月	12 (47,195 通)
	高齢者肺炎球菌対象者 (その年度で 65 歳・70 歳・75 歳・80 歳・85 歳・ 90 歳・95 歳・100 歳を 迎える方)	予診票と案内文	4 月	1 (10,825 通)

	対象者	内容	時期	回数
未接種 勧奨 (113回)	平成12年度生まれの方 (18歳)	日本脳炎経過措置勧奨ハガキ	8月	1 (965通)
	平成17年9月1日～ 平成19年5月30日生まれの方	二種混合勧奨ハガキ	8月	1 (1,524通)
	平成30年度麻しん風しん (MR) 2期対象者	麻しん風しん (MR) 2期勧奨ハガキ	6月 3月	2 (1,091通) (239通)
	高齢者インフルエンザ対象者 (高齢者肺炎球菌対象者で 未接種の方)	高齢者肺炎球菌の案内文 (高齢者インフルエンザの予診票等送 付時に同封)	9月～ 12月	12 (7,777通)
	高齢者肺炎球菌予防接種対 象者(昭和28年12月16 日～昭和29年4月1日生 まれ)	勧奨ハガキ	2月	1 (480通)
	乳児相談、1歳6か月児健 診、3歳児健診	保健師相談で未接種者へ勧奨	毎月	96

【広報紙・ポスター・ホームページ他】

種類	内容
日本脳炎予防接種	<ul style="list-style-type: none"> ・こうほう佐倉に掲載(1回) ・ホームページに掲載
麻しん風しん(MR) 予防接種	<ul style="list-style-type: none"> ・こうほう佐倉に掲載(3回) ・ポスターを子育て支援課、子育て支援センター、各老幼の館(2)、各児童センター(3)、各公民館(6)、市内保育施設(37)、市内幼稚園(11)に掲示 ・ホームページに掲載
高齢者インフルエンザ 予防接種	<ul style="list-style-type: none"> ・こうほう佐倉に掲載(4回) ・ポスターを各保健センター、市内協力医療機関(68)に掲示 ・ホームページに掲載
高齢者肺炎球菌予防接 種	<ul style="list-style-type: none"> ・こうほう佐倉に掲載(3回) ・ホームページに掲載

おたふくかぜワクチン 接種費用一部助成制度	<ul style="list-style-type: none"> ・こうほう佐倉に掲載（1回） ・リーフレットを各保健センター、子育て支援課、市内実施医療機関（33）に配架 ・ポスターを各保健センター、市民課、子育て支援課、子育て支援センター、各出張所（6）、各サービスセンター（2）、各老幼の館（2）、各児童センター（3）、市内実施医療機関（33）に掲示 ・ホームページに掲載
風しんワクチン 接種費用一部助成制度	<ul style="list-style-type: none"> ・こうほう佐倉に掲載（1回） ・リーフレットを各保健センター、子育て支援課、市内実施医療機関（144）に配架 ・ポスターを子育て支援課、各出張所（5）、各サービスセンター（2）、各老幼の館（2）、各児童センター（3）、各公民館（6）、各公共施設（6）、市内保育施設（36）、市内幼稚園（13）、市内実施医療機関（144）等に掲示 ・ホームページに掲載
インフルエンザ予防啓 発	<ul style="list-style-type: none"> ・ポスターを各保健センター、子育て支援課、市内保育施設（38）に掲示 ・ホームページに掲載
風しん	<ul style="list-style-type: none"> ・こうほう佐倉に掲載（1回） ・ポスターを各保健センター、市民課、各出張所（5）、各サービスセンター（2）、各老幼の館（2）、各児童センター（3）、各公民館（6）、各公共施設（6）、市内保育施設（36）、市内幼稚園（13）に掲示 ・ホームページに掲載
麻しん	ホームページに掲載
蚊媒介感染症対策	ポスターを各保健センター、佐倉市役所に掲示
ダニ媒介感染症対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ポスターを各保健センター、佐倉市役所に掲示 ・ホームページに掲載

【その他】

- ・養護教諭研修会で予防接種について説明（9月）
- ・保育園看護師へ予防接種についての研修会を実施（4月）
- ・就学時健診における予防接種説明及び予防接種履歴確認

平成30年10月3日から11月30日の間のうち、19日間、23小学校に対し実施。

《接種率の算定基準》

平成17年度より厚生労働省の算定基準を用いている。

(1) B型肝炎予防接種

《目的》

B型肝炎ウイルスによる感染症発生の予防

《対象及び実施方法》

対象		実施方法
1・2回目	1歳未満	B型肝炎(HB)ワクチン0.25mlを27日以上の間隔をおいて2回皮下注射
3回目		初回接種後139日以上の間隔をおいて0.25mlを1回皮下注射

※平成28年10月1日から定期接種として導入された。

《実績》

平成30年度実施結果

	対象者数(人)	接種者数(人)	接種率(%)
1回目	1,018	992	97.4
2回目	1,018	1,014	99.6
3回目	1,018	971	95.4
合計	3,054	2,977	97.5

※厚生労働省の算定基準に基づき、対象者を平成30年9月末人口で算出しているため、接種率が100%を超える場合がある。

年度別接種率の推移

年度	接種者数(人)	接種率(%)
28年度	1,531	47.7
29年度	3,060	103.8
30年度	2,977	97.5

《考察》

平成24年5月厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会における予防接種制度の見直し(第二次提言)において、広く接種を推進すべきワクチンの1つにB型肝炎が指定され、平成28年10月から定期接種として位置づけられた。

接種期間が1歳までと短い上、1回目接種から139日以上日をあけて3回目接種を行わなければならないため、3回目接種の接種率が低くなっている。早期に接種を開始できるよう周知を行っていくことが必要と考える。

(2) ヒブ予防接種

《目的》

インフルエンザ菌b型による感染症、特に侵襲性の感染症（髄膜炎、敗血症、蜂巣炎、関節炎、喉頭蓋炎、肺炎および骨髄炎）の予防

《対象及び実施方法》

対象		実施方法
初回	生後2か月～5歳未満	ヒブワクチン0.5mlを27日以上の間隔をおいて3回皮下注射
追加		初回接種後7か月以上の間隔をおいて0.5mlを1回皮下注射

※平成25年4月に定期接種に位置づけられた。

※接種開始年齢によって接種回数が異なる。

《実績》

平成30年度実施結果

	対象者数(人)	接種者数(人)	接種率(%)
1回目	1,018	1,003	98.5
2回目	1,018	1,021	100.3
3回目	1,018	1,032	101.4
4回目	1,018	1,037	101.9
合計	4,072	4,093	100.5

※厚生労働省の算定基準に基づき、対象者を平成30年9月末人口で算出しているため、接種率が100%を超える場合がある。

年度別接種率の推移

年度	接種者数(人)	接種率(%)
26年度	4,748	103.8
27年度	4,667	99.2
28年度	4,250	99.4
29年度	4,119	104.8
30年度	4,093	100.5

《考察》

平成25年度定期接種となってからは、ヒブ感染症の罹患率は激減していると言われている。当市において、ワクチン接種率は100%前後と高い値で推移しており、平成30年度についても同様の傾向にある。今後も高い接種率を維持し、罹患率を下げるができるよう効果的な接種勧奨方法を検討していく。

(3) 小児用肺炎球菌予防接種

《目的》

肺炎球菌（血清型 1, 3, 4, 5, 6A, 6B, 7F, 9V, 14, 18C, 19A, 19F, 23F）による侵襲性感染症の予防

《対象及び実施方法》

対象		実施方法
初回	生後2か月～5歳未満	小児用肺炎球菌ワクチン0.5mlを27日以上の間隔で3回皮下注射
追加		初回接種後60日以上の間隔でワクチン0.5mlを1回皮下注射

※平成25年4月に定期接種に位置づけられた。

※平成25年11月より使用されるワクチンが7価ワクチンから13価ワクチン（血清型1, 3, 4, 5, 6A, 6B, 7F, 9V, 14, 18C, 19A, 19F, 23F）に変更された。（接種間隔・回数に変更なし）

※接種開始年齢によって接種回数が異なる。

《実績》

平成30年度実施結果

	対象者数（人）	接種者数（人）	接種率（%）
1回目	1,018	999	98.1
2回目	1,018	1,030	101.2
3回目	1,018	1,031	101.3
4回目	1,018	1,032	101.4
合計	4,072	4,092	100.5

※厚生労働省の算定基準に基づき、対象者を平成30年9月末人口で算出しているため、接種率が100%を超える場合がある。

年度別接種率の推移

年度	接種者数（人）	接種率（%）
26年度	4,698	102.7
27年度	4,675	99.4
28年度	4,256	99.5
29年度	4,134	105.1
30年度	4,092	100.5

《考察》

平成25年度に定期接種となつてからは、侵襲性肺炎球菌感染症（IPD）の罹患率は減少していると言われている。2歳未満の乳幼児で特にリスクが高く、ワクチン接種可能な2か月以上の乳児ではワクチンによる予防を講じることが重要とされている。当市において、ワクチン接種率は100%前後と高い値で推移しており、平成30年度についても同様の傾向にある。今後も高い接種率を維持し、罹患率を下げるができるよう効果的な接種勧奨方法を検討していく。

(4) 四種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ）DPT-IPV
 三種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風）DPT
 二種混合（ジフテリア、破傷風）DT 予防接種

第1期 四種混合DPT-IPV・三種混合DPT

《目的》

ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎の発生及びまん延の予防

《対象及び実施方法》

種別	対象		実施方法
四種混合	第1期 (初回)	生後3か月～90か月未満	沈降精製ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ混合ワクチンを20日以上の間隔をおいて0.5mlを3回皮下注射
	第1期 (追加)		沈降精製ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ混合ワクチンを1期初回完了後6か月以上の間隔をおいて0.5mlを1回皮下注射
三種混合	第1期 (初回)		沈降精製ジフテリア・百日せき・破傷風混合ワクチンを20日以上の間隔をおいて0.5mlを3回皮下注射
	第1期 (追加)		沈降精製ジフテリア・百日せき・破傷風混合ワクチンを第1期初回完了後6か月以上の間隔をおいて0.5mlを1回皮下注射

※平成24年11月から四種混合ワクチンが定期予防接種として導入された。

《実績》

平成30年度実施結果

種別	回数	対象者数(人)	実施者数(人)	接種率(%)	
四種混合	第1期	1回	1,029	1,027	99.8
		2回	1,029	1,047	101.7
		3回	1,029	1,055	102.5
		追加	1,029	1,176	114.3
	合計	4,116	4,305	104.6	
三種混合	第1期	1回	1,029	-	-
		2回	1,029	-	-
		3回	1,029	-	-
		追加	1,029	2	0.2
	合計	4,116	2	0.0	

※厚生労働省の算定基準に基づき、対象者を平成30年9月末人口で算出しているため、接種率が100%を超える場合がある。

年度別接種率の推移（四種混合 1 期合計）

年度	実施者数（人）	接種率（%）
26 年度	4,491	96.0
27 年度	4,671	99.0
28 年度	4,409	99.3
29 年度	4,197	103.5
30 年度	4,305	104.6

年度別接種率の推移（三種混合 1 期合計）

年度	実施者数（人）	接種率（%）
26 年度	405	8.7
27 年度	1	0.0
28 年度	0	—
29 年度	0	—
30 年度	2	0.0

《考 察》

接種率は100%を超える結果となっている。また、1 期初回 1～3 回の接種者、延3,129人のうち3,085人（98.6%）の接種年齢は0歳であり、多くの者が適切な時期に接種できている。引き続き現在の接種率を維持し、適切な時期に必要な接種ができるよう周知、指導を行っていくことが必要と考える。

第 2 期 二種混合（ジフテリア、破傷風）D T 予防接種

《目 的》

ジフテリア、破傷風の発生及びまん延の予防

《対象及び実施方法》

対 象	実 施 方 法
11 歳～13 歳未満	沈降精製ジフテリア、破傷風混合トキソイドワクチン 0.1ml を 1 回皮下注射

《実 績》

平成 30 年度実施結果

種別	対象者数（人）	接種者数（人）	接種率(%)
二種混合 第 2 期	1,538	1,218	79.2

年度別接種率の推移

年度	接種者数(人)	接種率(%)
26 年度	1,167	76.3
27 年度	1,130	71.4

28年度	1,106	76.9
29年度	1,145	80.0
30年度	1,218	79.2

《考 察》

接種率は70%台で推移しており、29年度から30年度の状況は、ほぼ横ばいの状況であった。乳幼児期の予防接種に比べ、接種率は低い。近年、年長児及び成人の百日咳が問題となっており、三種混合ワクチンを第2期に用いるかの検討がなされている状況がある。学童期の接種率を向上させなければこれらの問題解決につながらず、厚生労働省の動向を見て、適切にワクチン接種が行われるよう周知啓発を行っていく必要がある。

(5) 不活化ポリオ予防接種

《目的》

急性灰白髄炎（ポリオ）の発生及びまん延の予防

《対象及び実施方法》

対 象		実 施 方 法
第1期 (初回)	生後3か月～90か月未満	不活化ポリオワクチンを20日以上の間隔をおいて0.5mlを3回皮下注射
第1期 (追加)		不活化ポリオワクチンを第1期初回完了後6か月以上の間隔をおいて0.5mlを1回皮下注射

《実績》

平成30年度実施結果

回数		対象者数(人)	実施者数(人)	接種率(%)
第1期	1回	1,029	3	0.3
	2回	1,029	6	0.6
	3回	1,029	10	1.0
	追加	1,029	26	2.5
合計		4,116	45	1.1

年度別接種率の推移

年度	接種者数(人)	接種率(%)
26年度	1,328	28.4
27年度	415	8.8
28年度	209	4.7
29年度	138	3.4
30年度	45	1.1

《考察》

平成25年度に四種混合ワクチンが導入されたことにより、不活化ポリオワクチンの接種者は年々減少しており、平成30年度に単独不活化ポリオワクチンの接種した者は全員5歳以上の幼児であった。一方、四種混合ワクチンの接種率は100%前後とよい接種率が維持されている。

海外でもポリオは根絶まであと一歩という状況まできているが、ワクチン由来ポリオウイルスによるアウトブレイクが発生しており、引き続き適切にワクチン接種について啓発していくことが必要と考えられる。

(6) BCG予防接種

《目的》

乳幼児における結核性髄膜炎や粟粒結核などの予防、結核のまん延の予防

《対象及び実施方法》

対 象	実 施 方 法
生後1歳未満	乾燥BCGワクチンを1滴滴下し管針で経皮接種

※佐倉市予防接種委員会での検討結果を踏まえ、免疫不全症が比較的明らかとなる3か月からを原則の接種期間としている。

《実績》

平成30年度実施結果

対象者数(人)	接種者数(人)	接種率(%)
1,018	1,055	103.6

※厚生労働省の算定基準に基づき、対象者を平成30年9月末人口で算出しているため、接種率が100%を超える場合がある。

年度別接種率の推移

年度	区分	B C G	
		実施者数(人)	接種率(%)
26年度		1,162	101.6
27年度		1,189	101.1
28年度		1,071	100.2
29年度		997	101.4
30年度		1,055	103.6

《考察》

平成25年4月からBCG予防接種の接種期間が6か月未満から1歳未満に引き上げられたことより、平成26年度以降接種率が大幅に向上し、100%を超える高い接種率を維持している。

結核の予防には、結核菌に自然感染する前にBCGワクチンを接種することが重要になるため、できるだけ早い時期(標準的には生後5か月から8か月に達するまで)には接種できるよう、接種勧奨に努めていく。

(7) 麻しん（はしか）・風しん予防接種

《目的》

麻しん、風しんの発生及びまん延の予防

《対象及び実施方法》

対 象		実 施 方 法
第 1 期	生後 12 か月～24 か月未満	・麻しん風しん混合ワクチン(MR)0.5ml を 1 回皮下注射 <単抗原ワクチン希望の方> ・麻しん単抗原ワクチン 0.5ml を 1 回皮下注射 ・風しん単抗原ワクチン 0.5ml を 1 回皮下注射
第 2 期	5 歳～7 歳未満で小学校就学前の 1 年間	

《実績》

平成 30 年度麻しん風しん実施結果

種別	期別	対象者数 (人)	接種者数 (人)	接種率 (%)
麻しん風しん	第 1 期	1,061	1,046	98.6
	第 2 期	1,350	1,279	94.7
	長期療養		1	
	合計	2,411	2,326	96.5
麻しん	第 1 期	1,061	0	—
	第 2 期	1,350	0	—
	合計	2,411	0	—
風しん	第 1 期	1,061	0	—
	第 2 期	1,350	0	—
	合計	2,411	0	—

※厚生労働省の算定基準に基づき、対象者を第 1 期は平成 30 年 9 月末人口、第 2 期は平成 30 年 3 月末人口で算出しているため、接種率が 100%を超える場合がある。

年度別麻しん風しん接種率の推移 (麻しん風しん混合+麻しん単抗原+風しん単抗原実施者)

年度	期別	接種者数 (人)	接種率 (%)
26 年度	第 1 期	1,188	95.5
	第 2 期	1,318	91.6
27 年度	第 1 期	1,156 (長期療養 1 人含む)	97.1
	第 2 期	1,352	92.5
28 年度	第 1 期	1,073	87.0
	第 2 期	1,244 (長期療養 2 人含む)	91.9
29 年度	第 1 期	1,134	102.3
	第 2 期	1,249	93.5
30 年度	第 1 期	1,046	98.6
	第 2 期	1,280 (長期療養 1 人含む)	94.8

《考 察》

平成19年12月「麻しんに関する特定感染症予防指針」が厚生労働省から告示され、国内麻しん排除に向けた取り組みを進めてきた結果、平成27年3月にはWHO西太平洋地域事務局より我が国は麻しん排除状態にあると認定され、その状態を維持するには1期、2期いずれも接種率が95%以上になることが必要とされている。1期対象者については29年度、30年度ともに95%を超えており、引き続き接種率を維持、向上できるよう勧奨を行っていく。2期についてはわずかに95%を下回っているが、年々接種率の向上が見られており、今後はさらに勧奨方法や周知方法等を検討することが必要である。

(8) 水痘（みずぼうそう）予防接種

《目的》

水痘 - 帯状疱疹ウイルスによる感染症の発生及びまん延の予防

《対象及び実施方法》

対象	実施方法
生後 12 か月から生後 36 か月未満	乾燥弱毒生水痘ワクチンを 2 回皮下注射。 3 月以上の間隔をおく

《実績》

平成 30 年度実施結果

期別	対象者数 (人)	接種者数 (人)	接種率 (%)
1 回目	1,061	1,048	98.8
2 回目	1,061	1,048	98.8
合計	2,122	2,096	98.8

年度別接種率の推移

年度	接種者数 (人)	接種率 (%)
26 年度	2,494	66.1
27 年度	2,370	99.6
28 年度	2,132	86.4
29 年度	2,143	96.7
30 年度	2,096	98.8

※平成 26 年度のみ、3、4 歳児に対し 1 回接種できる経過措置を含む。

《考察》

平成26年10月より定期接種が開始されているが、比較的高い接種率となっている。そして水痘患者の発生状況をみると、定期接種となった翌年の平成27年に大幅な減少が見られており、水痘ワクチン普及が寄与していることがわかる。水痘ワクチンは接種期間が12か月～36か月未満と短いため、2回の接種が適切に行えるよう周知啓発が必要である。

(9) 日本脳炎予防接種

《目的》

日本脳炎の発生の予防

《対象及び実施方法》

対 象		実 施 方 法
第1期 (初回)	生後6か月～90か月未満	日本脳炎ワクチンを6日以上の間隔 をおいて0.5mlを2回皮下注射 (3歳未満の場合、接種量は0.25ml)
第1期 (追加)		初回接種後6か月以上の間隔をおい て0.5mlを1回皮下注射 (3歳未満の場合、接種量は0.25ml)
第2期	9歳～13歳未満	0.5mlを1回皮下注射
特例(実施規則 附則第5条)	平成17年度から平成21年度にかけての積極 的勧奨の差し控えにより接種を受ける機会を 逸した者(平成7年4月2日から平成19年4 月1日生まれ)20歳未満	第1期、第2期の未接種分を接種
特例(実施規則 附則第4条)	平成17年度から平成21年度にかけての積極 的勧奨の差し控えにより接種を受ける機会を 逸した者(平成19年4月2日から平成21年 10月1日生まれ)13歳未満	第1期の未接種分を接種

《実績》

平成30年度実施結果

種別	回数	対象者数(人)	接種者数(人)	接種率(%)
第1期	1回目	1,285	1,611	125.4
	2回目	1,285	1,591	123.8
	追加	1,283	1,868	145.6
第2期		1,483	1,332	89.8
特 例	第 1 期	1回目		63
		2回目		89
		追加		209
	第2期	1,620	295	18.2
合計		6,958	7,058 (6,697)	101.4 (96.2)

※特例第1期の対象者数は、平成27年度以降算出方法が示されていない。

※()は、特例第1期(対象者数が示されていない期間)の実施者数を除いて算出したもの。

※厚生労働省の算定基準に基づき、対象者を平成30年9月末の3歳、4歳、9歳、18歳(特例措置対象者)の人口で算出しているため、接種率が100%を超えることがある。

接種時の年齢（特例措置分を除く）

	第1期初回			第2期	総計
	1回目	2回目	追加		
0歳	443	399	0		842
1歳	283	258	248		789
2歳	140	139	180		459
3歳	508	502	314		1,324
4歳	111	140	516		767
5歳	54	66	351		471
6歳	64	80	204		348
7歳	8	7	55		70
9歳				661	661
10歳				237	237
11歳				237	237
12歳				197	197
総計	1,611	1,591	1,868	1,332	6,402

全接種者 年度別接種率の推移

年度	接種者数(人)	接種率(%)
26年度	5,517	56.3
27年度	5,079	72.6
28年度	6,001	85.1
29年度	6,560	95.3
30年度	7,058	101.4

第1期 年度別接種率の推移（特例措置を除く）

年度	接種者数(人)	接種率(%)
26年度	3,878	99.4
27年度	3,630	92.1
28年度	4,479	114.8
29年度	5,136	133.7
30年度	5,070	131.6

第2期 年度別接種率の推移（特例措置を除く）

年度	接種者数(人)	接種率(%)
26年度	647	45.0
27年度	759	53.6
28年度	991	65.5
29年度	883	60.2
30年度	1,332	89.8

《考 察》

平成27年8月に千葉県内で日本脳炎患者が発生したことを受けて、千葉県在住の小児については、第1期接種開始の推奨年齢が3歳から生後6か月に引き下げられ、平成28年6月より市民への周知を開始しているが、平成30年度の結果では、1期初回について1回目は53.8%、2回目は50.0%が3歳未満で接種をしていた。推奨年齢での接種ができるよう、さらに周知を行うことが必要と考える。一方、特例措置も含めた全体の接種者数、接種率については年々増加している。特例措置は現在も続いており、引き続き接種の勧奨により接種率の向上に努めたい。

(10) 子宮頸がん予防接種（サーバリックス・2価、ガーダシル・4価）

《目的》

サーバリックス

子宮頸がんの原因となる HPV16 型及びの予防 18 型ウイルスの感染及び前がん病変予防。

ガーダシル

- ・子宮頸がんの原因となる HPV16 型及びの予防 18 型ウイルスの感染及び前がん病変予防。
- ・尖圭コンジローマや再発性呼吸器乳頭腫症の原因となる 6 型及び 11 型の感染予防。

《対象及び実施方法》

ワクチン名	対象	実施方法
サーバリックス	小学校 6 年生 ～高校 1 年生 の女子	子宮頸がん予防ワクチン 0.5ml を 0・1・6 か月の間隔で 3 回筋肉注射
ガーダシル		子宮頸がん予防ワクチン 0.5ml を 0・2・6 か月の間隔で 3 回筋肉注射

※平成 23 年 4 月から子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の一環としての接種が行われ、その後、平成 25 年 4 月に定期接種に位置づけられた。

※平成 25 年 6 月 14 日に開催された厚生科学審議会において、ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛が接種後に特異的にみられたことから、同副反応の発生頻度等がより明らかになるまで、定期接種を積極的に勧奨すべきでないと言われた。引き続き定期接種として無料で受けていただくことは可能。副反応によって健康被害が生じた場合には予防接種法に基づく補償を受けることができる。

《実績》

平成 30 年度実施結果

	対象者数 (人)	接種者数 (人)	接種率 (%)
1 回目	736	9	1.2
2 回目	736	6	0.8
3 回目	736	5	0.7
合計	2,208	20	0.9

年度別接種率の推移

年度	接種者数 (人)	接種率 (%)
26 年度	8	0.4
27 年度	19	0.8
28 年度	3	0.1
29 年度	3	0.1
30 年度	20	0.9

《考察》

平成 25 年度より定期接種に位置づけられたが、平成 25 年 6 月 14 日厚生科学審議会において副反応の説明ができるまで積極的な勧奨を控える旨の決定がされた。予診票の発行は接種希望者のみに接種の有効性とリスク等を説明したうえでやっているため、接種者数はかなり少ない人数となっている。

今後も国の検討内容を注視し、対応していくこととする。

(11) インフルエンザ予防接種

《目的》

インフルエンザの個人の発病又はその重症化を防止し、併せてこれにより間接的な集団予防を図ることを目的とする。

《対象及び接種方法》

対 象
①65歳以上の者 ②60～65歳未満で心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方で身体障害者手帳1級の方
接種方法
インフルエンザHAワクチンを1回皮下注射 〔ワクチンの型〕 ①A/シンガポール/GP1908/2015 (IVR-180) (H1N1) pdm09 ②A/香港/4801/2014 (X-263) (H3N2) ③B/プーケット/3073/2013 (山形系統) ④B/テキサス/2/2013 (ビクトリア系統) ※2016/17 シーズンから、A (H1N1) pdm09 についてのみワクチン株の変更が行われた。

《実績》

平成30年度実績

対象年齢	対象者数(人)	接種者数(人)	接種率(%)
65歳以上	54,100	28,651	53.0
60～64歳		16	
合計	54,100	28,667	53.0

年度別接種率の推移

年度	実施者数(人)	接種率(%)
26年度	26,021	54.5
27年度	26,944	54.1
28年度	27,548	53.5
29年度	27,205	51.5
30年度	28,667	53.0

《考察》

接種率はほぼ横ばいで50～55%で推移している。インフルエンザワクチンの接種については、発症そのものは完全に防げないものの、罹患しても重症化を抑えること、さらには合併症を併発することによる死亡リスクが抑えられることが期待できるとされている。現状では接種率は50～55%と低く、周知啓発を図っていくことが必要と考える。

(12) 高齢者肺炎球菌予防接種

《目的》

肺炎球菌（血清型 23 種類）による呼吸器感染症、副鼻腔炎、中耳炎、髄膜炎、敗血症などの予防

《対象及び実施方法》

対象	実施方法
過去に 23 価肺炎球菌莢膜多糖体ワクチンの接種歴のない者で、以下に該当する者 ①平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に 65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳又は 100 歳となる者 ②60～65 歳未満で心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方で身体障害者手帳 1 級の方	23 価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン 0.5ml を 1 回筋肉内又は皮下に注射する。

※平成 23 年 4 月から接種費用一部助成を行ってきたが、平成 26 年 10 月 1 日より定期接種に位置づけられた。

《実績》

平成 30 年度実施結果

対象年齢	対象者数 (人)	接種者数 (人)	接種率 (%)
65 歳以上	12,445	5,437	43.7
60～64 歳		2	
合計	12,445	5,439	43.7

年度別接種率の推移

年度	接種者数 (人)	接種率 (%)
26 年度	4,801	43.6
27 年度	5,400	49.3
28 年度	5,411	45.6
29 年度	5,872	46.3
30 年度	5,439	43.7

《考察》

対象者が 5 歳刻みで毎年変わっており、当初、26 年度から 30 年度までの 5 年間の経過措置で一通りの対象者が接種の機会を得ているが、接種率は毎年 45%前後であった。一方、国では、これまで接種を受けていない者への接種機会を引き続き提供するため、平成 31 年度以降、さらに 5 年間定期接種として延長している。定期接種の対象者の拡大を継続するとともに、接種率向上のため、周知啓発に取り組むことが必要と考える。

2. 予防接種（任意）

（1） おたふくかぜワクチン接種費用助成事業

《目的》

耳の下にある耳下腺の腫れを特徴とするウイルス感染症の発生を予防し、子育て支援の一助とするため接種費用の一部を助成する。

《内容》

①対象

- ・1～2歳児（生後12か月～36か月未満）の市民（接種日時点）
※平成30年4月1日～平成31年3月31日の接種が対象

②実施方法

- ・医療機関にある予診票を使って接種を受け、接種費用を医療機関に支払う
- ・接種後、各保健センターで助成の申請（郵送可）
- ・申請後、後日市から指定口座に助成金を振り込む

③助成金額

3,000円

④周知方法

- ・こうほう佐倉・ホームページに制度の案内を掲載
- ・市内実施医療機関や保健センター等にてポスター掲示、リーフレット配布
- ・1歳の誕生月に制度の案内はがきを個別通知

《実績》

平成30年度実施結果

対象者数（人）	助成者数（人）
1,407	792

※対象者数は、平成30年9月末時点の1歳児と2歳児の数から、平成29年度助成済の1歳児789人を除いた数。

年度別助成者数の推移

年度	対象者数（人）	助成者数（人）
26年度	2,501	964
27年度	1,764	975
28年度	1,661	962
29年度	1,484	826
30年度	1,407	792

《考察》

平成26年度より制度が開始され、制度の利用率は55%前後で推移している。助成者に対する1歳児の割合は97.5%で、昨年度より上昇している。特に1歳児については、平成27年度から継続して1歳の誕生月に制度の案内はがきを個別に通知しており、効果が得られていると考える。今後も様々な形で制度の周知、啓発に努めていく。

(2) 風しんワクチン接種費用助成事業

全国的な風しんの流行を受けて、妊婦への風しん感染防止、先天性風しん症候群の発生防止を図るため平成31年1月より風しんワクチン接種費用助成を開始した。

《目的》

千葉県等が実施主体となり、先天性風しん症候群の発生を未然に防止するため風しん抗体検査を実施している。本事業は千葉県が実施する抗体検査の結果、抗体価が低かった者の風しんワクチン接種を促進し、妊婦への風しん感染防止、先天性風しん症候群の発症防止を図り、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

《内容》

①対象

・平成30年12月25日以降に県の実施する抗体検査を受けた結果がHI法で32倍未満、又はEIA(IgG)法で8.0未満の方で、ワクチン接種を受けた方

※平成31年1月30日から平成31年3月31日の接種が対象

②実施方法

- ・医療機関にある予診票を使って接種を受け、接種費用を医療機関に支払う
- ・接種後、各保健センターで助成の申請（郵送可）
- ・申請後、後日市から指定口座に助成金を振り込む

③助成金額

- ・風しんワクチン 3,000円
- ・麻しん風しん混合（MR）ワクチン 5,000円

④周知方法

- ・ホームページに制度の案内を掲載
- ・市内実施医療機関や各保健センター等にてリーフレット配布

《実績》

平成30年度実施結果

助成者数（人）
10

《考察》

年度後半からの制度の開始であったため、助成者数は10人とどまった。千葉県の風しん抗体検査事業の対象範囲が狭く、さらに抗体検査の結果によって助成の対象者が制限されるため、実際の対象者はあまり多くないと思われるが、制度の利用を希望する方に適切に情報が伝えられるよう、周知・啓発に力を入れていきたい。

3. 結核予防

(1) 結核検診

根拠法令等	感染症法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）
-------	----------------------------------

《目的》

結核検診を行うことにより、結核患者の発生防止及び結核の蔓延を予防する。

《内容》

① 対象者

市内在住の65歳以上の男女

② 実施方法

ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・ 期 間 6月5日～12月5日、市内19会場、57日間実施。
- ・ 費 用 300円（税込み）
- ・ 検診内容 検診車両での、胸部レントゲン間接撮影及び読影を実施。

イ 個別検診

- ・ 期 間 6月1日～12月10日、市内43医療機関で実施。
- ・ 費 用 1,300円（税込み）
- ・ 検診内容 胸部レントゲン直接撮影及び読影を実施。

③ 周知方法

ア 個人通知

市内在住の65歳以上の男女で、下記に該当するかた

- ・ 70歳のかた
- ・ 平成28年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・ 市の特定健診(健康診査)の対象となるかた
- ・ 生活保護受給者のかた

イ 「こうほう佐倉」、ホームページ、周知啓発に努めた。

《実績》

① 過去5年間の実施状況

年度	対象者(人)	受診者(人)	受診率(%)
26年度	48,822	13,580	27.8
27年度	50,100	14,209	28.4
28年度	51,361	14,431	28.1
29年度	52,350	14,711	28.1
30年度	53,650	15,327	28.6

② 胸部レントゲン検診（結核検診）実施結果

	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精密検査 者 (人)	要精密検査率 (%)	精密検査受診 者 (人)	結核発見 数 (人)
集団	53,650	6,523	12.2	68	1.0	66	0
個別		8,804	16.4	294	3.3	246	0
合計	53,650	15,327	28.6	362	2.4	312	0

③ 性別、年代別受診状況及び精密検査実施状況

性別	年代	対象者 人	受診者		要 精 密 検 査 (人)	要精密検査区分										精密検査受診状 況	
						結核性		非結核性		腫瘍性		循環器		その他		未 受 診 者 (人)	結核 (人)
						人	%	人	%	人	%	人	%	人	%		
男性	65～69	7,393	1,210	16.4	23	0	0.0	8	34.8	14	60.9	1	4.3	0	0.0	2	0
	70～74	6,767	2,070	30.6	46	1	2.2	13	28.3	23	50.0	2	4.3	7	15.2	6	0
	75～79	5,366	1,986	37.0	52	3	5.8	10	19.2	33	63.5	2	3.8	4	7.7	5	0
	80歳以上	5,201	1,430	27.5	44	2	4.5	12	27.3	19	43.2	5	11.4	6	13.6	10	0
	小計	24,727	6,696	27.1	165	6	3.6	43	26.1	89	53.9	10	6.1	17	10.3	23	0
女性	65～69	8,125	2,065	25.4	25	0	0.0	5	20.0	11	44.0	4	16.0	5	20.0	4	0
	70～74	7,332	2,760	37.6	61	0	0.0	11	18.0	33	54.1	7	11.5	10	16.4	5	0
	75～79	5,694	2,299	40.4	58	0	0.0	11	19.0	30	51.7	10	17.2	7	12.1	8	0
	80歳以上	7,772	1,507	19.4	53	1	1.9	4	7.5	29	54.7	14	26.4	5	9.4	10	0
	小計	28,923	8,631	29.8	197	1	0.5	31	15.7	103	52.3	35	17.8	27	13.7	27	0
男性	集団	24,727	3,190	26.6	42	2	4.8	22	52.4	17	40.5	1	2.4	8	19.0	1	0
	個別		3,506		123	4	3.3	21	17.1	72	58.5	9	7.3	13	10.6	22	0
女性	集団	28,923	3,333	29.4	26	0	0.0	7	26.9	16	61.5	0	0.0	5	19.2	1	0
	個別		5,298		171	1	0.6	24	14.0	87	50.9	35	20.5	18	10.5	26	0
合計	53,650	15,327	28.6	362	7	1.9	74	20.4	192	53.0	45	12.4	44	12.2	50	0	

※検診対象者数は、5月末時点での65歳以上の人口とする。

《考 察》

平成30年度は前年度と比較して、受診数は616人増加し受診率は0.5%増加した。

今後も高齢者が増加するため、検診の受診者数を増やし、結核患者の発生防止及び結核の蔓延予防をする必要がある。

V おとなの保健

1. 健康手帳の交付

根拠法令等	健康増進法第17条第1項
-------	--------------

《目的》

特定健診・保健指導等の記録、その他健康の保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理と適切な医療の確保に資することを目的に健康手帳を交付する。

《内容》

- ①対象 市内在住の40歳以上のかた
- ②方法 健診・検診会場、健康相談等の保健事業、各保健センターにおいて交付

《実績》

健康手帳の交付状況 (単位：冊)

	40～74歳			75歳以上			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
26年度	3,046	5,401	8,447	878	561	1,439	3,924	5,962	9,886
27年度	3,306	6,347	9,653	835	644	1,479	4,141	6,991	11,132
28年度	2,520	5,243	7,763	1,174	1,277	2,451	3,694	6,520	10,214
29年度	2,698	6,427	9,125	1,440	1,666	3,106	4,138	8,093	12,231
30年度	2,697	6,389	9,086	868	1,102	1,970	3,565	7,491	11,056

健康手帳の変遷

19年度まで	健診(検診)の結果の見方や健康に関する情報などについてまとめた小冊子は、健康手帳と併せて健診(検診)受診者に配布していた。
20年度	健康手帳をこの小冊子と一冊にまとめて作成し、健康手帳の使用時に小冊子の情報を役立ててもらおうようにした。
21年度	健康の記録のページの特定健診の欄に検査の基準値を印字し、自己チェックできるような工夫をした。
22年度	相談や教室の日程等は掲載せず、小冊子を役立てながら健康手帳として経年的に健診の記録を記載しやすいようにした。
23年度	慢性閉塞性肺疾患(COPD)の普及啓発を図るため、たばこのページに慢性閉塞性肺疾患(COPD)についての説明を追加。
24年度	クレアチニンの検査項目が追加になり、クレアチニン値の検査項目についての説明を追加。
25年度	国の方針によりHbA1cがJDSからNGSPに表記変更となったことを受け、JDSとHbA1cの値を併記。 こころの健康に対する関心や正しい知識の普及・啓発を図るため、こころの健康のページを新設。
26年度	下記の情報を追記 ①健康に関する情報(肝炎ウイルス、骨の健康) ②成人保健事業の体系図、特定保健指導の流れ ③小児初期急病診療所、休日夜間急病診療所、休日当番医テレホンサービス ④保健センターの案内図
27年度	・健康手帳を記録媒体として活用できるように、自身で記入する項目(健康の記録・予防接種・休日当番医/かかりつけ医情報)を前面に配置 ・高齢者福祉課のページを増やし、ロコモ体操を入れた
28年度	糖尿病性腎症重症化予防事業開始に伴い、健診結果にeGFRの値が表記されることになり、検査項目についての説明を追加。
29年度	サイズ変更(A4→A5)

30年度	<ul style="list-style-type: none">・検査項目に non-HDL コレステロールが加わったため、検査値の読み方に表記を追記。・文字サイズを大きくし、内容やレイアウトを見やすく変更。30 ページ増。
------	---

《考 察》

健康手帳は、毎年を受診結果を記録しておくことにより、健康状態を5年間にわたり経年的に管理でき、生活習慣病の予防に効果があることから、19歳以上40歳未満のかたにも配布している。

今後も、各保健事業の場において、健康手帳を活用していく。

2. 健康教育

根拠法令等	健康増進法 17 条の 1
健康さくら 2 1 (第 2 次)	健康寿命の延伸・健康格差の縮小を達成するために、以下の 7 つを重点的に取り組む項目とする。 ① 生活習慣病 ② 栄養・食生活 ③ 身体活動・運動 ④ ころ ⑤ 飲酒 ⑥ 喫煙 ⑦ 歯と口腔

(1) 集団健康教育

《目的》

生活習慣病の予防、その他健康に関する事項について、正しい知識の普及を図ることにより、「自らの健康は自らが守る」という認識と自覚を高め、健康の保持増進に資することを目的とする。

《内容》

(1) 対象者

① 健康教育

40～64 歳の市民を対象とする。

ただし、健康教育の内容や対象者の状況によっては、対象者に代わってその家族等を対象とすることができる。(健康増進事業実施要領より)

② 衛生教育

上記「健康教育」以外のかた

(2) 種類・内容

① 健康教育

・一般健康教育

生活習慣病の予防のための日常生活上の心得、健康増進の方法、食生活のあり方その他健康に関して必要な事項について

・歯周疾患健康教育

歯科疾患の予防及び治療、日常生活における歯口清掃、義歯の機能及びその管理等の正しい知識について

・ロコモティブシンドローム(運動器症候群)健康教育

骨粗鬆症・転倒予防を含めたロコモティブシンドローム(運動器症候群)に関する正しい知識、生活上の留意点について

・慢性閉塞性肺疾患(COPD)健康教育

慢性閉塞性肺疾患(COPD)に関するリスクや正しい知識、禁煙支援等

・病態別健康教育

肥満、高血圧、心臓病等と個人の生活習慣との関係及び健康的な生活習慣の形成について

・薬健康教育

薬の保管、適正な服用方法等に関する一般的な留意事項、薬の作用・副作用の発言に関する一般的な知識について

② 衛生教育

・地域保健に関する知識の普及、地域住民の健康の保持及び増進に関すること

《実 績》

※各表の（ ）内は健康増進事業実施要領に基づく40～64歳の再掲

年次別実績

年度	回数	延人数	延人数 内訳			
			39歳以下	40～64歳	65歳以上	不明
平成26年度	194 (155)	7,356 (3,493)	1,259	3,539 (3,493)	2,558	0
平成27年度	203 (134)	8,469 (3,470)	1,110	3,651 (3,470)	3,591	117
平成28年度	172 (114)	6,412 (2,626)	1,026	2,737 (2,626)	2,649	0
平成29年度	163 (116)	5,926 (2,715)	876	2,903 (2,715)	2,147	0
平成30年度	152 (107)	5,437 (2,299)	1,056	2,378 (2,299)	2,003	0

教育種類別実績

	一般 その他	歯周疾患	ロコモティブシンドローム (運動器症候群)	慢性閉塞性肺疾患 (COPD)	病態別	薬	計
回数	93	3	52	0	4	0	152
延人数	4,273	53	1,022	0	89	0	5,437

40～64歳の教育種類別実績〔再掲〕

※健康増進事業実施要領に基づくもの

	一般 その他	歯周疾患	ロコモティブシンドローム (運動器症候群)	慢性閉塞性肺疾患 (COPD)	病態別	薬	計
回数	63	2	38	0	4	0	107
延人数	1,800	13	418	0	68	0	2,299

《考 察》

平成30年度は29年度と比較すると実施回数が11回減少、実施延人数が489人減少している。ここ数年、回数、延人数ともに減少傾向となっている。出前健康講座の依頼や各教室への参加者の減少が要因と思われる。

参加者を年代別にみると39歳以下が19.4%、40～64歳が43.7%、65歳以上が36.9%であった。健康教育の実施においては、依頼内容や参加者の年代も考慮し、生活習慣病予防や健康の保持増進に向けて、知識の普及に努めていきたい。

【一般健康教育】

●出前健康講座（一般健康教育、食生活改善推進員の出前も含む）

《内 容》

① 対象者

市内在住・在勤のかた

② 方法

自治会、自主サークル、市民大学等から、出前健康講座・講師派遣について申請を受け、保健師、栄養士、歯科衛生士、食生活改善推進員を派遣する。午前9時から午後8時の間の2時間以内。
(年末年始を除く。)

③ 内容

出前健康講座メニューからの選択または、申請者と協議のうえ決定する。

④ 周知方法

ホームページ、チラシ、保健事業でのPR等

《実 績》※（ ）内は健康増進事業実施要領に基づく40～64歳の再掲

	回数	延人数	延人数 内訳		
			39歳以下	40～64歳	65歳以上
計	35 (25)	999 (192)	202	192	605

《考 察》

平成30年度は、実施回数(29年度37回2回減)、参加者の延人数(29年度1,082人83人減)ともに減少している。

依頼内容では、食生活(健康管理、栄養バランスの食事等)や生活習慣予防を含めた健康管理、メンタルヘルス、女性の健康など、要望は多岐にわたっている。希望団体からの依頼内容とともに、今後も、課として重点的に啓発する内容を明確にし、健康教育のメニューに取り入れ、積極的にPRを行っていきたい。

●メタボ予防のための「知って得する食事教室」

《内 容》

① 対象者

特定保健指導の対象となったかた及び生活習慣病予防のため食生活改善をしたいかた
20歳～74歳の市民

② 方法

高血圧予防と脂質異常症予防にテーマを分けて各4回を計8コース実施。

③ 内容

- ・食生活を改善するための必要な知識や情報の提供。
- ・各自の食生活の問題点を見つけ改善できるよう具体的な方法をアドバイスする。
- ・試食を通し、減塩の工夫やカロリーを減らす方法を知る。

④ 周知方法

健康アドバイス会、健診結果票送付時に案内文同封、チラシによるPR・広報、ホームページ等

《実績》※（ ）内は健康増進事業実施要領に基づく40～64歳の再掲

高血圧予防コース

コース・場所	回数	実人数	内訳		
			39歳以下	40～64歳	65歳以上
1. 西部保健センター [11/14]	1(0)	12(0)	0	0	12
2. 南部保健センター [12/6]	1(1)	7(1)	0	1	6
3. 西部保健センター [1/17]	1(1)	4(4)	0	4	0
4. 健康管理センター [2/6]	1(1)	8(3)	0	3	5
計	4(3)	31(8)	0	8	23

脂質異常症予防コース

コース・場所	回数	実人数	内訳		
			39歳以下	40～64歳	65歳以上
1. 西部保健センター [11/28]	1(1)	12(2)	0	2	10
2. 南部保健センター [12/20]	1(1)	12(4)	0	4	8
3. 西部保健センター [1/31]	1(1)	15(8)	0	8	7
4. 健康管理センター [2/21]	1(1)	15(3)	0	3	12
計	4(4)	54(17)	0	17	37

《考察》

29年度までは1コース2課で実施していたが、参加者が減少傾向であったため、高血圧と脂質異常症予防をテーマに1日の教室にリニューアルした。参加者は合計85人で脂質異常症予防コースが54人で高血圧予防コースの31人より多かった。健診結果から自分の食生活改善に必要なコースに参加する方、予防したい方の参加があった。性別で見ると約75%が女性で男性は約25%と少なく、年齢別では65歳以上が約70%となっており、若い世代の参加者が少なかった。しかし、29年度は参加者の80%が65歳以上だったので、テーマ別に1日の教室にしたことで、若い世代も参加しやすくなったと考えられる。

また、アンケートから「講義内容が理解できた」が91.7%、「学んだことを日常生活に活かすことができる、多分活かせる」が98.8%と、教室の中で各自が取り組める目標を立てたことで実行に繋がると期待できる。教室の特徴でもある「試食と調理のデモンストレーション」については、全員が参考になったと好評であった。

今後も、生活習慣病やメタボリックシンドローム予防のために必要な食生活の知識や正しい情報を提供する教室として継続して実施していく。

●検診会場でのがん予防健康教育

《内容》

- ① 対象者
子宮頸がん検診、乳がん検診受診者(集団健診)
- ② 方法
子宮頸がん検診、乳がん検診の集団検診会場
- ③ 内容
乳房自己触診法について

《実績》※（ ）内は健康増進事業実施要領に基づく40～64歳の再掲

	回数	延人数	延人数 内訳		
			39歳以下	40～64歳	65歳以上
計	33 (26)	2,487 (1,334)	547	1,334	606

《考察》

乳がんは、乳房自己触診によって、自分自身で発見できる数少ないがんの1つであることから、女性のがん検診(子宮頸がん検診、乳がん検診)の集団検診で受診者に、定期的な乳房自己触診の実施を勧めている。がん予防及び早期発見のために、今後も継続して実施していく。

●健診(検診)のPRと生活習慣病予防の啓発

《内容》

① 対象者

民生委員・児童委員等

② 方法

各地区組織の会議等

③ 内容

がん検診・特定健診・特定保健指導のPRと、生活習慣病予防等について説明

《実績》※（ ）内は健康増進事業実施要領に基づく40～64歳の再掲

	回数	延人数	延人数 内訳		
			39歳以下	40～64歳	65歳以上
計	11 (3)	393 (184)	0	184	209

《考察》

健康増進課で実施している健診(検診)や生活習慣病予防に関する事業について、各地区組織の会議等に出向き説明・PRをしている。地区の代表者から地域住民へ情報が提供される事で、健診(検診)の受診や健康教育、健康相談の利用につながっていくと考える。今後も継続して実施していきたい。

●「専門家ネットワークセミナー」

《内容》

① 対象者

一般市民を対象

② 方法

日時 10月20日(土) 14:00～16:00

会場 中央公民館

③ 内容

テーマ：「それホント？よくある脳の病気やけがの話」

講師：独立行政法人国立病院機構 下志津病院 病院長 石毛 尚起 氏

テーマ「佐倉市の健康課題と取り組み」

講師：健康増進課保健師

④ 周知方法

チラシ、広報などでの周知

《実績》※（ ）内は健康増進事業実施要領に基づく40～64歳の再掲出前健康講座参加者

	回数	延人数	延人数 内訳		
			39歳以下	40～64歳	65歳以上
専門家ネットワークセミナー	1(1)	60(30)	0	30	30

《考察》

市民公開講座の講師として、保健師が講演の一部を担当した。佐倉市における医療受診状況、特定健診の結果について伝え、生活習慣病予防の必要性を伝える事が出来た。次年度以降については依頼があった場合、講義内容等を検討していく。

●「出張 健康美ボディ講座」

《内容》

詳細は「Ⅱ.14.(3)女性の健康づくり教育(妊娠力向上啓発)」に掲載

《実績》※（ ）内は健康増進事業実施要領に基づく40～64歳の再掲

場所	回数	延人数	延人数 内訳		
			39歳以下	40～64歳	65歳以上
千葉敬愛短期大学	1(1)	123(35)	78	35	10
計	1(1)	123(35)	78	35	10

【歯周疾患健康教育】

《内容》

① 対象者

各種教室の参加者

出前健康講座参加者

② 方法

各種教室の中の講義の1コマとして実施

出前健康教育での依頼に対応

③ 内容

生活習慣病と歯周病の関係や歯周病の症状、歯の健康を守るための予防法について

《実績》

※（ ）内は健康増進事業実施要領に基づく40～64歳の再掲

事業名	回数	延人数	延人数 内訳		
			39歳以下	40～64歳	65歳以上
糖尿病予防学習会	1(1)	8(8)	0	8	0
出前健康講座	2(1)	45(5)	0	5	40
計	3(2)	53(13)	0	13	40

《考 察》

歯周疾患と生活習慣病との関連を知ることによって、全身の健康を保持増進するための重要な要素となっている。今後は64歳以下の者に普及啓発できるよう検討していきたい。

【ロコモティブシンドローム(運動器症候群)健康教育】

●骨粗しょう症検診での健康教育

《内 容》

- ① 対象者
骨粗しょう症検診受診者
- ② 方法
骨粗しょう症検診会場で実施
- ③ 内容
骨粗しょう症の予防やロコモティブシンドロームの予防について

《実 績》※ () 内は健康増進事業実施要領に基づく40～64歳の再掲

	回数	延人数	延人数 内訳		
			39歳以下	40～64歳	65歳以上
計	8(8)	738(345)	192	345	201

《考 察》

骨粗しょう症検診は、「自分の骨量を知ること、骨粗しょう症による骨折リスクを防ぎ、寝たきり予防につなげる」及び「現在の骨量をできるだけ長く保つ」という2つの目的で実施している。

20～30歳代の受診者には、骨量がピークになる年代であることから、骨量が少ない場合は骨量を増やす必要性について、また、女性は閉経とともに急激に骨量が低下することから、全年代の受診者に骨量の減少をできるだけゆるやかにするよう、栄養や運動などに心がけるよう教育を実施している。さらに、65歳になると平均して2人に1人が要精密検査となるため、受診の必要性や転倒予防についてもパンフレットをお渡しし、説明をしている。

他の検診と異なり、骨粗しょう症は生命に直結する疾患ではないが、生活の質を大きく低下させる要因となることから、今後も検診の結果を生活習慣改善に活用していただけるよう、教育を実施していく。

●出前健康講座

《内 容》

- ① 対象者
市内在住・在勤のかた
- ② 方法
自治会、自主サークル、市民大学等から、出前健康講座・講師派遣について申請を受け、保健師、栄養士、歯科衛生士、食生活改善推進員を派遣する。午前9時から午後8時の間の2時間以内。
(年末年始を除く。)
- ③ 内容
出前健康講座メニューからの選択または、申請者と協議のうえ決定する。

④ 周知方法

ホームページ、チラシ、保健事業でのPR等

《実績》※（ ）内は健康増進事業実施要領に基づく40～64歳の再掲

	回数	延人数	延人数 内訳		
			39歳以下	40～64歳	65歳以上
計	1 (1)	27 (3)	0	3	24

●メタボ予防のための「運動習慣づくり教室」

《内容》

① 対象者

特定保健指導の対象となったかた及び特定健康診査などの健診結果から生活習慣病の予防が必要なかた

② 方法

1コース2回を計6コース実施。(計12回)。

1コース：10/16、10/30 志津コミュニティセンター

2コース：11/6、11/20 市民体育館

3コース：12/1、12/25 南部保健センター

4コース：1/15、1/28 健康管理センター

5コース：2/7、2/28 西部保健センター

6コース：3/6、3/18 健康管理センター

③ 内容

健康運動指導士が、有酸素運動や筋力トレーニングなど自宅で手軽にできる運動の実技を指導し、運動習慣が身に着くように健康教育を実施する。

④ 周知方法

健康アドバイス会、健診結果票送付時に案内文同封、チラシによるPR・広報

《実績》※（ ）内は健康増進事業実施要領に基づく40～64歳の再掲

コース・場所	回数	実人数	延人数	延人数 内訳		
				39歳以下	40～64歳	65歳以上
1. 健康管理センター	2(2)	6(2)	12(4)	0	4	8
2. 西部保健センター	2(2)	8(1)	13(2)	0	2	11
3. 市民体育館	2(2)	12(4)	21(8)	0	8	13
4. 西部保健センター	2(2)	8(1)	15(2)	0	2	13
5. 南部保健センター	2(2)	18(1)	31(3)	0	3	28
6. 健康管理センター	2(2)	16(4)	31(8)	0	8	23
計	12(12)	68(13)	123(27)	0	27	96

《考 察》

1 コース 2 回で実施。両日とも出席した方の参加率は、76.4%と継続して参加されている方が多い。参加者のうち、特定保健指導対象者の動機づけ支援は 23 人、積極的支援は 4 人であった。参加者の年齢層として、40～64 歳は 19.1%、65 歳以上が 80.9%で、65 歳以上の割合が高い。若い世代への参加の呼びかけを工夫し、運動習慣の大切さについて伝えていく必要がある。

今後も、1 日の歩数を増やすために取り組む人の増加や運動を習慣にする人の増加をめざし、日常生活の中に取り入れやすいウォーキングやラジオ体操第一を運動実技に取り入れ、啓発していきたい。また、教室受講後も地域で運動が継続できるよう、参加者へ佐倉市内で実施している運動事業の紹介を継続していく。

●家庭教育学級限定 出前教室

《内 容》

① 対象者

市内小中学校等に在籍する子どもをもつ保護者で 20 歳以上 59 歳以下のかた

② 方法

家庭教育限定の出前健康講座(6 校限定)として、6 月上旬まで申込みを受付、9 月～翌年 2 月の期間で、希望する学校と日程を調整する。

③ 内容

初めてでも取り組みやすく効果的な運動(ラジオ体操、ウォーキング、エアロビクス等)についての知識と技術について健康運動指導士から指導を受け、日常生活の中で取り入れ実践できるように健康教育を実施する。

④ 周知方法

家庭教育学級運営研修会で、出前健康教育と共に説明。

《実 績》※ () 内は健康増進事業実施要領に基づく 40～64 歳の再掲

依頼団体 [実施日]	回数	延人数	延人数 内訳		
			39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上
1. 染井野小学校 [9/7]	1(1)	9 (2)	7	2	0
2. 間野台小学校 [9/27]	1(1)	7 (4)	3	4	0
3. 小竹小学校 [10/18]	1(1)	6 (3)	3	3	0
計	3(3)	22 (9)	13	9	0

《考 察》

若い世代への運動習慣の普及啓発のため、平成 27 年度から小・中学校等の保護者を対象とした「家庭教育学級」で健康運動指導士による、効果的な運動の講義及び実技を講習内容とする出前健康講座を実施している。平成 30 年度は 3 校(小学校 3 校、)に実施した。平成 29 年度と比較すると、実施校は 2 校減少、人数は 39 人減少している。

教室参加時に実施した健康チェックでは、3 校中 2 校、3 人が血圧高値のため再測定を実施。血圧値の低下を確認し運動実技に参加している。普段、血圧測定をする機会の少ない年代(20～39 歳)が多いことから、機会がある時は血圧測定をすることを勧めている。

参加後のアンケートでは、参加者全員が、教室での講義内容を理解することができ、今後の日常生活に活かすことができるという反応であった。

次年度も、今年度同様に小・中学校等の保護者を対象とした「家庭教育学級」で、美姿勢や音楽に合わせた運動等を参加者に体験してもらい、運動習慣づくりのきっかけとなるような機会を提供していきたい。

●運動器具トレーニング講習会、サーキットトレーニング講習会、玄米ダンベル体操講習会

《内 容》

① 対象者

市内に居住地を有する 18 歳から 74 歳のかた（高校生を除く）で、医師等から運動を制限されていないかたとする。

② 方法

- ・運動器具トレーニング講習会：西部保健センターで年 8 回、南部保健センターで年 4 回実施。
- ・玄米ダンベル体操講習会：西部保健センターで年 8 回、南部保健センターで年 4 回実施。
- ・サーキットトレーニング講習会：西部保健センターで年 4 回実施。

③ 内容

・運動器具トレーニング講習会

運動習慣づくりを目的に、エルゴメーター（自転車）を使用したトレーニングについて講習会を実施する。

・サーキットトレーニング講習会

平成 19 年度特定保健指導アウトソーシング環境整備事業（佐倉市メタボリックシンドロームモデル事業）により自治体向けに開発された映像を使用した講習会を実施する。

・玄米ダンベル体操講習会講習会

運動のきっかけ及び習慣づくりを目的とし、「玄米ニギニギ体操」鈴木正成編（日本放送協会 2002 年）に基づく玄米ダンベル及び映像を使用した講習会実施する。

④ 周知方法

保健センターでチラシの設置、ホームページ・こうほう佐倉掲載、保健事業での PR 等

《実 績》※（ ）内は健康増進事業実施要領に基づく 40～64 歳の再掲

運動器具トレーニング講習会

場所	回数	延人数	延人数 内訳		
			39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上
西部保健センター	6(3)	19 (6)	1	6	12
南部保健センター	4(2)	15(6)	0	6	9
計	10(5)	34 (12)	1	12	21

◆西部保健センターは、全 8 回だが、参加者 0 人にて 2 回未実施

サーキットトレーニング講習会

場所	回数	延人数	延人数 内訳		
			39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上
西部保健センター	4(3)	19 (9)	2	9	8
計	4(3)	19 (9)	2	9	8

玄米ダンベル体操講習会

場所	回数	延人数	延人数 内訳		
			39歳以下	40～64歳	65歳以上
西部保健センター	8(4)	29(7)	1	7	21
南部保健センター	4(2)	15(6)	0	6	9
計	12(6)	44(13)	1	13	30

●玄米ダンベル体操および運動器具トレーニング自由開放日参加者のための更新講習会

《内 容》

① 対象者

運動器具トレーニング、玄米ダンベル自由開放参加者

② 方法

西部保健センター、および、南部保健センターで年1回実施

③ 内容

ロコモティブシンドロームの健康教育とロコトレ（軽い筋力トレーニング）、体力テストを実施する。

④ 周知方法

保健センターでチラシの設置

《実 績》※（ ）内は健康増進事業実施要領に基づく40～64歳の再掲

場所	回数	延人数	延人数 内訳		
			39歳以下	40～64歳	65歳以上
西部保健センター	1(0)	3(0)	0	0	3
南部保健センター	1(0)	12(0)	1	0	11
計	2(0)	15(0)	1	0	14

《考 察》

サーキットトレーニングおよび運動器具トレーニングの新規講習会参加者について、運動強度が高いことなどから安全面を考慮し、平成29年4月から新規講習会参加者の年齢を年度末年齢で74歳までとした。

参加者の年齢を見ると、65歳以上の者が多いが、メタボリックシンドロームやロコモティブシンドローム予防には、若い年代からの運動習慣が大切である。今後も引き続き、若い世代が事業の利用につながるよう周知方法などを検討していきたい。

【病態別健康教育】

●糖尿病予防学習会

《内 容》

① 対象者

特定健診及び人間ドック等で以下の基準に該当し、現在糖尿病の治療を受けていないかた

- ・空腹時血糖 100～149mg/dl または、HbA1c[NGSP 値]5.6～6.9%
- ・40～65 歳未満

② 方法・内容

1 コース 2 課の構成で実施。

1 課の開始までに初回面接を全員に実施。

- ・初回面接 [2/4、2/8、2/12、2/13、2/18、2/19、2/20]

一人 30～60 分の面接にて行動変容ステージ・生活習慣の確認。

- ・生活改善のための動機づけについて健康教育を実施。

1 課 [3/ 1]：病態講義、運動講義・実技、栄養講義、グループワーク

2 課 [3/14]：病態講義、運動講義・実技、栄養講義、調理実習、グループワーク、修了式

健康管理センターにて実施

③ 周知方法

特定健診の集団健診会場、個別医療機関でのチラシの設置、

平成 30 年度に市の特定健診受診者で HbA1c[NGSP 値]5.8～6.4%の者への個別通知と電話勧奨

《実績》※（ ）内は健康増進事業実施要領に基づく 40～64 歳の再掲

	回数	実人数	延人数	延人数 内訳		
				39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上
1 課	1(1)	9(9)	9 (9)	0	9	0
2 課	1(1)	0(0)	8 (8)	0	8	0
計	2(2)	9(9)	17 (17)	0	17	0

《考察》

参加者は 25 人定員に対し 10 人の申込みがあり、9 人が参加に至った。平成 29 年度の参加者は 9 人であり、増減なし。個別通知数は平成 30 年度 271 人で、平成 29 年度 385 人より 114 人減少しているが、申込者数は増加した。

学習会終了時のアンケートでは、講義内容はどれも好評であり、参加者全員が満足していた。基本的な講義だけでなく、調理実習や運動の実技、グループワークなど充実した内容となっており、それぞれが自身の問題点を見出し、改善に向けた目標を立てることができていた。

佐倉市において、糖尿病の予防は重要な課題となっており早期の対策が必要と考えられている。例年、実際に参加した者の声では好評を得ているものの、参加に至らない多くの対象者がおり、それら対象者を参加につなげることが検討事項である。

●成人の健康づくり講演会（脂質異常症予防講演会）

《内容》

① 対象者

市内在住で 60 歳未満の女性

② 方法

日時 平成 31 年 3 月 10 日(日)13:00～16:00

会場 健康管理センター

③ 内容

テーマ：カラダとココロのセルフケア

講師：東邦大学医療センター佐倉病院 齋木厚人 准教授

内容：脂質異常症予防に関する講演（「平成 30 年度女性の健康づくり講演会」として、第 1 部を成人の健康づくり講演会、第 2 部を衛生教育（精神保健福祉）の講演会を合同開催）

④ 周知方法

個別通知（前年度の特定健診結果から対象者選別）、広報、チラシ、ホームページでの PR

《実績》※（ ）内は健康増進事業実施要領に基づく 40～64 歳の再掲

場所	回数	延人数	延人数 内訳		
			39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上
健康管理センター	1(1)	45(24)	3	24	18

《考察》

周知方法について、広報やホームページの他、個別通知（40 歳～59 歳女性で LDL コレステロールが B 判定（要保健指導域）の者 174 名）を実施。申込者数が増えないため、再通知したところ数名が追加で申込あり。個別通知をきっかけに、家族で参加する者もみられた。託児室を設置するなど、子連れでも参加しやすいよう配慮したが利用者は 1 組だった。参加者アンケートでは、脂質異常症の病態や生活改善にむけた理解度や活用度について満足度が高い結果となっている。衛生教育（精神保健福祉）との合同開催だったが、参加理由では「脂質が高く改善したいから」が 48.9%、「生活習慣病予防に関心があったから」が 46.7%と、参加者の 4 割以上が生活習慣病に関する健康づくりに関心があることが伺えた。

今後も、メタボリックシンドロームや生活習慣病に関する正しい知識の効果的な普及啓発について検討していきたい。

●糖尿病予防講演会

《内容》

詳細は「7.（3）糖尿病性腎症重症化予防事業（2）講演会」に掲載

《実績》※（ ）内は健康増進事業実施要領に基づく 40～64 歳の再掲

場所	回数	延人数	延人数 内訳		
			39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上
健康管理センター	1(1)	27(27)	0	27	0
計	1(1)	27(27)	0	27	0

【衛生教育】

●こころサポーター（ゲートキーパー）養成研修

こころの健康づくり講演会

《内容》

詳細は「8. こころの健康づくり」に掲載

《実 績》

こころサポーター（ゲートキーパー）養成研修

	回数	延人数	延人数 内訳			
			39歳以下	40～64歳	65歳以上	不明
市民・市内在勤者向け	1	31	1	17	13	0
市内小中学校相談員向け	1	17	0	17	0	0
市役所職員向け	1	33	12	21	0	0
計	3	81	13	55	13	0

こころの健康づくり講演会

場所	回数	延人数	延人数 内訳			
			39歳以下	40～64歳	65歳以上	不明
健康管理センター	1	45	3	24	18	0

3. 健康相談

根拠法令等	健康増進法第17条第1項
健康さくら21(第2次)	健康寿命の延伸・健康格差の縮小を達成するために、以下の7つを重点的に取り組む項目とする。 ①生活習慣病 ②栄養・食生活 ③身体活動・運動 ④こころ ⑤飲酒 ⑥喫煙 ⑦歯と口腔

《目的》

心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導および助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的とする。

《内容》

対象 佐倉市に住所を有する40歳から64歳までのかた

- 方法 ①定例健康相談：各保健センターにおいて健康相談窓口を設置し実施する。
②健康教育に健康相談を併設し実施する。
③各イベント等に健康相談を併設し実施する。
④電話相談

周知方法 「こうほう佐倉」や健康カレンダー等への掲載、特定健診（健康診査）結果の裏面に案内を記載、地区活動時にPR。

《実績》

①健康相談年度別実績

年度	開催回数		延人数			
		定例健康相談 (再掲)				定例健康相談 (再掲)
平成26年度	143	23	620			47
			40歳未満 54	40歳～64歳 230	65歳以上 336	
平成27年度	187	23	873			39
			40歳未満 60	40歳～64歳 404	65歳以上 409	
平成28年度	223	23	1,034			36
			40歳未満 76	40歳～64歳 406	65歳以上 552	
平成29年度	211	22	801			44
			40歳未満 46	40歳～64歳 318	65歳以上 437	
平成30年度	217	22	1057			26 (内禁煙相談 2)
			40歳未満 131	40歳～64歳 368	65歳以上 558	

定例健康相談開催時に随時禁煙相談も実施。

② 平成 30 年度 健康相談種類別実績

健康相談の種類		年齢別内訳
		40 歳～64 歳
重点相談	高 血 圧	9
	高脂血症	1
	糖 尿 病	26
	歯周疾患	34
	骨	97
	女性の健康	1
	病 態 別	0
総合健康相談		200

③ 禁煙相談（再掲）合計 205 件

健康相談の種類	開催回数	年齢別内訳			合計
		40 歳未満	40 歳～64 歳	65 歳以上	
特定健診会場での実施	19	1	71	131	203
定例健康相談での実施		0	0	2	2

④ 電話相談 合計 2997 件

内訳	件数（割合）
母子の健康に関すること	2403 (80.2%)
生活習慣に関すること	290 (9.7%)
こころの健康	85 (2.8%)
感染症に関すること	90 (3.0%)
歯科に関すること	17 (0.6%)
その他健康・病気に関すること	112 (3.7%)

《考 察》

定例健康相談の開催回数は、平成 29 年度と同様の 22 回であったが、延べ人数は平成 29 年度 44 人から平成 30 年度 26 人と大幅に減少している。一方で定例外健康相談の開催回数は、平成 29 年度 189 回から平成 30 年度 195 回、延べ人数は平成 29 年度 757 人から平成 30 年度 1031 件へと大幅に増加している。定例外健康相談の内訳では、スポーツフェスティバル、歯ッピーかみんぐフェアでの相談件数が約半数（48.2%）を占めており、定例健康相談よりもイベント会場等の定例外健康相談に市民の相談のニーズがあることがわかる。今後も市民の相談ニーズの把握に努め、市民の利用しやすい健康相談の実施方法を検討していく。また、定例健康相談については、引き続き周知・啓発に努めていく。

定例外健康相談の中で医師の依頼により実施したものが 2 件あった。医師との連携により、より個別性のある指導が行え、疾患の重症化予防につなげることができると考えられるため、医師から依頼があった際は速やかに対応していく。

禁煙相談については、平成 29 年度延べ人数 289 件から平成 30 年度 205 件へと減少している。平成 29 年度市民意識調査の結果、成人の喫煙率は 11.5%であり、健康さくら 21（第 2 次）の目標値 11.3%をわずかに上回る状況にあるため、引き続き目標達成に向け、健診会場や出前健康教育、イベント等

での普及啓発を行っていく。また、平成 30 年 7 月には、望まない受動喫煙防止を目的とする改正健康増進法が成立しており、受動喫煙防止についても市民への普及啓発に努めていく。

4. 健康診査

(1) 健康診査

根拠法令等	健康増進法第19条の2
-------	-------------

《目的》

平成20年4月から、医療保険者（国民健康保険、協会けんぽ、共済組合等）に、40～74歳の被保険者・被扶養者を対象とした健康診査（特定健康診査）と保健指導（特定保健指導）の実施が義務付けられ、これまでの健康診査の目的である個々の病気の早期発見・早期治療から、メタボリックシンドロームに着目した健康診査となった。生活習慣病は、内臓脂肪の蓄積が原因となっていることが多いことから、メタボリックシンドロームに該当する方とその予備群の方について、運動や食生活等の生活習慣を見直すサポートを行うことにより、生活習慣病の予防につなげることを目的としている。

75歳以上の後期高齢者（65歳以上の障害認定者含む）には、生活習慣病を早期に発見して、重症化の予防を図るために、千葉県後期高齢者医療からの委託により、健康診査を実施する。

生活保護受給者の健康診査については健康増進法に基づき、特定健診・健康診査に準じた形で実施する。

《内容》

① 対象者

- ・市内在住の40歳以上の生活保護受給者

② 実施方法

- ア 集団健診（6月5日～12月5日、市内19会場延べ57日間）

健診業者に委託し、胃がん検診・大腸がん検診・胸部レントゲン検診・肝炎ウイルス検診と併せて実施

- イ 個別健診（6月1日～12月10日、市内44医療機関）

③ 周知方法

- ア 個人通知

40歳以上の生活保護受給者のかた

- イ 「こうほう佐倉」、ホームページ掲載、地区回覧、公共交通機関等に周知啓発を実施

④ 健診項目

- ア 基本的な健診の項目（全ての対象者が受診する項目）

既往歴の調査・自覚症状及び他覚症状の有無の検査・身長、体重及び腹囲の測定

BMIの測定・血圧の測定・肝機能検査・血中脂質検査・血糖検査・尿検査

※75歳以上のかたには、腹囲測定は実施しない

- イ 詳細な健診の項目（特定の対象者が受診する項目）

心電図検査・眼底検査

前年度の健診結果が基準に該当する者で医師の判断で必要とされた者

貧血検査

既往歴や自覚症状等があり医師の判断で必要とされた者

⑤ 受診に係る費用

無料

《実績》

①実施状況

年度	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)
26年度	735	36	4.9
27年度	802	42	5.2
28年度	834	55	6.6
29年度	839	54	6.4
30年度	864	57	6.6

②性別、年代別、保健指導区分別結果

性別	年代 (歳)	対象者数 (人)	受診者数		保健指導区分別実人数					
					情報提供		動機付け支援		積極的支援	
					(人)	%	(人)	%	(人)	%
男性	40～49	39	1	2.6	1	100.0	0	0.0	0	0.0
	50～59	72	3	4.2	2	66.7	0	0.0	0	0.0
	60～64	55	2	3.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	65～69	77	6	7.8	2	33.3	0	0.0		
	70～74	105	5	4.8	3	60.0	0	0.0		
	75歳以上	122	8	6.6						
	小計	470	25	5.3	8	32.0	0	0.0	0	0.0
女性	40～49	60	15	25.0	2	13.3	2	13.3	0	0.0
	50～59	61	2	3.3	1	50.0	1	50.0	0	0.0
	60～64	22	1	4.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	65～69	44	1	2.3	1	100.0	0	0.0		
	70～74	62	2	3.2	1	50.0	0	0.0		
	75歳以上	145	11	7.6						
	小計	394	32	8.1	5	15.6	3	9.4	0	0.0
男性	集団	470	9	5.3	8	32.0	0	0.0	0	0.0
	個別		16							
女性	集団	394	9	8.1	5	15.6	3	9.4	0	0.0
	個別		23							
合計		864	57	6.6	13	22.8	3	5.3	0	0.0

《考察》

国の医療制度改革により、平成19年度まで老人保健法に基づき実施していた基本健康診査は、平成20年度より「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき医療保険者（佐倉市国民健康保険）が特定健診と特定保健指導を実施するよう義務付けられた。このため、生活保護者の健康診査については健康増進法に位置付けられた。

平成21年度からは、対象者全員に健診の通知をし、健診の周知を図った。また、平成28年度から生活保護の担当課である社会福祉課と連携し、ケースワーカーから受給者にちらしを配布し、健康診査の勧奨を実施した。これにより、受診者数が平成27年度（42人）より、平成28年度以降は受診者

数が 50 人を超えている。

生活保護受給者は、医療機関に定期的に受診されている方が多いが、受診する機会のない方に健康診査を受診していただくことで、生活習慣病予防や、かかりつけ医を持つきっかけ作り等としていただくよう、今後も引き続き対象者への周知をしていく。

(2) 成人歯科健康診査

根拠法令等	健康増進法第 17 条第 1 項及び第 19 条の 2			
健康さくら 2 1 (第 2 次) 目標値	・ 定期歯科健診を受けている人の増加	20 歳以上	(初期値) → (目標)	32.2% → 65%
		・ 歯間部清掃用具を使う人の増加	20 歳台	16.7% → 50%
		40 歳台	39.1% → 50%	
		60 歳台	33.8% → 50%	

《目的》

生涯を通じて食べる楽しみを享受でき、健康で豊かな生活が送れるよう、口腔の維持・向上を図る。

《内容》

①対象者 19 歳以上の市民で、現在、治療中又は定期歯科健診受診者を除く。

②周知方法

個人通知： 40～74 歳の佐倉市国民健康保険加入者。

年度末で 19・20 (女性のみ)・25・30・35 (女性のみ)・40・45・50・55・60・65
・70 歳の節目のかた。

平成 29 年度に市の検診を受診したかた。

国指定のがん検診無料クーポン券対象のかた。

「こうほう佐倉」： 6 月 1 日広報特別号「みんなの保健」に各種健診関係と同時に掲載した。

ホームページ：市のホームページに成人歯科健診の PR を掲載した。

ポスター掲示：市内協力歯科医療機関に掲示した。

チラシ配布：各種教室、幼児歯科健診、保育園・幼稚園歯磨き教室でチラシを配布した。

PR 活動：各種教室、地域での健康教育活動等で歯科健診の必要性を PR した。

③方法 印旛郡市歯科医師会に委託し、市内 60 歯科医療機関で口腔診査を実施した。

④実施期間 6 月 1 日～12 月 10 日

《実績》

① 受診状況 対象者数 149,350 人 (19 歳以上の市民)

受診数 834 人 (男性 285 人、女性 549 人)、受診率 0.6%

② 年度別受診数の推移

年度	対象者(人)	受診者(人)	受診率 (%)
26 年度	148,048	860	0.6
27 年度	149,770	935	0.6
28 年度	149,579	968	0.6
29 年度	149,563	903	0.6
30 年度	149,350	834	0.6

③ 年代別、性別受診数 (人)

(歳) 性別	19～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80～	計 (%)
男性	28	34	30	15	55	84	39	285 (34.2)
女性	45	104	90	71	109	109	21	549 (65.8)
総数	73	138	120	86	164	193	60	834 (100.0)

④ 年代別、地区別受診数（人）

（受診者 834 人の内訳）

地区 \ (歳)	19～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80 以上	計 (%)
佐倉	6	28	17	16	34	25	7	133(16.0)
臼井	11	23	20	13	30	44	9	150(18.0)
志津	36	51	51	42	65	99	39	383(45.9)
根郷	14	27	21	8	17	12	2	101(12.1)
和田	0	0	1	1	2	2	0	6(0.7)
弥富	0	0	0	0	1	0	0	1(0.1)
千代田	6	9	10	6	15	11	3	60(7.2)

⑤ 年代別、現在歯数の状況（人）

（受診者 834 人の内訳）

現在歯数 \ (歳)	19～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80 以上	計 (%)
24 歯以上	73	138	119	82	150	152	37	751(90.0)
20～23 歯	0	0	1	3	13	27	5	49(5.9)
19 歯以下	0	0	0	1	1	14	18	34(4.1)

⑥ 年代別、歯周病の罹患状況（人）

（受診者 834 人の内訳）

歯周ポケット \ (歳)	19～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80 以上	計 (%)
健全	35	76	55	39	79	61	19	364(43.6)
うち、出血あり	10	23	17	20	21	14	3	108
4mm～5mm	35	52	53	35	59	80	22	336(40.3)
6mm 以上	3	10	12	12	26	50	16	129(15.5)
対象外※	0	0	0	0	0	2	3	5(0.6)

※対象外：総義歯使用や歯根の露出が著しい場合などの、歯周ポケットの診査が出来ない者

⑦ 年代別、歯間部清掃用具使用状況（人）

（受診者 834 人の内訳）

使用状況 \ (歳)	19～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80 以上	計 (%)
使用する	19	52	53	52	88	101	25	390(46.8)
使用しない	54	86	67	34	76	90	32	439(52.6)
未記入	0	0	0	0	0	2	3	5(0.6)

⑧ 年代別、判定区分（人）

（受診者 834 人の内訳）

判定区分 \ (歳)	19～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80 以上	計 (%)
異常なし	8	26	17	12	23	22	9	117(14.0)
要指導	11	28	23	20	40	29	6	157(18.8)
要精検	54	84	80	54	101	142	45	560(67.2)

⑨ 補助金対象者の受診状況（人）

	受診者数	判定区分		
		異常なし	要指導	要精検
40 歳	28	1	7	20
50 歳	9	1	3	5
60 歳	12	2	1	9
70 歳	21	1	2	18

※補助金・・・健康増進事業費補助金

《考 察》

受診状況を性別で見ると、女性が 65.8%（834 人中 549 人）、男性が 34.2%（834 人中 285 人）と男性の受診数が少なく、年齢で見ると 19 歳～59 歳の受診数が少ないため、今後も男性と若年層、中年層への周知を図り、受診を促すとともに、定期歯科健診を受ける必要性について啓発していきたい。

(3) 骨粗しょう症検診

根拠法令等	健康増進法第19条の2
-------	-------------

《目的》

骨折等の基礎疾患となり、高齢社会の進展によりその増加が予想されることから、早期に骨量減少者を発見し、骨粗鬆症を予防することを目的とする。

《内容》

① 対象者

市内在住の20、25、30、35、40、45、50、55、60、65、70歳で、職場等において検診を受ける機会のない女性

② 実施方法

- ・期間 8月1日から9月8日、4会場延べ8日間実施。
- ・費用 500円(税込み)
- ・検査内容 検診業者へ委託し、測定方法はDXA法(測定部位は橈骨)にて実施。予約制。結果は「原発性骨粗鬆症の診断基準(2012年度改訂版)」を用いて、年齢に関係なく統一基準とする。

③ 周知方法

ア 個人通知

- ・20、25、30、35、40、45、50、55、60、65、70歳になる女性
- ・20、25、30、35、40、45、50、55歳になる女性へ勸奨ハガキを送付
(無理なダイエットや生理不順、閉経等による女性ホルモンと骨は大きく関係しているため実施)

イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載し周知啓発を実施

各検診会場でパネル掲示、地区回覧

母子事業の案内郵送時にチラシを同封

《実績》

① 過去5年間の実施状況および実施結果

年度	対象者数 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	精検受診率 (%)	要医療 (人)
26年度	26,511	1,184	4.5	289	24.4	231	79.9	110
27年度	12,898	1,188	9.2	161	13.6	127	78.9	57
28年度	12,058	1,217	10.1	179	14.7	162	90.5	92
29年度	12,072	1,234	10.2	210	17.0	174	82.9	96
30年度	12,591	1,153	9.2	139	12.1	124	89.2	67

②性別、年代別受診状況及び判定結果（人）

年齢 歳	対象者数 人	受診者数 人		検診結果						精密検査受診状況			
				異常認めず		要指導		要精密検査		受診者数		未受診者 人	要医療 人
				人	%	人	%	人	%	人	%		
20	788	23	2.9	23	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0
25	781	20	2.6	20	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0
30	797	52	6.5	49	94.2	3	5.8	0	0.0	0	0.0	0	0
35	962	100	10.4	99	99.0	1	1.0	0	0.0	0	0.0	0	0
40	1,096	128	11.7	127	99.2	1	0.8	0	0.0	0	0.0	0	0
45	1,360	152	11.2	150	98.7	2	1.3	0	0.0	0	0.0	0	0
50	1,229	167	13.6	161	96.4	6	3.6	0	0.0	0	0.0	0	0
55	1,074	199	18.5	146	73.4	38	19.1	15	7.5	13	86.7	2	3
60	1,138	71	6.2	26	36.6	27	38.0	18	25.4	18	100.0	0	11
65	1,466	109	7.4	25	22.9	40	36.7	44	40.4	39	88.6	5	18
70	1,900	132	6.9	21	15.9	49	37.1	62	47.0	54	87.1	8	35
	12,591	1,153	9.2	847	73.5	167	14.5	139	12.1	124	89.2	15	67

※国の補助金は、40歳～70歳の女性のみが対象

③栄養士による健康アドバイス実施状況

年 齢 (人)		相談者の内訳 (人)		受診者数(人)
20～39歳	9	要指導	166	166
40～64歳	97	要精密検査 (希望者)	2	139
65歳以上	93	異常を認めず (希望者)	31	848
合 計	199	合 計	199	1,153

- ・平成 27 年度から、異常なし判定の方にも予防に努めていただくため、検診結果と一緒に資料を配布。平成 28 年度から、要精密検査判定コーナーでも、希望者へ簡易資料を配布した。
- ・平成 29 年度までは、栄養士 2 名が受付業務とアドバイス業務に分かれて対応していたが、平成 30 年度からは、栄養士 1 名でチェックリスト結果から改善ポイントをアドバイスし、その後展示しているパネルを来所者に自由に見学してもらう方法に変更した。パネルの展示があることで栄養士が質問や相談に対応中でも来所者が各自のペースで見学することができ、チェックリストを使用することで来所者に合った相談ができた。検診が 5 年に一度のため、アドバイスコーナーの内容も 5 年ごとに見直していく。

④その他

- ・要精密検査となったかたを受診につなげるため、平成 28 年度より、要精密検査と判定されたかたに身長測定を実施している。平成 30 年度は、自己申告のピーク時の身長と比較した結果、3 cm 以上低くなっているかた（背骨の圧迫骨折リスクが高い）が 11%（139 人中 15 人）いた。また、今年度から要精密検査となり、5 年前に骨粗しょう症検診を受診したかたに、5 年前の結果を健康手帳に記載して比較することで、精密検査の重要性を伝えている。
- ・問診票で若い世代の月経不順の治療状況をみると、20 歳・25 歳の月経不順は 26.0%（43 人中 11

人)で、30歳・35歳の15.8% (152人中24人)に比べて多い。未治療の割合は、20歳が5人中4人(80%)と高率。25歳は66.7% (6人中4人)。結果は、全員「異常なし」。30歳・35歳では、月経不順のうち、未治療の割合が75.0% (24人中18人)と高率。結果は、全員「異常なし」。

- ・精密検査未受診者のうち、過去に一度も精密検査を受けていないかたに、個別通知による受診勧奨及び状況把握を実施した。受診に繋がったのは44.0% (25人中11人)、回答なしが36.0% (25人中9人)、受診の意志なしは20.0% (25人中5人)という結果であった。受診しない理由は、5人全員が「自覚症状がない」「食事に気をつけている」「運動をしている」「骨折したことがない」と回答。次いで「薬を飲みたくない」が4人等となっている。
- ・切れ目のない支援を目的に、平成26年度より高齢者福祉課と担当者会議を実施している。(年2回)

《考 察》

20、25、30、35歳の若い世代および40、45、50、55歳の閉経前後の対象者へ受診勧奨を実施したことで、受診者の増加につながり、早期の意識付けにつながったと考えられる。

若い世代の月経不順のうち、未治療の割合が6~8割と高率なため、骨粗しょう症の予防や妊娠出産といったライフイベントのためにも、治療の必要性を周知していくことが重要である。

また、実際は「月経不順」でも、そうと自覚していないかたもいるのではと考えられることから、平成29年度から「月経不順」に関しての知識を周知するちらしを作成し、20~35歳の受診者全員に配布している。今後は、幼児健診等の母子保健事業でもちらしを配布し、さらなる周知を図っていく。

要精密検査者の医療機関未受診者への受診勧奨では、勧奨後に受診した人がいる一方で、56.0% (25人中14人)が「受診しない」「回答なし」であった。今後も精密検査の必要性を感じられるよう、さらなる強化が必要である。

65歳以上の受診者に対しては、骨粗しょう症予防から介護予防に取り組むため、今後も高齢者福祉課と連携をしていく。

(4) 肝炎ウイルス検診

根拠法令等

健康増進法第19条の2

《目的》

肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、住民が自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識し、必要に応じて保健指導等を受け、医療機関に受診することにより、肝炎に関する健康障害の回避、症状の軽減、進行の遅延を目的とする。

《内容》

①対象者

- ・市内在住の40歳のかた（集団・個別）
 - ・市内在住の41歳以上のかた（集団のみ）
- 上記の方で、過去にB型肝炎・C型肝炎ウイルス検査を受けたことがないかた
現在、肝炎の治療を受けていないかた、または経過観察中でないかた
過去に肝炎の治療を受けたことがないかた

②実施方法

ア 集団検診（6月5日～12月5日、市内4会場延べ36日間）

健診業者へ委託し、特定健診（健康診査）・胃がん検診・大腸がん検診・胸部レントゲン検診と併せて実施（健康管理センター、西部保健センター、南部保健センター、志津コミュニティセンター会場のみ）

- ・費用 500円（税込み）
40, 45, 50, 55, 60, 65歳になるかたは無料
- ・検査内容 B型およびC型肝炎ウイルス血液検査

イ 個別検診

- ・期間 6月1日～12月10日、市内36医療機関で実施。
- ・費用 無料
- ・検査内容 B型およびC型肝炎ウイルス血液検査

③周知方法

ア 個人通知

佐倉市検診受診券および案内文等送付

- ・40歳以上の佐倉市国民健康保険被保険者
- ・40歳以上の生活保護受給者
- ・40, 45, 50, 55, 60, 65, 70歳のかた
- ・平成29年度に市の健診（検診）を受診したかた
- ・国指定の無料検診クーポン券対象のかた

勸奨はがき

- ・40歳のかたのうち、平成30年8月31日時点で市の肝炎ウイルス検診を受けていないかた

イ 「こうほう佐倉」、ホームページ等に掲載、市内協力医療機関、市役所、出張所、公共交通機関等にポスターを掲示、地区回覧等により周知啓発を実施

《実績》

①過去5年間の実施状況

	受診者 (人)	B型陽性		C型に感染の可能性が 高い	
		(人)	(%)	(人)	(%)
26年度	586	4	0.7	1	0.2
27年度	3,031	19	0.6	4	0.1
28年度	1,569	10	0.6	2	0.1
29年度	1,129	4	0.4	2	0.2
30年度	1,240	2	0.2	0	0.0

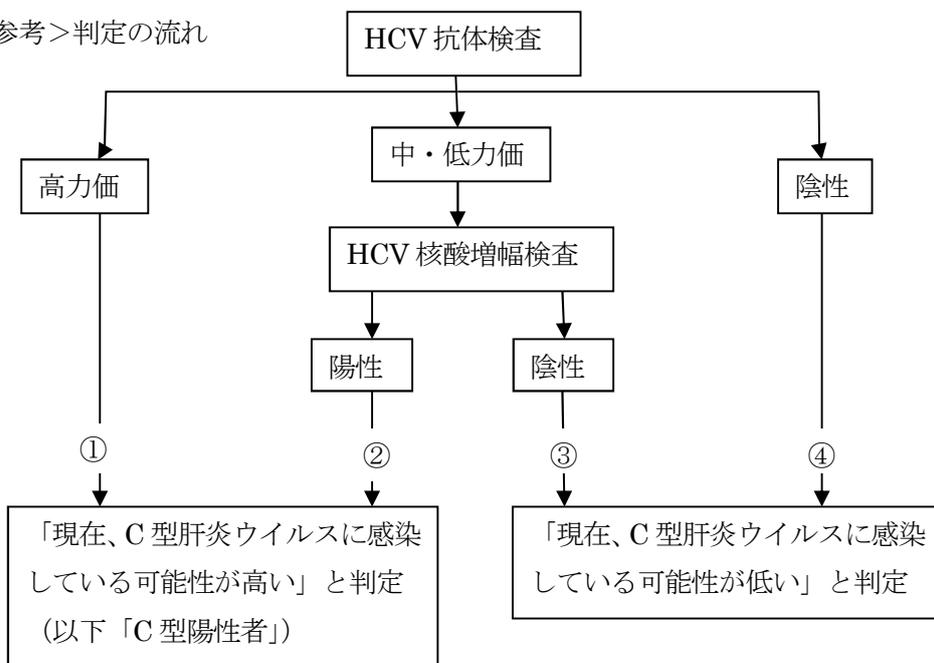
②B型肝炎、C型肝炎検査判定結果

年代 (歳)	B型 肝炎 受診者 (人)	陽性 (人)	C型 肝炎 受診者 (人)	「現在C型肝炎 に感染している 可能性が極めて 高い」 (人)		「現在C型肝炎に 感染していない 可能性が極めて 高い」 (人)	
				判定①	判定②	判定③	判定④
40	298	1	298	0	0	0	298
41～44	57	0	57	0	0	0	57
45～49	107	0	107	0	0	0	107
50～54	91	0	91	0	0	0	91
55～59	66	0	66	0	0	0	66
60～64	98	1	98	0	0	0	98
65～69	238	0	238	0	0	0	238
70～74	186	0	186	0	0	0	186
75～79	75	0	75	0	0	0	75
80歳以上	24	0	24	0	0	0	24
集団	1,115	2	1,115	0	0	0	1,115
個別	125	0	125	0	0	0	125
合計	1,240	2	1,240	0	0	0	1,240

無料対象者判定結果 (再掲)

年齢 (歳)	B型 肝炎 受診者 (人)	陽性 (人)	C型 肝炎 受診者 (人)	「現在C型肝炎 に感染している 可能性が極めて 高い」 (人)		「現在C型肝炎に 感染していな い可能性が極め て低い」 (人)	
				判定①	判定②	判定③	判定④
40	298	1	298	0	0	0	298
45	65	0	65	0	0	0	65
50	59	0	59	0	0	0	59
55	35	0	35	0	0	0	35
60	40	0	40	0	0	0	40
65	91	0	91	0	0	0	91
集団	463	1	463	0	0	0	463
個別	125	0	125	0	0	0	125
合計	588	1	588	0	0	0	588

<参考>判定の流れ



《考 察》

肝炎ウイルス検診は、国の医療制度改革により、平成 20 年度から健康増進法に位置付けられた。

平成 25 年度より、HCV 抗体検査が、中・低力価の人に対して HCV 核酸増幅検査が加わり、C 型肝炎ウイルス検査の精度が上がった。

自己負担額については、平成 23 年度から「肝炎ウイルス検診実施要領」の一部改正により『40 歳以上で 5 歳刻みの年齢に達する者については、費用を徴収しないことができるものとする』となっているため、40・45・50・55・60 歳のかたで、市が実施している肝炎ウイルス検診の受診歴のないかたについては、検診費用を無料とし、全員に個別通知を送付した。平成 28 年度からは、65 歳のかたも検診費用が無料となった。

平成 27 年度からは、肝炎ウイルス検査を受けていないかたに、より多くの検診の機会を提供するため、集団検診での予約制を廃止し、複合検診実施会場のうち、肝炎ウイルス検診が行える 4 つの会場で、予約なしで肝炎ウイルス検診を実施。この結果、平成 26 年度に比べて、受診者が約 5 倍に増加し、陽性者も同様に増加した。平成 28 年度以降の受診者数は平成 27 年度の約半数となったが、一生に一度の検診のため、平成 27 年度に受けたかたが多かったと考えられる。

次年度は、肝炎ウイルス検診の利便性を高め、さらなる受診機会を提供するため、複合検診の全会場で肝炎ウイルス検診を実施する。

ウイルス性肝炎は、国内最大の感染症であることから、40 歳以上の全ての市民が肝炎ウイルス検診を受診できるよう、今後も周知を図っていく。

(5) 肝炎ウイルス検診陽性者フォローアップ事業

根拠法令等	健康増進法第19条の2
-------	-------------

《目的》

佐倉市における肝炎ウイルス検査受検後のウイルス性肝炎陽性者等を早期に治療につなげ、重症化予防を図ることを目的とする。

《内容》

①対象者

- ・平成30年6月1日以降に、検診によるC型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」（以下「C型肝炎陽性者」と判定されたかた

②実施方法

- ・検診結果通知に、フォローアップ事業案内（同意書・調査票同封）、受診勧奨、県の検査費用助成案内を同封し、随時発送
- ・平成31年2月 再勧奨（平成30年度陽性者のうち、精密検査受診状況が把握できないかたに上記資料を郵送）
- ・平成31年3月 再勧奨（平成27・29年度陽性者のうち、精密検査受診状況が把握できないかたに上記資料を郵送）※平成28年度は、全員精密検査受診のため、該当者なし。

《実績》

<平成30年度>

	精検受診/精検対象者	フォローアップ事業参加者
B型陽性者	2人/2人(100%)	1人/2人(50%)

<平成27年度・29年度>

	精検受診/精検対象者	フォローアップ事業参加者
B型陽性者	0人/6人(0%)	0人/0人(0%)

※平成27年度陽性者1名から、薬を飲みたいくないので受診意志がないと電話連絡あり。
市の検診を毎年受けて、肝機能が下がったら受診するとのこと。

《考察》

肝炎ウイルス検診陽性者フォローアップ事業は、平成26年3月31日の厚労省「ウイルス性肝炎患者等重症化予防事業実施要領」を都道府県等に提示、これに基づき平成27年10月1日より、県が「千葉県ウイルス性肝炎患者等重症化予防事業実施要綱」を施行した。これにより、肝炎ウイルス検診陽性者フォローアップ事業に同意した県民が、初回精密検査や定期検査の助成を受けられることとなったことから、市は肝炎ウイルス検診陽性者フォローアップ事業を平成28年4月1日より開始。県の検査費用助成の対象となる、平成27年度の陽性者から同事業の案内を郵送した。

未受診者に対しフォローアップ事業の案内をすることで、平成30年度陽性者は受診勧奨に結びついたが、過去の陽性者は、精密検査受診状況が把握できなかった。

今後とも、陽性者が精密検査を受診できるよう受診勧奨をしていくとともに、陽性者フォローアッ

プ事業を継続していく。

(6) 口腔がん検診

根拠法令等	佐倉市口腔がん検診実施要綱		
佐倉市歯科口腔保健基本計画目標値	・口腔がんを認知している人の割合	19歳以上	(初期値) → (目標) 新設の → 80.0% 指標

《目的》

口腔がんの早期発見、早期治療及び口腔がん予防の啓発を行うことで、市民の健康保持、増進及び医療費の削減へ繋げる。

《内容》

- ① 対象者 40歳以上の市民で、現在、口腔がんの治療中および経過観察中のかた、及び、同年度に歯ッピーかみんぐフェアで口腔がん検診を受診するかたを除く
- ② 周知方法
 - 「こうほう佐倉」： 8月1日広報、9月15日広報に歯ッピーかみんぐフェアとあわせて掲載した。
 - ホームページ： 市のホームページに口腔がん検診のPRを掲載した。
 - ポスター掲示： 市内協力歯科医療機関、公共施設等に掲示した。
 - PR活動： 各種教室、特定健診会場、地域での健康教育活動等で口腔がん検診の必要性をPRし、チラシを配布した。
 - 個別勧奨： 年度末年齢40歳となる男性を対象に勧奨はがきを送付した。
- ③方法 印旛郡市歯科医師会に委託し、市内39歯科医療機関で、問診・視診・触診、および歯科医師の診断により擦過細胞診を実施した。
- ④実施期間 9月1日～2月10日

《実績》 ※平成28年度から実施

- ① 受診状況 定員300名（受診申込者 258人）
 - 1次検診（問診・視診・触診）受診数206人（男性103人、女性103人）、
 - 2次検診（細胞診）実施数15人

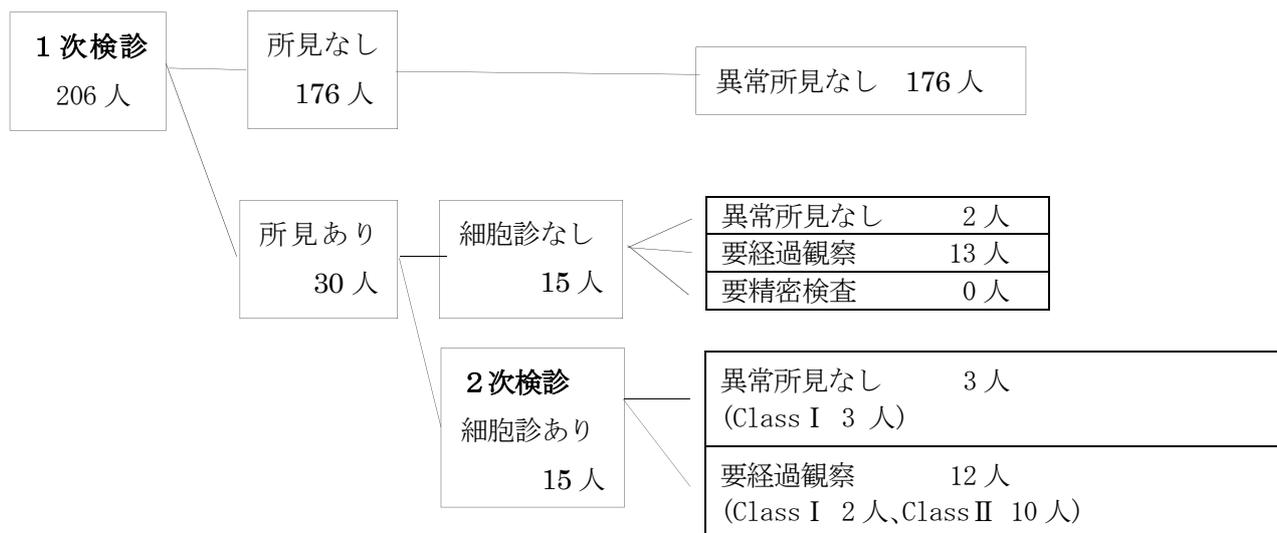
② 年度別受診数の推移（人）

年度	受診者数	申込者数	申込者に対する受診率
平成28年度	263	320	82.2%
平成29年度	297	334	88.9%
平成30年度	206	258	79.8%

③ 地区別年代別受診者数（人）

地区	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳～	計
佐倉	5	2	6	12	0	25
臼井	3	6	13	34	2	58
志津	15	5	20	26	6	72
根郷	12	3	5	8	3	31
和田	0	1	0	0	0	1
弥富	0	0	0	3	0	3
千代田	3	2	1	8	2	16
総数	38	19	45	91	13	206

④ 検診結果



※1 2次検診（細胞診）判定結果（Class）の分類

Class I …異常細胞なし

Class II …異形はあるが、異常細胞なし

Class III …疑わしい細胞あり

Class IV、V …異常細胞あり

⑤ 性別、年代別検診実施結状況

性別	年代 歳	受診者数 人	受診結果（1次検診・2次検診）		
			異常所見なし 人	要経過観察 人	要精密検査 人
男性	40～49	29	28	1	0
	50～59	8	6	2	0
	60～69	22	19	3	0
	70～79	37	29	8	0
	80～89	7	5	2	0
	小計	103	87	16	0
女性	40～49	9	8	1	0
	50～59	11	11	0	0
	60～69	23	21	2	0
	70～79	54	49	5	0
	80～89	6	5	1	0
	小計	103	94	9	0
総計		206	181	25	0

⑥ 年度別受診結果の経年比較（人）

年度	受診者数	要経過観察者数	要精密検査者数	OPMDs 疑い者数※3	発見率
平成28年度	263	29	1	12	4.6%
平成29年度	297	25	2	15	5.1%
平成30年度	206	25	0	15	7.3%

※3 将来、がんになる可能性が高いとされる病変及びがんとなるリスクが著しく増大している状態であり、病名は紅板症・白板症・扁平苔癬などが含まれる。

⑦ 研修会

ア. 口腔がん検診指定歯科医師研修会

- * 日 時 平成 30 年 5 月 17 日(木) 13 時～16 時 40 分
- * 場 所 佐倉市健康管理センター
- * 演 題 講義：『口腔がんの基礎知識、見逃さない口腔がん』
実習：『視触診、擦過細胞診』
- * 講 師 東京歯科大学 口腔顎顔面外科学講座 助教 森川貴迪先生
- * 参加人数 27 人

イ. 口腔がん検診症例検討会

ロ.

日 程	平成 30 年 9 月 19 日(水)	平成 30 年 11 月 16 日(金)	平成 31 年 2 月 20 日(水)
時 間	19 時 55 分～21 時 30 分		
場 所	佐倉市健康管理センター		
演 題	病理医から見た歯科クリニックで見逃してはいけない口腔粘膜疾患	頭頸部がん放射線治療化学療法後の口内炎のケアのポイント 周術期等専門的口腔衛生処置 特にエピシル口腔用液の使用について	皮膚科専門医から見た口腔粘膜疾患
講 師	東京歯科大学市川総合病院 客員教授 田中陽一 氏	東京歯科大学口腔顎顔面外科学講座 助教 森川貴迪 氏	東京歯科大学市川総合病院 教授 高橋慎一氏
参加人数	38 人	34 人	31 人

《考 察》

40 歳となる男性を対象にはがきによる勧奨を実施したところ、40 歳台の男性の受診者が、女性と比べて 20 名多かった。口腔がんは性別比で見ると男性の罹患率が高く、口腔がんの罹患数が増加し始める。40 歳台頃から口腔がんへの関心を高めるきっかけづくりとなるよう、特に 40 歳台、50 歳台への啓発を引き続き検討したい。

検診の結果、口腔がんと診断された者はいなかったが、口腔がん検診受診者のうち 15 名 (7.3%) に前がん状態 (疑いを含む) が発見された。

平成 30 年度市民意識調査の結果、口腔がんを知っていると答えた者は 79.2%となった。目標値達成のため、引き続き口腔がんの正しい知識の啓発に努めたい。

5. 各種がん検診等

根拠法令等	健康増進法第 19 条の 2		
健康さくら 21 (第 2 次) 目標値	・がん検診の受診者の割合		(初期値) → (目標)
		胃がん検診	27.3% → 50%
		子宮がん検診	18.3% → 50%
		乳がん検診	16.8% → 50%
		肺がん検診	33.9% → 50%
		大腸がん検診	29.2% → 50%

(1) 胃がん検診

《目的》

胃がんの早期発見、早期治療を目的に行う。

《内容》

①対象者

市内在住の 40 歳以上で職場等において検診を受ける機会のないかた

②実施方法

ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・期間 6 月 5 日～12 月 5 日、市内 19 会場延べ 57 日間実施
- ・費用 900 円 (税込み)
- ・検診車両での胃部間接撮影を実施

イ 個別検診

- ・期間 6 月 1 日～12 月 10 日、市内 29 医療機関で実施
- ・費用 3,000 円 (税込み)
- ・胃部直接撮影を実施 (医師に相談の上、胃内視鏡を実施する場合あり)

③周知方法

ア 個人通知

市内在住の 40 歳以上で、下記に該当するかた

- ・40・45・50・55・60・65・70 歳のかた
- ・平成 29 年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・市の特定健診(健康診査)の対象となるかた
- ・40 歳以上の生活保護受給者のかた

イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載し周知啓発を実施

《実績》

① 過去5年間の実施状況

年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
26年度	52,479	13,866	26.4
27年度	52,479	14,198	27.1
28年度	111,335	13,479	12.1
29年度	112,207	13,483	12.0
30年度	113,052	13,369	11.8

※対象者数：平成28年度から地域保健・健康増進事業報告に合わせ、検診開始時の住民人口（当該検診対象年齢人口）とする（平成28年5月末人口）

平成27年度まで：市区町村人口－（就業者数－農林水産業従事者数）（各係数には、平成22年国勢調査の報告人数を用いる。）

② 検診実施結果

	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	がん発見者 (人)
集団	113,052	6,181	5.5	58	0.9	51	5
個別		7,188	6.4	542	7.5	524	16
計		113,052	13,369	11.8	600	4.5	575

③ 性別、年代別受診状況及び精密検査受診状況

性別	年代 歳	対象者 人	受診者		健診結果				精密検査受診状況				
					異常認めず		要精密検査		受診者		未受診 ※1 人	未把握 ※2 人	がん 人
					人	%	人	%	人	%			
男性	40～44	6,357	192	3.0	189	98.4	3	1.6	3	100.0	0	0	0
	45～49	6,944	177	2.5	176	99.4	1	0.6	1	100.0	0	0	0
	50～54	5,698	161	2.8	155	96.3	6	3.7	5	83.3	0	1	1
	55～59	5,166	132	2.6	130	98.5	2	1.5	1	50.0	1	0	0
	60～64	5,507	276	5.0	268	97.1	8	2.9	7	87.5	0	1	0
	65～69	7,393	920	12.4	879	95.5	41	4.5	39	95.1	0	2	1
	70～74	6,767	1,513	22.4	1,446	95.6	67	4.4	59	88.1	8	0	2
	75～79	5,366	1,489	27.7	1,390	93.4	99	6.6	96	97.0	1	2	6
	80歳以上	5,201	931	17.9	862	92.6	69	7.4	67	97.1	2	0	5
小計	54,399	5,791	10.6	5,495	94.9	296	5.1	278	93.9	12	6	15	
女性	40～44	6,149	407	6.6	400	98.3	7	1.7	7	100.0	0	0	0
	45～49	6,660	407	6.1	401	98.5	6	1.5	6	100.0	0	0	0
	50～54	5,509	348	6.3	340	97.7	8	2.3	8	100.0	0	0	0
	55～59	5,321	385	7.2	374	97.1	11	2.9	10	90.9	0	1	0
	60～64	6,091	668	11.0	647	96.9	21	3.1	20	95.2	1	0	0
	65～69	8,125	1,382	17.0	1,345	97.3	37	2.7	37	100.0	0	0	0
	70～74	7,332	1,769	24.1	1,680	95.0	89	5.0	87	97.8	2	0	1
	75～79	5,694	1,426	25.0	1,355	95.0	71	5.0	70	98.6	1	0	3
	80歳以上	7,772	786	10.1	732	93.1	54	6.9	52	96.3	0	2	2
小計	58,653	7,578	12.9	7,274	96.0	304	4.0	297	97.7	4	3	6	
男性	集団	54,399	2,873	10.6	2,837	98.7	36	1.3	29	80.6	2	5	4
	個別		2,918		2,658	91.1	260	8.9	249	95.8	10	1	11
女性	集団	58,653	3,308	12.9	3,286	99.3	22	0.7	22	100.0	0	0	1
	個別		4,270		3,988	93.4	282	6.6	275	97.5	4	3	5
合計		113,052	13,369	11.8	12,769	95.5	600	4.5	575	95.8	16	9	21

※1）未受診：要精密検査者が精密検査を受けなかったことが判明しているもの。

※2）未把握：精検受診の有無がわからないもの。及び、受診をしても精検結果がわからないもの。

《考 察》

対象者数は、平成 27 年度までは、平成 21 年 3 月 18 日付け厚生労働省健康局「(別紙) 市区町村におけるがん検診の受診率の算出について」の通知に基づき国勢調査結果により算定していたが、平成 28 年度からは、平成 28 年 11 月 30 日付厚生労働省健康局「市町村におけるがん検診の受診率の算定方法について」の通知により、国への平成 28 年度地域保健・健康増進事業報告から、当該市区町村の住民全体とすることに変更となったため、検診開始時期となる 5 月末時点の住民人口（当該検診対象年齢人口）へ変更した。その結果、平成 29 年度との比較では、受診者数の減少と併せて受診率の減少が目立った。

「健康さくら 21（第 2 次）」のがん検診受診率の目標は、50%としているが、平成 30 年度の受診率は、11.8%であった。

目標値と現在の受診率との差が大きく、目標値を達成するためには、一度も受診したことがない対象者の抽出と、個人に対する検診受診の動機付けが必要である。したがって、様々な状況での健診 PR と併せて、がんに関する知識を広めるための情報提供や、検診を受ける事のメリット等について周知を行い、対象者と勧奨時期を考慮しながら、適切な手段により啓発を図っていく必要がある。

受診数は男性 5,791 人、女性 7,578 人と男性の受診数は少ないが、がん発生は男性 15 人、女性 6 人と男性の胃がん発見率が高い傾向である。一方で、要精密検査においては未受診者が多い。勧奨の実施により、未受診者を減らせるよう努めていく必要がある。

(2) 子宮頸がん検診

《目的》

子宮頸がんの早期発見、早期治療を目的に行う。

《内容》

① 対象者

- ・市内在住の 20 歳以上で、前年度市の同検診を受診しておらず、職場等において検診を受ける機会のない女性
- ・新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業対象者

② 実施方法

ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・期間 11 月 28 日～2 月 28 日、4 会場延べ 7 日間実施
- ・費用 1,000 円 (税込み)
- ・検診車両での子宮頸部細胞診を実施

イ 個別検診

- ・期間 6 月 1 日～2 月 28 日、市内 7 医療機関で実施
- ・費用 2,000 円 (税込み)
- ・子宮頸部細胞診を実施

③ 周知方法

ア 個人通知

市内在住の 20 歳以上で前年度市の同検診が未受診の女性で、下記に該当するかた

- ・ 20・25・30・35・40・45・50・55・60・65・70 歳のかた
- ・平成 29 年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・市の特定健診(健康診査)の対象になるかた
- ・平成 28 年度に市の子宮頸がん検診を受診したかた
- ・40 歳以上の生活保護受給者のかた
- ・新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業対象者

イ 「こうほう佐倉」、ホームページ・地域新聞に掲載

ウ 地区回覧で周知啓発を実施

エ 母子保健事業実施時に案内チラシを配布

オ ハガキによる勧奨を実施

- ・23・25・27・29 歳の平成 30 年度未受診のかた
- ・平成 28 年度に子宮頸がん検診を受診したかた

カ 成人式にて PR チラシを配布

《実績》

① 過去5年間の実施状況（無料クーポン券対象者を含む）

年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
26年度	20,694	4,122	18.0
27年度	20,694	4,359	21.1
28年度	75,670	3,662	4.8
29年度	75,666	3,895	5.1
30年度	75,600	3,990	5.3

※対象者数

平成28年度から地域保健・健康増進事業報告に合わせ、検診開始時の住民人口（当該検診対象年齢人口）とする（平成30年5月末人口）

平成27年度まで：市区町村人口－（就業者数－農林水産業従事者数）÷2（隔年での受診のため）
（各係数には、平成22年国勢調査の報告人数を用いる。）

② 検診実施結果

検診方法	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	異形成 (人)	がん発見者
集団	75,600	1,571	2.1	6	0.4	6	5	0
個別		2,419	3.2	32	1.3	25	11	1
計	75,600	3,990	5.3	38	1.0	31	16	1

※異形成：子宮頸がんの前段階（前がん病変）

③年代別受診状況及び精密検査受診状況

年代 歳	対象者 人	受診者		検診結果				精密検査受診状況				
				異常認めず		要精密検査		精検受診者 人	未受診 ^{※1} 人	未把握 ^{※2} 人	異形成 人	がん 人
				人	%	人	%					
20～24	3,884	62	1.6	62	100.0	0	0.0	0	0	0	0	0
25～29	3,813	109	2.9	106	97.2	3	2.8	3	0	0	1	0
30～34	4,247	239	5.6	235	98.3	4	1.7	4	0	0	2	1
35～39	5,003	395	7.9	390	98.7	5	1.3	5	0	0	3	0
40～44	6,149	485	7.9	472	97.3	13	2.7	11	0	2	7	0
45～49	6,660	407	6.1	402	98.8	5	1.2	3	0	2	1	0
50～54	5,509	314	5.7	311	99.0	3	1.0	1	0	2	0	0
55～59	5,321	250	4.7	250	100.0	0	0.0	0	0	0	0	0
60～64	6,091	384	6.3	383	99.7	1	0.3	1	0	0	0	0
65～69	8,125	535	6.6	531	99.3	4	0.7	3	0	1	2	0
70～74	7,332	485	6.6	485	100.0	0	0.0	0	0	0	0	0
75～79	5,694	237	4.2	237	100.0	0	0.0	0	0	0	0	0
80歳以上	7,772	88	1.1	88	100.0	0	0.0	0	0	0	0	0
小計	75,600	3,990	5.3	3,952	99.0	38	1.0	31	0	7	16	1
集団	75,600	1,571	5.3	1,565	99.6	6	0.4	6	0	0	5	0
個別		2,419		2,387	98.7	32	1.3	25	0	7	11	1
合計	75,600	3,990	5.3	3,952	99.0	38	1.0	31	0	7	16	1

※要精密検査に HPV 検査/6 か月以内再検査判定者 3 人を計上。

※1) 未受診：要精密検査者が医療機関に行かなかったことが判明しているもの。

※2) 未把握：精検受診の有無がわからないもの及び受診をしても精検結果がわからないもの。

《考 察》

対象者数は、平成 27 年度までは、平成 21 年 3 月 18 日付け厚生労働省健康局「(別紙) 市区町村におけるがん検診の受診率の算出について」の通知に基づき国勢調査結果により算定していたが、平成 28 年度からは、平成 28 年 11 月 30 日付厚生労働省健康局「市町村におけるがん検診の受診率の算定方法について」の通知により、国への平成 28 年度地域保健・健康増進事業報告から、当該市区町村の住民全体とすることに変更となったため、検診開始時期となる 5 月末時点の住民人口（当該検診対象年齢人口）へ変更した。

また、「健康さくら 2 1（第二次）」のがん検診受診率の目標は 50%としているが、平成 30 年度の受診率は、5.3%であった。受診者数については前年度と比較し 95 人（0.2%）増加している。集団検診での増加がみられる。一方、精密検査結果では、20 歳から 39 歳までの若い世代で 6 人の異形成・1 人のがんが見つかった。

この結果を踏まえ、様々な健診 PR と併せ、がんに関する知識を広めるための情報提供や、検診を受ける事のメリット等について周知していく。

検診の実施にあたっては、より受診しやすい環境の整備として、今後は、乳がん検診と子宮頸がん検診が同じ日に受診できるように検討していく。また、引き続き要精密検査と判定されたかたが必ず精密検査を受診できるよう努めていく。

新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業

《事業経過》

国の経済危機対策における未来への投資に繋がる子育て支援の一環として、平成 21 年度補正予算に「女性特有のがん検診推進事業」が創設された。

平成 22 年度からはがん対策推進事業の一環として、女性特有のがん検診推進事業が新規事業として位置づけられ、平成 23 年度に大腸がん検診が追加され「がん検診推進事業」となった。

平成 26 年度からは平成 22 年度に始まった「がん検診推進事業」の乳がん・子宮頸がん検診が一巡したことで、その間に制度を利用しなかった者への再勧奨を含めた「働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業」となった。

平成 27 年度からは「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」と、平成 25 年度の「がん検診推進事業」の乳がん・子宮頸がん検診の対象で、この制度を利用しなかった者への再勧奨を含めた「働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者対策緊急支援事業」となった。

平成 28 年度からは「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」の実施となった。

平成 28 年 3 月 29 日 厚生労働省健康局長通知

「平成 28 年度新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱」より

(平成 28 年 4 月 1 日より実施)

《目 的》

●新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業

この事業は、市町村及び特別区が実施する子宮頸がん及び乳がん検診において、一定の年齢の者にクーポン券等を送付して受診を勧奨することで、検診受診の動機付けによるがん検診の受診を促し、がんの早期発見につなげ、がんによる死亡者の減少を図ることを目的とする。

《内 容》

① 対象者

平成 30 年 4 月 20 日の時点での下記の年齢の女性のかた

●子宮頸がん検診無料クーポン券配布対象者の生年月日一覧表

年 齢	生 年 月 日
20 歳	平成 9 (1997) 年 4 月 2 日～平成 10 (1998) 年 4 月 1 日 ※対象年齢かつ、前年度に同検診を受けていない方

② 実施方法

ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・期間 11 月 28 日～2 月 28 日、4 会場延べ 7 日間実施
- ・費用 無料
- ・検診車両での子宮頸部細胞診を実施

イ 個別検診

- ・期間 6月1日～2月28日、市内7医療機関で実施
- ・費用 無料
- ・子宮頸部細胞診を実施

③ 周知方法

ア 個人通知

受診券及びクーポン券の送付

- ・対象者全員に送付（5月末）

アンケートの送付

- ・対象者のうち9月末までに受診していない者に対し、アンケートを送付（11月）

（受診希望の有無、他に受診の機会があるか、受けていない理由について把握する）

イ 「こうほう佐倉」、ホームページ・地域新聞に掲載

《実績》

① 実施状況

事業名	年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
がん検診推進事業	24年度	5,154	885	17.2
	25年度	5,051	780	15.4
働く世代の女性支援のための がん検診推進事業	26年度	15,634	1,616	10.3
新たなステージに入った がん検診の総合支援事業	27年度	812	48	5.9
働く世代の女性支援のための がん検診未受診者対策緊急支援事業		3,160	310	9.8
新たなステージに入った がん検診の総合支援事業	28年度	1,448	82	5.7
新たなステージに入った がん検診の総合支援事業	29年度	817	36	4.4
新たなステージに入った がん検診の総合支援事業	30年度	780	25	3.2

② 検診実施結果（平成 30 年度）

検診方法	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	異成形 (人)	がん発見者 (人)
集団	780	6	0.8	0	0.0	0	0	0
個別		19	2.4	0	0.0	0	0	0
計	780	25	3.2	0	0.0	0	0	0

③ 年代別受診状況及び精密検査受診状況

年代	対象者 人	受診者 人 %		検診結果				精密検査受診状況				
				異常認めず		要精密検査		精検受診 人	未受診 人	未把握 人	異成形 人	がん 人
				人	%	人	%					
20歳	780	25	3.2	25	100.0	0	0.0	0	0	0	0	0
小計	780	25	3.2	25	100.0	0	0.0	0	0	0	0	0
集団	780	6	3.2	6	100.0	0	0.0	0	0	0	0	0
個別		19		19	100.0	0	0.0	0	0	0	0	0
合計	780	25	3.2	25	100.0	0	0.0	0	0	0	0	0

④ アンケート結果

20歳アンケート送付数 778人

回収数 65人（回収率 8.4%）

●市以外で検診機会の有無

	回答数（人）	割合（%）
市以外に受診の機会なし	41	63.1
市以外に受診の機会あり	2	3.1
未回答	22	33.8

●「市以外に受診の機会なし」と回答し、年度内に未受診であった者の検診を受けない理由
（複数回答可）

1. 当てはまる、2. どちらかといえば当てはまる という回答数が多かった項目	回答数（人） ※1.2 選択者数／項目回答者数	割合（%）
そのうち受けようと思っていた	19人／45人中	42.2
休日等の検診がない	20人／44人中	45.5
今は健康	22人／44人中	50.0
検診の場所がわからない	15人／29人中	51.7
検診が面倒	26人／44人中	59.0

その他、「市の検診を知らない」という項目で、当てはまると回答しているものは6人であった。

《考 察》

今回「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」の中で、対象者は 20 歳として行った。この対象者のうち未受診者へ受診勧奨と併せてアンケートを実施した。その結果、「市以外に受診の機会なし」と回答し、かつ年度内に検診を受けていないかたの回答では、「そのうち受けようと思っていた (42.2%)」と思う一方で、「今は健康だから (50.0%)」・「検診が面倒 (59.0%)」という回答が半数以上を占めていた。この結果から若年層は、そのうち受けようとする意図がある一方で、「今は健康だから」「検診が面倒」と回答する検診に無関心という二面性が見られる。若年層が検診の必要性を理解し、受診行動に結びつくよう、今後も対象者に合わせた周知・勧奨を実施していく。

(3) 乳がん検診

《目的》

乳がんの早期発見、早期治療を目的に行う。

《内容》

＜マンモグラフィ：国の指針に合わせ 40 歳以上を対象とし 2 年に 1 回実施＞

① 対象者

- ・市内在住の 40 歳以上で、平成 29 年度に乳がん集団検診を受診しておらず、職場等において検診を受ける機会のない女性
- ・新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業対象者

②実施方法

ア 集団検診（予約制）

検診業者に委託し実施

- ・期間 11 月 21 日～2 月 20 日、4 会場延べ 19 日間（40 歳代 9 日間、50 歳以上 10 日間）
- ・費用 1,000 円（税込み）
- ・検診車両でのマンモグラフィを実施
40 歳代 2 方向、50 歳以上 1 方向で撮影

イ 個別検診（予約制）

聖隷佐倉市民病院健診センターに委託し実施

- ・期間 6 月 1 日～2 月 28 日
- ・費用 2,000 円（税込み）
- ・マンモグラフィを実施（40 歳代 2 方向、50 歳以上 1 方向で撮影）

＜超音波検査：千葉県乳がん検診ガイドラインに基づき 30 歳以上に実施＞

①集団検診

ア 対象者

市内在住の 30 歳以上 39 歳以下で、平成 29 年度に乳がん集団検診を受診しておらず、職場等において検診を受ける機会のない女性

イ 実施方法

検診事業者に委託し実施

- ・期間 11 月 29 日～2 月 21 日、4 会場延べ 7 日間
- ・費用 1,000 円（税込み）
- ・検診車両での超音波検査を実施

②個別検診

ア 対象者

市内在住の 30 歳以上で、職場等において検診を受ける機会のない女性

イ 実施方法

- ・期間 6 月 1 日から 12 月 10 日、市内 12 医療機関で実施
（聖隷佐倉市民病院健診センターのみ 6 月 1 日から 2 月 28 日）
- ・費用 2,000 円（税込み）

- ・超音波検査を実施

③周知方法

ア 個人通知

市内在住の30歳以上の女性で、下記に該当するかた

- ・30・35・40・45・50・55・60・65・70歳のかた
- ・平成28年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・市の特定健診(健康診査)の対象になるかた
- ・40歳以上の生活保護受給者のかた
- ・新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業対象者

イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載し周知啓発を実施。

ウ ハガキによる勧奨を実施

- ・平成28年度に超音波検査を受診した30歳代の者
- ・平成28年度にマンモグラフィ検査を受診した40歳代・50歳代・60歳代の者
- ・平成29年度に乳がん検診(個別)超音波検査を受診した30歳代・40歳代・50歳代・60歳代の者
- ・40歳無料クーポン対象者

《実績》

① 過去5年間の実施状況 (無料クーポン券対象者を含む)

年度	対象者(人)	受診者(人)	マンモグラフィ 受診者(再掲:人)	超音波受診者 (再掲:人)	受診率(%)
26年度	38,267	6,962	3,632	3,330	18.2
27年度	38,267	7,516	3,576	3,940	19.6
28年度	67,648	7,781	4,022	3,759	11.5
29年度	67,792	7,746	3,542	4,204	11.4
30年度	67,903	7,781	3,768	4,013	11.5

※対象者数 平成28年度から地域保健・健康増進事業報告に合わせ、検診開始時の住民人口(当該検診対象年齢人口)とする(平成30年5月末人口)

平成27年度まで:市区町村人口ー(就業者数ー農林水産業従事者数)

(各係数には平成22年国勢調査の報告人数を用いる。)

② 検診実施結果（平成 30 年度）

検診の種類		対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診 (人)	がん発見 者 (人)
マンモグラフィ	集団	58,653 (※1)	2,914	6.4	151	5.2	139	2
	個別		854		73	8.5	70	4
	合計	58,653 (※1)	3,768	6.4	224	5.9	209	6
超音波	集団	67,903(※2)	511	5.9	13	2.5	12	0
	個別		3,502		82	2.3	74	8
	合計	67,903(※2)	4,013	5.9	95	2.4	86	8
合計		67,903(※3)	7,781	11.5	319	4.1	295	14

(※1 マンモグラフィの対象者は40歳以上)

(※2 超音波の対象者は30歳以上)

(※3 乳がん検診全体の対象者 30歳以上)

③年齢別検診実施結果及び精密検査受診状況（マンモグラフィ及び超音波：平成30年度）

性別	年代 歳	対象者 人	受診者		検診結果				精密検査受診状況			
					異常認めず		要精密検査		精検受診 人	未受診 人	未把握 人	がん 人
					人	%	人	%				
女性	30～34	4,247	378	8.9	368	97.4	10	2.6	9	0	1	0
	35～39	5,003	563	11.3	543	96.4	20	3.6	19	0	1	0
	40～44	6,149	848	13.8	791	93.3	57	6.7	52	0	5	1
	45～49	6,660	799	12.0	743	93.0	56	7.0	53	0	3	4
	50～54	5,509	554	10.1	527	95.1	27	4.9	24	0	3	0
	55～59	5,321	581	10.9	556	95.7	25	4.3	22	0	3	1
	60～64	6,091	791	13.0	764	96.6	27	3.4	26	0	1	1
	65～69	8,125	1,205	14.8	1,162	96.4	43	3.6	39	0	4	3
	70～74	7,332	1,057	14.4	1026	97.1	31	2.9	31	0	0	3
	75～79	5,694	723	12.7	704	97.4	19	2.6	7	0	2	1
	80歳以上	7,772	282	3.6	278	98.6	4	1.4	3	0	1	0
小計	67,903	7,781	11.5	7,462	95.9	319	4.1	285	0	24	14	
マンモグラフィ	集団	58,653(※1)	2,914	6.4	2,763	94.8	151	5.2	139	0	12	2
	個別		854		781	91.5	73	8.5	70	0	3	4
超音波	集団	67,903(※2)	511	5.9	498	97.5	13	2.5	12	0	6	0
	個別		3,502		3,420	97.7	82	2.3	76	0	3	8
合計		67,903(※3)	7,781	11.5	7,462	95.9	319	4.1	297	0	24	14

※未受診：要精密検査者が精検機関に行かなかったことが判明しているもの

※未把握：精検受診の有無がわからないもの。及び、受診しても精検結果が正確にわからないもの。

(※1 マンモグラフィの対象者は40歳以上)

(※2 超音波の対象者は30歳以上)

(※3 乳がん検診全体の対象者 30歳以上)

③ 検診種類別検診実施結果及び精密検査受診状況

<マンモグラフィ検査：平成30年度>

年代 歳	対象者 人	受診者		検診結果				精密検査受診状況			
				異常認めず		要精密検査		精検受診 人	未受診 人	未把握 人	がん 人
				人	%	人	%				
40～44	6,149	582	9.5	533	91.6	49	8.4	44	0	5	1
45～49	6,660	554	8.3	509	91.9	45	8.1	43	0	2	3
50～54	5,509	341	6.2	321	94.1	20	5.9	18	0	2	0
55～59	5,321	350	6.6	329	94.0	21	6.0	18	0	3	0
60～64	6,091	477	7.8	459	96.2	18	3.8	18	0	0	0
65～69	8,125	727	8.9	691	95.0	36	5.0	33	0	3	0
70～74	7,332	427	5.8	406	95.1	21	4.9	21	0	0	2
75～79	5,694	261	4.6	249	95.4	12	4.6	12	0	0	0
80歳以上	7,772	49	0.6	47	95.9	2	4.1	2	0	0	0
小計	58,653	3,768	6.4	3,544	94.1	224	5.9	209	0	15	6
集団	58,653	2,914	6.4	2,763	94.8	151	5.2	139	0	12	2
個別		854		781	91.5	73	8.5	70	0	3	4
合計	58,653	3,768	6.4	3,544	94.1	224	5.9	209	0	15	6

※「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成20年3月31日付け健発第0331058号厚生労働省健康局長通知）において、マンモグラフィ検診は「40歳以上」を対象としている。

<超音波検査：平成30年度>

年代	対象者 人	受診者		検診結果				精密検査受診状況			
				異常認めず		要精密検査		精検受診 人	未受診 人	未把握 人	がん 人
				人	%	人	%				
30～34	4,247	378	8.9	368	97.4	10	2.6	9	0	1	0
35～39	5,003	563	11.3	543	96.4	20	3.6	19	0	1	0
40～44	6,149	266	4.3	258	97.0	8	3.0	8	0	0	0
45～49	6,660	245	3.7	234	95.5	11	4.5	10	0	1	1
50～54	5,509	213	3.9	206	96.7	7	3.3	6	0	1	0
55～59	5,321	231	4.3	227	98.3	4	1.7	4	0	0	1
60～64	6,091	314	5.2	305	97.1	9	2.9	8	0	1	1
65～69	8,125	478	5.9	471	98.5	7	1.5	6	0	1	3
70～74	7,332	630	8.6	620	98.4	10	1.6	10	0	0	1
75～79	5,694	462	8.1	455	98.5	7	1.5	5	0	2	1
80歳以上	7,772	233	3.0	231	99.1	2	0.9	1	0	1	0
小計	67,903	4,013	5.9	3,918	97.6	95	2.4	86	0	9	8
集団	67,903	511	5.9	498	97.5	13	2.5	12	0	1	0
個別		3,502		3,420	97.7	82	2.3	74	0	8	8
合計	67,903	4,013	5.9	3,918	97.6	95	2.4	86	0	9	8

《考 察》

対象者数は、平成 27 年度までは、平成 21 年 3 月 18 日付け厚生労働省健康局「(別紙) 市区町村におけるがん検診の受診率の算出について」の通知に基づき国勢調査結果により算定していたが、平成 28 年度からは、平成 28 年 11 月 30 日付厚生労働省健康局「市町村におけるがん検診の受診率の算定方法について」の通知により、国への平成 28 年度地域保健・健康増進事業報告から、当該市区町村の住民全体とすることに変更となったため、検診開始時期となる 5 月末時点の住民人口（当該検診対象年齢人口）へ変更した。

「健康さくら 2 1」のがん検診受診率の目標は、50%としているが、平成 30 年度の受診率は、11.5%であった。受診者数では前年度と比較し、35 人（0.1%）増加している。

個別検診では、聖隷佐倉市民病院健診センターのみでマンモグラフィ検査・超音波検査が 6 月 1 日～2 月 28 日までと延ばして実施した。今回は、60 歳以上の受診数の増加がみられた。今後も若い世代の受診率の増加や受診しやすい環境づくりを目指し、集団検診・個別検診ともに受診枠の整備を図る必要がある。今後は、集団検診では、乳がん検診と子宮頸がん検診を同じ日に受診できるように検討していきたい。

また、様々な健診 PR と併せ、がんに関する知識を広めるための情報の提供や、検診を習慣化させるために啓発活動を推進し、未受診者の未受診理由を参考にした勧奨を行っていく必要がある。

新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業

《事業経過》

国の経済危機対策における未来への投資に繋がる子育て支援の一環として、平成 21 年度補正予算に「女性特有のがん検診推進事業」が創設された。

平成 22 年度からはがん対策推進事業の一環として、女性特有のがん検診推進事業が新規事業として位置づけられ、平成 23 年度に大腸がん検診が追加され「がん検診推進事業」となった。

平成 26 年度は平成 22 年度から始まった「がん検診推進事業」の乳がん・子宮頸がん検診が一巡したことで、その間に制度を利用しなかった者への再勧奨を含めた「働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業」となった。

平成 27 年度からは「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」と、平成 25 年度の「がん検診推進事業」の乳がん・子宮頸がん検診の対象で、この制度を利用しなかった者への再勧奨を含めた「働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者対策緊急支援事業」となった。

平成 28 年度からは「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」の実施となった。

平成 28 年 3 月 29 日 厚生労働省健康局長通知

「平成 28 年度新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱」より
(平成 28 年 4 月 1 日より実施)

《目 的》

●新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業

この事業は、市町村及び特別区が実施する子宮頸がん及び乳がん検診において、一定の年齢の者にクーポン券等を送付して受診を勧奨することで、検診受診の動機付けによるがん検診の受診を促し、がんの早期発見につなげ、がんによる死亡者の減少を図ることを目的とする。

《内 容》

① 対象者

平成 30 年 4 月 20 日の時点での下記の年齢の女性のかた

●乳がん検診無料クーポン券配布対象者の生年月日一覧表

年 齢	生 年 月 日
40 歳	昭和 52 (1977) 年 4 月 2 日～昭和 53 (1978) 年 4 月 1 日 ※対象年齢かつ、前年度に同検診を受けていない方

② 実施方法

ア 集団検診 (予約制)

検診業者に委託し実施

- ・期間 11 月 21 日～2 月 20 日、4 会場延べ 40 歳代 9 日間
- ・費用 無料
- ・検診車両でのマンモグラフィを実施

40 歳代 2 方向

イ 個別検診

- ・期間 6月1日～2月28日、市内1医療機関（聖隷佐倉市民病院健診センター）で実施
- ・費用 無料
- ・マンモグラフィを実施
40歳代（2方向）

③ 周知方法

ア 個人通知

受診券及びクーポン券の送付

- ・対象者全員に送付（5月末）

勧奨アンケートの送付

- ・対象者のうち9月末までに受診していないかたに対し、アンケートを送付（11月）

（受診希望の有無、他に受診の機会があるか、受けていない理由について把握する）

イ「こうほう佐倉」、ホームページに掲載

《実績》がん検診推進事業

① 実施状況

事業名	年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
がん検診推進事業	24年度	6,040	1,025	17.0
	25年度	6,173	1,052	17.0
働く世代の女性支援のための がん検診推進事業	26年度	16,802	1,617	9.6
新たなステージに入った がん検診の総合支援事業	27年度	1,210	181	15.0
働く世代の女性支援のための がん検診未受診者対策緊急支援事業		3,761	328	8.7
新たなステージに入った がん検診の総合支援事業	28年度	2,030	392	19.3
新たなステージに入った がん検診の総合支援事業	29年度	1,127	257	22.8
新たなステージに入った がん検診の総合支援事業	30年度	979	157	16.0

② 検診実施結果（平成 30 年度）

検診方法	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	がん発見者 (人)
集団	979	85	8.7	6	7.1	4	0
個別		72	7.4	4	5.6	4	0
計	979	157	16.0	10	6.4	8	0

③ 年代別受診状況及び精密検査受診状況

年代	対象者 人	受診者		検診結果				精密検査受診状況			
				異常認めず		要精密検査		精検受診 人	未受診 人	未把握 人	がん 人
				人	%	人	%				
40歳	979	157	16.0	147	93.6	10	6.4	8	0	2	0
小計	979	157	16.0	147	93.6	10	6.4	8	0	2	0
集団	979	85	16.0	79	92.9	6	7.1	4	0	2	0
個別		72		68	94.4	4	5.6	4	0	0	0
合計	979	157	16.0	147	93.6	10	6.4	8	0	2	0

④ アンケート結果

40歳アンケート送付数 891人 回収数 138人（回収率 15.5%）

●市以外で検診機会の有無

	回答数（人）	割合（%）
市以外に受診の機会なし	39	28.3
市以外に受診の機会あり	81	58.7
未回答	18	13.0

●「市以外に受診の機会なし」と回答し、アンケート後も未受診であった者の検診を受けない理由
（複数回答可）

1.当てはまる、2.どちらかといえば当てはまるという回答数が多かった項目	回答数（人） ※1.2 選択者数／項目回答者数	割合（%）
そのうち受けようと思っていた	19人／44人中	43.2
家系でがんの人がいない	6人／42人中	14.3
休日等の検診がない	18人／41人中	42.9
検診を受けるのが恥ずかしい	8人／41人中	19.5
今は健康	8人／43人中	18.6

その他、「市の検診を知らない」という項目で、当てはまると回答しているものは1人であった。

《考 察》

今回、「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」は、40歳を対象として行った。

この対象者のうち未受診者へ受診勧奨と併せてアンケートを実施した。その結果、「市以外に受診の機会なし」と回答し、かつアンケート後も未受診であった者の回答では、「そのうち受けようと思っていた（43.2%）」、「休日等の検診がない（42.9%）」との回答が多かった。休日等の検診では、土曜日に集団検診・個別検診があるため周知していきたい。今後は、受診勧奨の実施や、受診しやすい環境づくりを検討していきたい。

市の検診事業を知らない方もいることから、引き続き対象者に合わせた周知・勧奨を実施し、受診行動に繋がるよう努めていく必要がある。

(4) 肺がん検診

《目的》

肺がんの早期発見、早期治療を目的に行う。

《内容》

①対象者

市内在住の40歳以上で、職場等において検診を受ける機会のないかた

②実施方法

ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・期間 6月5日～12月5日、市内19会場、57日間実施
- ・費用 300円(税込み)
- ・検診車両での胸部間接撮影及び読影を実施

イ 個別検診

- ・期間 6月1日～12月10日、市内43医療機関
- ・費用 1,300円(税込み)
- ・胸部直接撮影及び読影を実施

③ 周知方法

ア 個人通知

市内在住の40歳以上で下記に該当するかた

- ・40・45・50・55・60・65・70歳のかた
- ・平成29年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・市の特定健診(健康診査)の対象になるかた
- ・40歳以上の生活保護受給者のかた

イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載し周知啓発を実施

《実績》

① 過去5年間の実施状況

年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
26年度	52,479	18,365	35.0
27年度	52,479	19,039	36.3
28年度	111,335	18,666	16.8
29年度	112,207	18,623	16.6
30年度	113,052	19,139	16.9

※対象者数：平成28年度から地域保健・健康増進事業報告に合わせ、検診開始時の住民人口（当該検診対象年齢人口）とする（平成29年5月末人口）

平成27年度まで：市区町村人口－（就業者数－農林水産業従事者数）

（各係数には、平成22年国勢調査の報告人数を用いる。）

② 検診実施結果

	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	がん発見者 (人)
集団	113,052	9,317	8.2	75	0.8	72	3
個別		9,822	8.7	317	3.2	265	1
計	113,052	19,139	16.9	392	2.0	337	4

③ 性別、年代別検診実施結果及び精密検査受診状況

性別	年代 歳	対象者 人	受診者		健診結果				精密検査受診状況				
					異常認めず		要精密検査		受診者		未受診 ※1人	未把握 ※2人	がん 人
					人	%	人	%	人	%			
男性	40～44	6,357	215	3.4	212	98.6	3	1.4	2	66.7	1	0	0
	45～49	6,944	190	2.7	188	98.9	2	1.1	2	100.0	0	0	1
	50～54	5,698	189	3.3	188	99.5	1	0.5	1	100.0	0	0	0
	55～59	5,166	166	3.2	165	99.4	1	0.6	1	100.0	0	0	0
	60～64	5,507	347	6.3	342	98.6	5	1.4	4	80.0	1	0	0
	65～69	7,393	1,210	16.4	1,187	98.1	23	1.9	21	91.3	2	0	0
	70～74	6,767	2,070	30.6	2,024	97.8	46	2.2	40	87.0	6	0	2
	75～79	5,366	1,986	37.0	1,934	97.4	52	2.6	47	90.4	5	0	0
	80歳以上	5,201	1,430	27.5	1,386	96.9	44	3.1	34	77.3	10	0	0
小計	54,399	7,803	14.3	7,626	97.7	177	2.3	152	85.9	25	0	3	
女性	40～44	6,149	483	7.9	480	99.4	3	0.6	2	66.7	1	0	0
	45～49	6,660	463	7.0	462	99.8	1	0.2	1	100.0	0	0	0
	50～54	5,509	409	7.4	409	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0	0
	55～59	5,321	424	8.0	416	98.1	8	1.9	6	75.0	1	1	0
	60～64	6,091	926	15.2	920	99.4	6	0.6	6	100.0	0	0	0
	65～69	8,125	2,065	25.4	2,040	98.8	25	1.2	21	84.0	4	0	0
	70～74	7,332	2,760	37.6	2,699	97.8	61	2.2	56	91.8	4	1	0
	75～79	5,694	2,299	40.4	2,241	97.5	58	2.5	50	86.2	6	2	1
	80歳以上	7,772	1,507	19.4	1,454	96.5	53	3.5	43	81.1	9	1	0
小計	58,653	11,336	19.3	11,121	98.1	215	1.9	185	86.0	25	5	1	
男性	集団	54,399	4,039	14.3	3,993	98.9	46	1.1	45	97.8	1	0	2
	個別		3,764		3,633	96.5	131	3.5	107	81.7	24	0	1
女性	集団	58,653	5,278	19.3	5,249	99.5	29	0.5	27	93.1	0	2	1
	個別		6,058		5,872	96.9	186	3.1	158	84.9	25	3	0
合計	113,052	19,139	16.9	18,747	98.0	392	2.0	337	86.0	50	5	4	

※1) 未受診：要精密検査者が精密検査を受けなかったことが判明しているもの。

※2) 未把握：精検受診の有無がわからないもの。及び、受診をしても精検結果がわからないもの。

《考 察》

対象者数は、平成27年度までは、平成21年3月18日付け厚生労働省健康局「(別紙) 市区町村におけるがん検診の受診率の算出について」の通知に基づき国勢調査結果により算定していたが、平成28年度からは、平成28年11月30日付厚生労働省健康局「市町村におけるがん検診の受診率の算定方法について」の通知により、国への平成28年度地域保健・健康増進事業報告から、当該市区町村の住民全体とすることに変更となったため、検診開始時期となる5月末時点の住民人口(当該検診対象年齢人口)へ変更した。平成29年度との比較では、受診者数の増加がみられた。

「健康さくら21(第2次)」のがん検診受診率の目標は、50%としているが、平成30年度の受診率は、16.9%であった。

年齢別にみると男女とも40～64歳までの受診率が低い。目標値と現在の受診者の差が大きく、達成のためには、がんに関する知識を広めるための情報提供や、検診を受ける事のメリット等について周知をはかり、対象者と勧奨時期を考慮しながら、適切な手段により啓発を図っていく必要がある。

精密検査の受診については個別通知により、受診勧奨及び状況を把握している。今後も引き続き未受診者に対して、勧奨を行い、受診につなげていくよう努めていく必要がある。

(5) 大腸がん検診

《目的》

大腸がんの早期発見、早期治療を目的に行う。

《内容》

①対象者

市内在住の40歳以上で検診を受ける機会のないかた

②実施方法

ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・期間 6月5日～12月5日、市内19会場延べ57日間実施
- ・費用 400円(税込み)
- ・便潜血反応2日法

イ 個別検診

- ・期間 6月1日～12月10日、市内47医療機関で実施
- ・費用 1,000円(税込み)
- ・便潜血反応2日法

③周知方法

ア 個人通知

市内在住の40歳以上で、下記に該当するかた

- ・40・45・50・55・60・65・70歳のかた
- ・平成29年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・市の特定健診(健康診査)の対象になるかた
- ・40歳以上の生活保護受給者のかた
- ・以下の方へ未受診者勧奨を実施

年度末年齢61歳・66歳の国民健康保険に切り替わる年齢に勧奨した。

イ 「こうほう佐倉」、ホームページ、地区回覧に掲載し周知啓発を実施

《実績》

① 過去5年間の実施状況

年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
26年度	52,479	16,846	32.1
27年度	52,479	18,255	34.8
28年度	111,335	17,335	15.6
29年度	112,207	17,095	15.2
30年度	113,052	17,409	15.4

※対象者数：平成28年度から地域保健・健康増進事業報告に合わせ、検診開始時の住民人口(当該検診対象年齢人口)とする(平成29年5月末人口)

平成27年度まで：市区町村人口－(就業者数－農林水産業従事者数)

(各係数には、平成22年国勢調査の報告人数を用いる。)

② 検診実施結果

	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	がん発見者 (人)
集団	113,052	8,787	7.8	459	5.2	398	14
個別		8,622	7.6	640	7.4	491	13
計	113,052	17,409	15.4	1,099	6.3	889	27

③ 性別、年代別検診実施結果及び精密検査受診状況

性別	年代 歳	対象者 人	受診者		健診結果				精密検査受診状況				
					異常認めず		要精密検査		受診者		未受診	未把握	がん
					人	%	人	%	人	%	*1人	*2人	人
男性	40～44	6,357	234	3.7	223	95.3	11	4.7	11	100.0	0	0	1
	45～49	6,944	201	2.9	191	95.0	10	5.0	7	70.0	2	1	0
	50～54	5,698	165	2.9	157	95.2	8	4.8	5	62.5	2	1	0
	55～59	5,166	178	3.4	166	93.3	12	6.7	10	83.3	0	2	0
	60～64	5,507	507	9.2	481	94.9	26	5.1	21	80.8	2	3	1
	65～69	7,393	1,382	18.7	1,292	93.5	90	6.5	70	77.8	8	12	2
	70～74	6,767	1,828	27.0	1,684	92.1	144	7.9	115	79.9	19	10	2
	75～79	5,366	1,563	29.1	1,417	90.7	146	9.3	120	82.2	18	8	4
	80歳以上	5,201	996	19.2	875	87.9	121	12.1	85	70.2	24	12	4
	小計	54,399	7,054	13.0	6,486	91.9	568	8.1	444	78.2	75	49	14
女性	40～44	6,149	556	9.0	534	96.0	22	4.0	18	81.8	3	1	0
	45～49	6,660	442	6.6	421	95.2	21	4.8	15	71.4	4	2	0
	50～54	5,509	449	8.2	430	95.8	19	4.2	16	84.2	2	1	0
	55～59	5,321	541	10.2	522	96.5	19	3.5	17	89.5	1	1	1
	60～64	6,091	1,189	19.5	1,133	95.3	56	4.7	51	91.1	4	1	1
	65～69	8,125	2,208	27.2	2,122	96.1	86	3.9	78	90.7	5	3	3
	70～74	7,332	2,329	31.8	2,208	94.8	121	5.2	108	89.3	12	1	4
	75～79	5,694	1,687	29.6	1,575	93.4	112	6.6	96	85.7	10	6	3
	80歳以上	7,772	954	12.3	879	92.1	75	7.9	46	61.3	24	5	1
	小計	58,653	10,355	17.7	9,824	94.9	531	5.1	445	83.8	65	21	13
男性	集団	54,399	3,748	13.0	3,490	93.1	258	6.9	217	84.1	12	29	8
	個別		3,306		2,996	90.6	310	9.4	227	73.2	63	20	6
女性	集団	58,653	5,039	17.7	4,838	96.0	201	4.0	181	90.0	9	11	5
	個別		5,316		4,986	93.8	330	6.2	264	80.0	56	10	8
合計	113,052	17,409	15.4	16,310	93.7	1,099	6.3	889	80.9	140	70	27	

※1) 未受診：要精密検査者が精密検査を受けなかったことが判明しているもの。

※2) 未把握：精検受診の有無がわからないもの。及び、受診をしても精検結果がわからないもの。

《考 察》

対象者数は、平成27年度までは、平成21年3月18日付け厚生労働省健康局「(別紙)市区町村におけるがん検診の受診率の算出について」の通知に基づき国勢調査結果により算定していたが、平成28年度からは、平成28年11月30日付厚生労働省健康局「市町村におけるがん検診の受診率の算定方法について」の通知により、国への平成28年度地域保健・健康増進事業報告から、当該市区町村の住民全体とすることに変更となったため、検診開始時期となる5月末時点の住民人口(当該検診対象年齢人口)へ変更した。平成29年度との比較では、受診者数の増加がみられた。

「健康さくら21(第2次)」のがん検診受診率の目標は、50%としているが、平成30年度の受診率は、15.4%であった。受診者数の増加を図るため、がん検診の必要性について啓発をしていく必要がある。

大腸がん検診の精密検査としては、便潜血検査の再検査は不適切であると示されているが、高齢者の中には、体力等の理由で内視鏡が不可能である場合があること、若い年代の中でも便潜血検査の再検査を行っている例がみられること等から、適切な精密検査の方法について周知していく必要がある。

また、自己判断による精密検査の未受診を減らせるように啓発を続けていく必要がある。

6. 訪問指導

根拠法令等	健康増進法第17条第1項
健康さくら21(第2次)目標値	(初期値) → (目標) ・糖尿病治療継続者の割合 71.4% → 75.0%

《目的》

療養上の保健指導が必要であると認められる者又はその家族等に対して、保健師等が訪問し、その健康に関する問題を総合的に把握し、必要な指導又は支援を行い、これらの者の心身機能の低下を防止するとともに、健康の保持増進を図ることを目的とする。

《内容》

対象者：健康管理上指導が必要と認められる佐倉市に住所を有する40歳から64歳までの者

内容：①生活習慣病の予防等に関すること。

②家庭における療養方法に関すること。

③介護を要する状態になることの予防に関すること。

④家庭における機能訓練方法、住宅改造及び福祉用具の使用に関すること。

⑤家族介護を担う者の健康管理に関すること。

⑥関係諸制度の活用方法等に関すること。

⑦認知症に関する正しい知識、緊急の場合の相談先等に関すること。

⑧その他健康管理上必要と認められること。

なお、医療保険による訪問看護、訪問機能訓練を受けている者、又は介護保険法による要介護・要支援者に対して訪問指導を実施する場合は、訪問看護、訪問機能訓練と重複する内容は行わないものとする。

訪問担当者：保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士

《実績》

①訪問指導実施人数年度別実績

年 度	実人数	延人数
26年度	46	53
27年度	41	42
28年度	97	101
29年度	79	95
30年度	71	77

②訪問指導の内訳と実延数

内 訳	実人数	延人数	延人数 内訳			
			20 歳代	30 歳代	40～64 歳	65 歳以上
生活習慣病	63	69	0	0	14	55
がん至急精密検査勧奨	4	4	0	0	0	4
難病	0	0	0	0	0	0
精神疾患	1	1	0	1	0	0
歯科	3	3	0	0	0	3
計	71	77	0	1	14	62

※生活習慣病：特定健康診査（健康診査）の結果で至急受診が必要となった者
糖尿病性腎症重症化予防事業対象者

《考 察》

訪問指導実施人数（実人数）は、平成 30 年度 71 人で、平成 29 年度 79 人と比較すると 8 人の減少であった。生活習慣病に関する保健指導は 63 人（88.8%）であった。平成 28 年度から、特定健康診査（健康診査）において、血液検査項目（糖代謝 HbA1c）の追加、至急受診勧奨者（パニックデータ該当者）の基準値を見直したことで、更に「糖尿病性腎症重症化予防事業」を開始したことにより、生活習慣病に関する保健指導の対象者が増えたが、生活習慣病に関する訪問指導の実施人数（実人数）は、平成 28 年度 78 人、平成 29 年度 68 人、平成 30 年度 63 人と年々、減少傾向となっている。対象者の状況により、保健センターでの面接や電話の対応もしていることから、訪問指導数が減少したと思われる。

特定健診直後の受診勧奨を含めた訪問指導は、対象者の生活状況を確認したうえでの指導ができることから、その後 6 か月間の支援においても効果が期待できる。

特に、初めて保健指導の対象者となった者については、保健師、栄養士による指導により医療機関への受診や生活習慣の改善につながるケースが多く、今後の重症化予防に有効な手段となっているものとする。

口腔衛生指導は 3 人（4.2%）であった。歯科衛生士が訪問歯科診療後の口腔内の状況を確認し、今後の口腔ケアなどの指導を行うことにより身体状況の改善につながっている。

がん検診至急精密検査勧奨は 4 人（5.6%）であった。保健師が精密検査の実施方法や必要性等の説明を行うことにより、精密検査前の不安の軽減につながっている。

精神疾患に関する訪問指導は 1 人（1.4%）であった。民生委員からの相談を受け、訪問指導を実施し、その後は継続した支援へとつながっている。

7. 特定健康診査（健康診査）・特定保健指導

(1) 特定健康診査（健康診査）

根拠法令等	高齢者の医療の確保に関する法律(特定健康診査（健康診査）) 健康増進法第19条の2(健康診査)
健康さくら21（第2次） 目標値	<p style="text-align: right;">(初期値) → (目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健康診査の実施の割合 29.0% → 60.0% ・ 特定保健指導の実施の割合 36.0% → 60.0%

《目的》

平成20年4月から、「高齢者の医療の確保に関する法律」により医療保険者（国民健康保険、協会けんぽ、共済組合等）に、40～74歳の被保険者・被扶養者を対象とした健康診査（特定健康診査）と保健指導（特定保健指導）の実施が義務付けられ、これまでの健康診査の目的である個々の病気の早期発見・早期治療から、メタボリックシンドロームに着目した健康診査となった。生活習慣病は、内臓脂肪の蓄積が原因となっていることが多いことから、メタボリックシンドロームに該当する方とその予備群の方について、運動や食生活等の生活習慣を見直すサポートを行うことにより、生活習慣病の予防につなげることを目的としている。

《内容》

①対象者

- ア 特定健康診査：40～74歳の佐倉市国民健康保険被保険者
- イ 健康診査：佐倉市の後期高齢者医療被保険者

②実施方法

- ア 集団健診（6月5日～12月5日、市内19会場延べ57日間）
集団健診事業者に委託し、胃がん検診・大腸がん検診・胸部レントゲン検診と併せて実施
- イ 個別健診（6月1日～12月10日、市内43協力医療機関）

③周知方法

- ア 個人通知 佐倉市検診受診券および案内文等送付
特定健康診査：平成30年4月1日現在で、40～74歳（年齢の基準日は平成31年3月31日）の佐倉市国民健康保険被保険者
健康診査：前年度に市の各種健（検）診を受診している佐倉市の後期高齢者医療被保険者
- イ 「こうほう佐倉」、ホームページ等に掲載、健康保険証更新時に案内文を同封、市内協力医療機関、市役所、出張所、公共交通機関等にポスターを掲示、地区回覧等により周知啓発を実施

④健診項目

- ア 基本的な健診の項目（全ての対象者が受診する項目）
既往歴の調査・自覚症状及び他覚症状の有無の検査・身長、体重及び腹囲の測定・BMIの測定・血圧の測定・肝機能検査・血中脂質検査・血糖検査・腎機能検査・尿検査
- イ 詳細な健診の項目（基準に該当したうえで、健診当日の医師が必要と判断した場合）
心電図検査基準
血圧が収縮期血圧140mmHg以上または拡張期血圧90mmHg以上または不整脈が疑われるもの
眼底検査基準（個別健診については受診勧奨とする。）
血圧が収縮期血圧140mmHg以上または拡張期血圧90mmHg以上
貧血検査基準
既往歴および自覚症状

⑤受診者の費用負担

集団健診1,000円、個別健診2,000円。70歳以上と後期高齢者医療被保険者は無料、市民税非課税世帯は申請により無料

《実績》

①健康診査等実施計画における目標と実績の推移

	第二期				第三期
	26年度 (法定)	27年度 (法定)	28年度 (法定)	29年度 (法定)	30年度 (暫定)
特定健康診査 目標受診率	40%	45%	50%	60%	34%
実績値	32.3%	33.2%	33.6%	34.2%	33.0%
特定保健指導 目標実施率	45%	50%	55%	60%	30%
実績値	23.4%	16.1%	16.8%	13.9%	22.90%

※目標受診率及び目標実施率は、実施計画（5年間）で設定

②特定健康診査（国民健康保険）健診方法別受診状況推移

年度	対象者数（人）	健診方法	受診者数（人）	受診率（%）	健診方法割合（%）
26年度 (法定報告値)	34,668	集団健診	6,366	18.4	56.8
		個別健診	3,655	10.5	32.6
		人間ドック等	1,183	3.4	10.6
		合計	11,204	32.3	100.0
27年度 (法定報告値)	34,025	集団健診	6,345	18.6	56.1
		個別健診	3,666	10.8	32.4
		人間ドック等	1,293	3.8	11.4
		合計	11,304	33.2	100.0
28年度 (法定報告値)	32,307	集団健診	6,000	18.6	55.3
		個別健診	3,531	10.9	32.5
		人間ドック等	1,323	4.1	12.2
		合計	10,854	33.6	100.0
29年度 (法定報告値)	31,093	集団健診	5,705	18.3	53.7
		個別健診	3,568	11.5	33.6
		人間ドック等	1,350	4.3	12.7
		合計	10,623	34.2	100.0
30年度 (概算数値)	34,179	集団健診	6,148	18.0	54.4
		個別健診	4,051	11.9	35.9
		人間ドック等	1,095	3.2	9.7
		合計	11,294	33.0	100.0

※平成30年度 概算数値 出典「国庫負担金実績報告書」より

③健康診査（後期高齢者医療）健診方法別受診状況推移

年度	対象者数（人）	健診方法	受診者数（人）	受診率（%）	健診方法割合（%）
26年度	16,784	集団健診	1,170	7.0	28.6
		個別健診	2,924	17.4	71.4
		合計	4,094	24.4	100.0
27年度	17,707	集団健診	1,299	7.3	27.4
		個別健診	3,437	19.4	72.6
		合計	4,736	26.7	100.0
28年度	18,868	集団健診	1,408	7.5	27.5
		個別健診	3,715	19.6	72.5
		合計	5,123	27.1	100.0
29年度	20,527	集団健診	1,552	7.6	27.1
		個別健診	4,176	20.3	72.9
		合計	5,728	27.9	100.0
30年度	23,557	集団健診	1,711	7.3	28.9
		個別健診	4,202	17.8	71.1
		合計	5,913	25.1	100.0

④平成30年度未受診者勧奨

1. 対象者

特定健康診査の未受診者勧奨は、平成21年度から実施している。

平成30年度は、①40歳になる人②平成29年度加入で未受診③平成26～平成29年度に1回以上の受診者④かかりつけ医なし、過去3年以上未受診者⑤かかりつけ医があり、過去3年以上未受診者 合計12,323人に受診勧奨を実施した。

2. 勧奨方法

ハガキによる個別通知

3. 勧奨結果（カテゴリー別受診率）

①40歳になる人16.2%②平成29年度加入で未受診11.0%③平成26～平成29年度に1回以上の受診者23.6%
④かかりつけ医なし、過去3年以上未受診者5.2%⑤かかりつけ医があり、過去3年以上未受診者2.4%
合計13.8%（1,698人）が受診をした。

《考 察》

『佐倉市国民健康保険第三期特定健康診査等実施計画』（平成30～35年度 6か年計画）で国の目標値の受診率60%を目指し、市の目標値を設定している。

平成20年度の開始年度から、集団健診での胃がん・大腸がん・胸部レントゲン検診との同日実施、土日の健診実施や、健診会場を小学校等の身近な場所を含め複数会場で行うなど、受診機会の確保に努め、受診率の向上への取り組みをしているが、健診受診率は、30%台の横這いの推移となっている。

特定健康診査の対象者の7割が、生活習慣病を持ち、かつ特定健康診査の未受診率が高いため、受診勧奨を行ったが、受診率は低くなっている。

初めて特定健康診査の対象となる40歳及び過去3年間のうち1回以上に特定健康診査を受診した対象者については、受診率が高いことから、この対象者については、毎年受診勧奨を実施し、継続受診を定着させることが、受診率増加に必要であると考ええる。

また、かかりつけ医がいる対象者については、受診勧奨をしても、受診する人が少ないことから、かかりつけ医からの情報提供について、具体的な施方法等について、引き続き医師会と協議を行っていく。

(2) 特定保健指導(保健指導)

根拠法令等	高齢者の医療の確保に関する法律(特定保健指導) 健康増進法第19条の2(保健指導)	
健康さくら21(第2次)目標値	・特定保健指導の実施の割合	(初期値) → (目標) 36.0% → 60.0%

《目的》

特定保健指導は、内臓脂肪型肥満に着目し、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を行うことにより、対象者が自らの生活習慣における課題を認識して行動変容と自己管理を行うとともに、健康的な生活を維持することができるようになることを通じて、糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的とする。(厚生労働省「特定健康診査基本指針」から引用)

《内容》

①保健指導対象者

特定健康診査(健康診査)の結果、腹囲が85cm以上である男性又は腹囲が90cm以上である女性、腹囲が85cm未満である男性又は腹囲が90cm未満である女性であってBMIが25以上の者のうち、次の(1)～(3)いずれかに該当する者(高血圧症、脂質異常症又は糖尿病の治療に係る薬剤を服用している者を除く)とする。

- (1) 血圧 収縮期130mmHg以上又は拡張期85mmHg以上
- (2) 脂質 中性脂肪150mg/dl以上又はHDLコレステロール40mg/dl未満
- (3) 血糖 空腹時血糖値が100mg/dl以上又はHbA1c(NGSP)が5.6%以上

内臓脂肪の程度と保有するリスクの数に着目し、リスクの高さや年齢に応じ、レベル別(動機付け支援・積極的支援)に保健指導を行う対象者を選定(階層化)する。

図1. 特定保健指導の対象者(階層化)

腹囲	追加リスク			喫煙歴	対象	
	①血圧	②脂質	③血糖		40～64歳	65～74歳
男性 85cm以上 女性 90cm以上	2つ以上該当			なし	積極的支援	動機付け支援
	1つ該当			あり		
				なし		
上記以外でBMI 25以上	3つ該当			なし	積極的支援	動機付け支援
	2つ該当			あり		
	1つ該当			なし		

(注) 喫煙歴の斜線欄は、階層化の判定が喫煙歴の有無に関係ないことを意味する。

※第三期特定健診等実施計画(2018年度以降)が開始となり、積極的支援対象者に対して、新たな支援方法が位置付けられた。

●2年連続して積極的支援に該当した者への2年目の特定保健指導

2年連続して積極的支援に該当した対象者のうち、1年目に比べ2年目の状態が改善している者については、2年目の特定保健指導は、動機付け支援相当(初回面接と実績評価は必須だが、その間の必要

に応じた支援は180ポイント未満でよい)の支援を実施した場合であっても、特定保健指導を実施したこととなる。

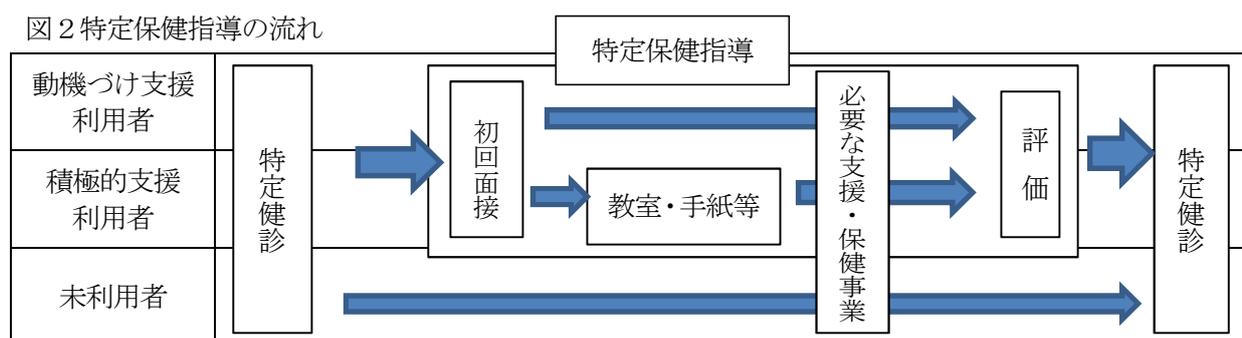
対象者は、1年目に積極的支援の対象者に該当し、かつ積極的支援(3ヶ月以上の継続的な支援の実施を含む)を終了した者であって、2年目も積極的支援対象者に該当し、1年目に比べ2年目の状態が改善している者のみである。なお、2年目に動機付け支援相当の支援を実施し、3年目も積極的支援に該当した者は、3年目は動機付け支援相当の支援の対象にはならない。

また、状態が改善している者とは、特定健康診査の結果において、1年目と比べて2年目の腹囲及び体重の値が次のとおり一定程度減少していると認められる者とする。

BMI < 30	腹囲1.0cm以上かつ体重1.0kg以上減少している者
BMI ≥ 30	腹囲2.0cm以上かつ体重2.0kg以上減少している者

②特定保健指導の流れ

流れは、図2のとおり、初回面接を対象者に実施した後、積極的支援は手紙や電話の個別支援、教室参加と手紙や電話などによるグループ支援など3か月以上の支援と初回面接完了日から3か月後の評価、動機づけ支援は、初回面接と3か月後の評価を実施した。



③初回面接

・対象者

国民健康保険加入者で特定健診の結果、特定保健指導(動機づけ支援・積極的支援)の対象となった者及び生活保護者で健診結果、保健指導(動機づけ支援・積極的支援)の対象となった者

・支援形態・回数

分割実施型 16回

グループ支援型 13回／個別支援型 76回(本人希望日による個別 36回含む)／訪問型 0回

・方法

〈分割実施型〉

ア) 初回面接1回目

特定健診受診当日に、腹囲・体重、血圧、喫煙歴等の状況から特定保健指導の対象者と見込まれる者に対して、把握できる情報(腹囲・体重、血圧、問診票の質問項目(服薬状況)の回答等)をもとに、説明を行った後、自らの生活習慣についてチェックシートを用いて振り返り、今後の行動目標・計画を暫定的に設定する。

イ) 初回面接2回目

全ての検査結果が揃った後に、本人に電話等を用いて相談しつつ、今後の行動目標・計画の設定を完成させる。

※初回面接を分割して実施する場合の初回面接2回目は、初回面接1回目の実施後、遅くとも3ヶ月以内に実施する。

〈グループ支援型／個別支援型（本人希望日による個別も含む）／訪問型〉

健診結果の説明を行った後、自らの生活習慣についてチェックシートを用いて振り返り、今後の行動目標・計画を設定する。

・周知方法

対象者に個別通知及び電話勧奨

④積極的支援の継続的な支援

・対象者

国民健康保険加入者で特定健診の結果、特定保健指導(積極的支援)の対象となった者及び生活保護者で健診結果、保健指導(積極的支援)の対象となった者

・方法

ア) スリムアップサポート 教室併用型

メタボリックシンドローム予防のための「知って得する食事教室」高血圧予防コース1課・4コース、脂質異常症予防コース1課4コース及び「運動習慣づくり教室」2課・6コースを併用し、参加者の状況に合わせて、グループ支援、個別支援、電話支援を組み合わせ、支援A(積極的関与タイプ)の方法で160ポイント以上、支援B(励ましタイプ)の方法で20ポイント以上、合計で180ポイント以上又は支援A(積極的関与タイプ)のみの方法で180ポイント以上の支援を実施し、継続支援が終了できるようにする。

イ) スリムアップサポート 個別面接型

参加者の状況に合わせて、個別支援と電話支援を組み合わせ、積極的支援Aの方法で160ポイント以上、支援Bの方法で20ポイント以上、合計で180ポイント以上又は支援A(積極的関与タイプ)のみの方法で180ポイント以上の支援を実施し、継続支援が終了できるようにする。

ウ) スリムアップサポート 通信型

参加者の状況に合わせて、手紙支援と電話支援を組み合わせ、積極的支援Aの方法で160ポイント以上、支援Bの方法で20ポイント以上、合計で180ポイント以上又は支援A(積極的関与タイプ)のみの方法で180ポイント以上の支援を実施し、継続支援が終了できるようにする。

・周知方法

初回面接時に勧奨。

⑤終了時評価

・対象者

初回面接の参加者

・方法

初回面接の参加者には、「振り返りシート」を送付し、参加者が自ら振り返り、返送してもらう。それについて保健師または管理栄養士による評価(設定された行動目標が達成されているかどうか及び身体状況、生活習慣の変化が見られたかどうか等)を行い、「振り返りシートに関するアドバイス票」を作成し送付する。

※第三期特定健診等実施計画(2018年度以降)が開始となり、特定保健指導の実績評価(終了)の期間が3か月短縮された。

《実績》

① 特定健診・特定保健指導受診率の推移 【法定報告】

項目	年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
特定健康診査 対象者数 (人)		34,668	34,025	32,307	31,093	(34,179)
受診者数 (人)		11,204	11,304	10,854	10,623	(11,294)
受診率 (%)		32.3	33.2	33.6	34.2	(33.0)
特定保健指導 対象者数 (人)		1,331	1,309	1,206	1,243	(1,132)
終了者数 (人)		312	211	203	173	-
実施率 (%)		23.4	16.1	16.8	13.9	-
再掲	動機づけ支援 対象者数 (人)	1,096	1,107	1,028	1,071	(970)
	利用者数 (人)	282	197	190	160	(247)
	終了者数 (人)	284	190	188	157	-
	実施率 (%)	25.9	17.2	18.3	14.7	-
	積極的支援 対象者数 (人)	235	202	178	172	(162)
	利用者数 (人)	34	23	16	20	(24)
	終了者数 (人)	28	21	15	16	-
	実施率 (%)	11.9	10.4	8.4	9.3	-

※特定保健指導は、動機づけ支援・積極的支援・動機付け支援相当のいずれの場合でも、初回面接から3か月経過後に、行動変容の状況等の実績評価を実施することが可能となることから、平成30年度の終了時評価が完了できるのは、令和元年6月末となる。このため、平成30年度の実績は特定健康診査(集団・個別)の概算数を掲載しているため、法定報告数の法定報告後、変更する。

※法定報告は、厚生労働省の規定により、保険者が支払基金に対して毎年度、当該年度の末日における特定健康診査等の実施状況に関する結果として、厚生労働大臣が定める事項を報告するもの。

《考察》

特定保健指導の実施率は、26～29年度まで減少の傾向がみられている。

平成30年度より第三期特定健診等実施計画(2018年度以降)が開始となった。特定保健指導の実施率向上に向け、実施方法の見直しにより、積極的支援対象者に対して新たな支援方法「動機付け支援相当」の位置づけがされた。それにより、健診当日に特定保健指導の対象者と見込まれる者に対して、面接の分割実施が可能となり、更に特定保健指導の実績評価(終了)の期間が3か月と短縮された。

平成30年度の特定保健指導の利用率は23.9%(対象者1132人/利用者271人)となり、前年度の利用率14.5%(対象者1243人/利用者180人)と比較し9.4ポイントの増加となっている。

今年度から実施可能となった初回面接の分割実施は、集団健診(16日間)の当日に特定保健指導の対象と見込まれる140人中54人(38.6%)に実施しており、特定保健指導利用者全体の19.9%を占めている。健診健診受診当日の初回面接の実施は、健康意識が高まっている時に、働きかけることができ特定保健指導の利用へとつながったと思われる。

従来の初回面接(グループ支援型、個別支援型)は、特定保健指導の実績評価(終了)の期間が3か月と短縮されたことにより、初回面接の実施日程を3月中旬まで延長する事が可能となったことで、対象者が参加する機会の拡大につながっている。対象者への案内は、①案内チラシを配布(集団健診利用者は、健診当日の腹囲測定後、個別健診受診者は健診受診医療機関にて健診終了後)、②案内文の送付(集団健診利用者は、結果票に同封、個別健診受診者は健診受診1～2か月後頃に郵送)、③電話による勧奨、④再勧奨の案内文送付の最大4回にわたって行った。

今年度の実績を踏まえ特定保健指導の利用率の向上のため、実施方法について検討を継続したい。

(3) 糖尿病性腎症重症化予防事業

根拠法令等	健康増進法第17条、第19条2
健康さくら21（第2次） 目標値	（初期値）→（目標） ・糖尿病治療継続者の割合 71.4% → 75.0%

《目的》

糖尿病が重症化するリスクの高い医療機関の未受診者・受診中断者について関係機関からの適切な受診勧奨、保健指導を行うことにより治療に結びつけるとともに、糖尿病性腎症等で通院する患者のうち、重症化するリスクの高い者に対して主治医の判断により保健指導対象者を選定し、腎不全、人工透析への移行を防止することを目的とする。

（厚生労働省「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」より引用）

(1) 個別支援

《内容》

① 対象者

糖尿病性腎症第3期に該当するかたを対象とする。

特定健診の結果、空腹時血糖値が126mg/dl以上又はHbA1c6.5%以上であり、かつ、尿蛋白+以上のかたを対象とする。

② 実施方法

糖尿病性腎症重症化予防事業実施手順に基づいて実施。

- 1) 特定健診の結果から、本事業対象となるかたを抽出する。
- 2) 訪問または面接により医療受診状況や病状、生活習慣等の把握を行う。把握した状況から適切な医療受診について勧奨するとともに、必要に応じ保健指導を行う。
- 3) 概ね6か月間を目安として、電話、面接、訪問、手紙等による継続した支援を行い、糖尿病の悪化、腎機能低下を防ぐ。
- 4) 6か月間の支援から更に6か月後を目安に、適切な医療受診や糖尿病予防、腎機能低下予防に基づいた生活が継続できているかを評価する。また、健診の受診についても勧奨を行う。

③ 周知方法

集団健診受診者：健診結果の返却を兼ね担当者が直接連絡をとり支援を開始する。

個別健診受診者：事業該当であることを伝える文書及び受診状況等の現状確認のアンケートを郵送し、アンケート回収を兼ね、担当者が直接連絡をとり支援を開始する。

《実績》

① 年度別実績

		集団健診受診者		個別健診受診者		合計
		男	女	男	女	
28年度	対象者数	16	5	0	0	21
	支援実施数	16	5	0	0	21
29年度	対象者数	30	4	16	9	59
	支援実施数	30	4	15	8	57
30年度	対象者数	21	4	19	9	53
	支援実施数	21	4	19	9	53

*平成28年度は、事業を開始が9月からであり、対象者も集団健診のみとしたため、実績が少なくなっている。

② 事業実施人数（平成31年4月4日現在）

	集団健診受診者		個別健診受診者		合計
	男	女	男	女	
対象者数	21	4	19	9	53
支援実施数	21	4	19	9	53

④ 対象者内訳

受診状況（支援前）	集団	個別	合計	受診状況（支援後）	集団	個別	合計
主治医あり	25	26	51	主治医あり	25	27	52
主治医なし	0	2	2	主治医なし	0	1	1

④ 支援実施状況

支援内容	延べ件数
家庭訪問	26
面接指導	19
電話による支援	59
手紙による支援	36
教室等への参加	0
その他	0
合計	140

《考 察》

対象者 53 人中、51 人については既に主治医がおり、定期的な受診ができていた。受診をしていなかった 2 人に対し指導を行った。2 人とも、電話だけでなく手紙などの支援を継続し、1 人は年度末に受診が確認できた。また、医療機関にはかかっていたが、指導後に糖尿病専門医のいる医療機関に 4 人の方が変更した。本事業対象者が、糖尿病性腎症第 3 期に該当するかたであり、適切な医療機関受診が必要となる。対象者の状況に合わせ、医療機関と連携を図り指導を行っていきたい。

(2) 講演会

《内 容》

- ① 日時：平成 31 年 3 月 3 日（日）
- ② 会場：健康管理センター3 階大会議室
- ③ 演題：糖尿病性腎症重症化予防事業「糖尿病予防講演会」
- ④ 講師：東邦大学医療センター佐倉病院 副院長 龍野一郎 医師
- ⑤ 周知方法

30 年度の特定期健診の結果から HbA1c5.6～6.4%で 64 歳未満の者 567 名への個人通知および電話勧奨

《実 績》

年齢区分/性別	男性	女性	合計
40歳～64歳	7	20	27
合計	7	20	27

《考 察》

佐倉市国民健康保険第二期データヘルス計画によると、人工透析のレセプトから原因疾患のうち4分の1が糖尿病性腎症によるものであるとの結果がでていいる。昨年度は、すでに尿たんぱくが+以上の方を対象とした慢性腎臓病講演会を実施したが、今年度はその前段階である糖尿病予防という観点で、かつ年齢も64歳以下と限定し講演会を実施した。講演会では、参加者に自身の健診結果を持参するように話していたため、講演内容が自分の身体でも起こっていることとして認識しやすかったと思われる。今回のように対象年齢を絞ることで、参加者数は減少したが、より若いうちから糖尿病予防に関心を持ち、生活習慣改善の行動につなげることで、最終的に糖尿病性腎症を予防していきたい。

今後も本事業の対象になるリスクが高く、予防的な関わりが必要なかたについて、講演会を開催し重症化予防に努めていきたい。

8. こころの健康づくり

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第46条（正しい知識の普及） 自殺対策基本法、自殺総合対策大綱
健康さくら21(第2次)目標値	(市の現状)→(目標) ・気分障害・不安障害に相当する心理的苦痛を感じている人の割合 成人 新設の指標→9.4% ・ストレスを解消できている人の割合 成人 50.6%→60.0% 中・高校生 49.1%→60.0% ・睡眠による休養が十分とれていない人の割合 成人 21.1%→15.0% ・一生のうちにうつ病になる頻度を知っている人の割合 成人 57.2%→100% ・自殺者の減少（人口10万人当たり） 26.11人→19.52人

(1) 精神科医によるこころの健康相談

《目的》

市民に対し、こころの健康に対する関心や正しい知識の普及・啓発を行い、こころの問題や病気で悩みを抱えた本人や家族が、身近な場所で専門医に相談することにより、適切に対処できることを目的とする。

《内容》

- ① 対象者 「眠れない」「イライラする」「気分の落ち込み」「自殺について考えてしまう」など、こころの悩みや不安がある者
- ② 方法 健康管理センター、西部保健センター、南部保健センターを会場に、精神科医師による個別相談を実施する。
- ③ 内容 年6回、予約制、定員は1回4人、相談時間は1人あたり30分以内
電話予約時に保健師による事前問診をとる。相談には保健師が同席し、利用できる制度の紹介など必要に応じて継続支援を実施する。
- ④ 周知方法 広報、ホームページに掲載、チラシの配布、民生・児童委員協議会での周知

《実績》

① 会場別実績

年度	健康管理センター		西部保健センター		南部保健センター		合計	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
平成27年度	2	5	2	5	2	3	6	13
平成28年度	2	5	2	6	2	6	6	17
平成29年度	2	7	2	2	2	7	6	16
平成30年度	2	7	2	2	2	3	6	12

②相談対象者の年齢

内訳	20歳未満	20～39歳	40～64歳	65歳以上	計
人数	1	3	3	5	12

③相談対象者・来所者の内訳

内訳	相談対象者		当日の来所者				
	男	女	合計	本人	(別掲) 家族のうち本人 に同席した人	家族 (複数あり)	その他
人数	7	5	16	8	(3)	7	1

④主な相談内容（複数選択あり）

内訳	健康問題 (再掲) 治療中の 精神疾患の 相談	家族 問題	経済・ 生活問題	勤労 問題	母子支援 ケース	その他 (対人関係等)
人数	7	1	6	1	0	2

⑤継続支援の有無

	有	無
人数	3	9

⑥相談内容連絡票・うつ病連携パス発行数

	相談内容連絡票	うつ病連携パス
発行数	2	1

《考 察》

相談内容では健康問題が一番多く、相談者の中には医療機関受診が必要であるが、書面での申し送りがあった方が有効と思われる場合には、相談内容連絡票を発行している。この連絡票を利用することにより、本人が受診の必要性を理解し、確実に精神科への受診につながっている。これはこころの健康づくりを進めるうえで必要な支援であるが、現在相談者数は、年々減少傾向にある。こころの健康相談は身近な場所で無料で医師に相談ができる場であるため、更に周知を図り多くの方に利用してもらうことで、市民のこころの健康づくりを進めていきたい。

(2) カウンセラーによるこころの健康相談

《目 的》

市民に対し、こころの健康に対する関心や正しい知識の普及・啓発を行い、こころの問題や病気で悩みを抱えた本人や家族が、身近な場所で専門医に相談することにより、適切に対処できることを目的とする。

《内 容》

- ①対 象 者 職場や家庭での人間関係やストレスのコントロール方法、大切な人を自死で亡くし落ち込んでいる等のこころの悩みや不安がある者
- ②方 法 健康管理センター、西部保健センター、南部保健センターを会場に、臨床心理士による個別相談を実施する。
- ③内 容 年6回、予約制、定員は1回4人、相談時間は1人あたり30分以内

電話予約時に保健師による事前問診をとる。相談には保健師が同席し、利用できる制度の紹介など必要に応じて継続支援を実施する。

④周知方法 広報、ホームページに掲載、チラシの配布、民生・児童委員協議会での周知

《実績》

①会場別実績

会場 年度	健康管理センター		西部保健センター		南部保健センター		合計	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
平成 27 年度	2	3	3	9	1	3	6	15
平成 28 年度	2	7	3	7	1	1	6	15
平成 29 年度	3	8	3	7	-	-	6	15
平成 30 年度	3	10	3	7	-	-	6	17

②相談対象者の年齢

内訳	20歳未満	20～39歳	40～64歳	65歳以上
人数	0	3	8	6

③相談対象者・来所者の内訳

内訳	相談対象者		当日の来所者（複数人来所あり）			
	男	女	合計	本人	(別掲) 家族のうち本人 に同席した人	家族
人数	3	14	17	16	(0)	1

④主な相談内容（複数選択あり）

内訳	健康問題		家族問題	経済・ 生活問題	勤労問題	その他
	(再掲) 治療中の 精神疾患の相談					
人数	5	3	9	0	2	5

⑤継続支援の有無

	有	無
人数	6	11

⑥相談内容連絡票発行数

	相談内容連絡票
発行数	1

《考察》

カウンセラーによるこころの健康相談は、今年度の相談者数はやや増加した。カウンセラー相談では家族問題を抱えた人が一番多く、次いで健康問題となっている。相談者の中には、相談内容から自ら医師の相談ではなく、カウンセラー相談を希望する人もおり、カウンセラーと医師の両方の相談を設け、どちらかを選べる体制になっていることで、相談しやすい状況となっている。今年度はカウンセラー相談からも相談内容連絡票が発行され、受診に繋げることができた。今後も必要な人には受診を提案し、こころの健康づくりにつなげていきたい。

(3) 千葉県地域自殺対策強化事業

《目的》

国からの「地域自殺対策強化交付金」を財源とする「千葉県地域自殺対策強化事業費補助金」を活用し、地域の実情に応じた事業を実施し、地域における自殺対策の強化を図る。

《実績》

※参加者数は「2. 健康教育」に再掲あり

事業名	こころサポーター（ゲートキーパー）養成研修
目的	自殺のサインに気づき、見守り、必要な支援へつなぐことができるように「ゲートキーパー」の役割を担う人材を養成する。
講師	① 臨床心理士 田口 学氏 ② 精神保健福祉士 さわとん氏（澤登 和夫氏） ③ 臨床心理士 田口 学氏
日時	① 平成30年7月13日 13:30～16:00 ② 平成30年11月7日 13:00～16:00 ③ 平成31年1月22日 14:00～16:00
対象/参加者数 /会場	① こころの教育相談員/学校教育相談員：17人（健康管理センター） ② 市民・市内在勤者：31人（臼井公民館） ③ 市役所職員：33人（市役所1号館）

《考察》

ゲートキーパー養成研修はここ数年、学校向け、市民向け、職員向けを実施しているが、その中でも今年度は学校向けとして初めて教育センターと連携し、こころの教育相談員・学校教育相談員に対しゲートキーパー研修を実施することができた。若年層の自殺対策は国を挙げての取り組みとなっており、昨年度の養護教諭、今年度各教育委相談員と子供の悩みに直接対応する方への研修が続いたため、今後は教育委員会と連携し、より多くの先生方にも研修が受けもらえるような体制づくりを構築していきたい。

また、今年度策定した佐倉市自殺対策計画での目標として「様々な職種を対象としたゲートキーパー研修の実施」を掲げているため、今後この3つ以外にも計画的にゲートキーパー養成を進めていけるよう自殺対策庁内連携会議など活用し進めていきたい。

《実績》

※参加者数は「2. 健康教育」に再掲あり

事業名	こころの健康づくり講演会（女性の健康づくり講演会）
内容	講演「カラダとココロのセルフケア」
講師	NPO法人 ちえぶら 認定講師 松永 まゆ子氏
日時	平成31年 3月10日（日） 14:30～16:00
対象 / 会場	69歳までの市民の方 / 健康管理センター
参加者数	45人

《考察》

広くこころの健康づくりを進めるため、毎年講演会を実施している。今年度は佐倉市の自殺の現状の中でも女性の50代が多くなっていることから、更年期前後の世代を対象に実施する予定であった。しかし今回初めて女性の健康づくり講演会（コレステロールの講演会）と共催としたため、コレステロールの講演会とこころの講演会の2部制としたものの、参加者は同じ方々であったため、50代よりも60代の参加者が多く、更年期前後のこころとからだの悩みを解決された方が多い結果となっ

まった。来年度は、広くこころの健康づくりに資する内容で企画していきたい。

4) 佐倉市自殺対策庁内連絡会議

《目的》

自殺はその背景に、失業、多重債務、介護等の社会的な要因があることをふまえ、従来からの精神保健的観点だけでなく、社会的要因に対する対策も含めて、総合的に取り組む必要がある。

そこで、職員が市民の自殺の兆候に気付き、適切な専門家に繋げることができるように関係課による連絡会議を開催した。

《内容》

出席者	こころの悩みを抱えた方や自殺ハイリスク者との関わりが予想される 15 課・1 関係機関。健康増進課、企画政策課、市民課、健康保険課、自治人権推進課、高齢者福祉課、障害福祉課、社会福祉課、子育て支援課、児童青少年課、指導課、社会教育課、人事課、収税課、産業振興課、社会福祉協議会
開催日	第1回 平成30年 7月 5日(月) 14:00~15:15 第2回 平成30年10月 3日(水) 14:00~15:30
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・佐倉市の自殺の現状と取り組みについて ・佐倉市自殺対策計画の策定について ・意見交換(各課・事業の棚卸し結果について)

《考察》

今年度は、佐倉市自殺対策計画策定に向けて2回会議を開催した。関係各課から事業の棚卸しとして、自殺対策に関連すると思われる業務の洗い出しをしてもらい計画に反映することができた。今後は計画に基づき、庁内だけではなく外部の関連機関等との連携を図りながら自殺対策を推進していきたい。

(5) 普及啓発活動

時期	実施内容
9月10日~16日 自殺予防週間 (9月1か月間実施)	<ul style="list-style-type: none"> ・予防週間ポスター掲示を市内関係施設34か所に依頼 ・保健センター、市役所1・2号館、社会福祉センターにのぼり旗設置 ・図書館3施設にポスター、のぼり旗設置。佐倉南図書館で啓発コーナーに関連図書の展示
10月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・市民カレッジ2年生83人に対し、メンタルヘルスについて講義(こころの健康づくりと自殺の現状、ゲートキーパー研修について周知)
平成31年3月 自殺対策強化月間 (3月1か月間実施)	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所1階ロビーと保健センターに啓発コーナー設置(ポスター、パネル、リーフレットの展示)、1・2号館、社会福祉センターにのぼり旗設置 ・全図書館にポスターとのぼり旗設置。佐倉南図書館で啓発コーナーに関連図書を展示 ・JR佐倉駅まちづくり市民ギャラリーにて啓発。 ・自殺対策強化月間ポスター掲示を市内関係施設11か所に依頼 ・広報…自殺対策強化月間について掲載 ・ホームページ…強化月間の特集記事や、図書館での啓発、心の相談先を掲載

《考 察》

自殺予防の普及啓発を図るため、9月と3月の啓発時期に合わせて全庁的に協力を依頼している。今年度策定した自殺対策計画の中では、自殺予防週間・自殺対策強化月間について認識している市民を増やすことが目標の一つとなっている。現状ではまだ3割ほどの認識となっているため、新たな周知啓発方法を検討し、認知度を高めていきたい。

VI 市民の健康

1. 歯科保健啓発事業

根拠法令等	佐倉市歯と口腔の健康づくり推進条例		
健康さくら21（第2次） 目標値			(初期値) → (目標)
	・よくかんで食べる人の割合	小中高生	新設の指標 → 70.0%
		60歳台	81.3% → 90.0%
	・6024達成者の割合		53.3% → 70.0%
	・8020達成者の割合		34.1% → 50.0%
	・定期歯科健診を受けている人の割合	20歳以上	32.2% → 65.0%

(1) 歯ッピーかみんぐフェア（むし歯予防大会）

主催：佐倉市・印旛郡市歯科医師会佐倉地区

後援：佐倉市教育委員会・印旛保健所・佐倉地区医師会・佐倉市薬剤師会

《目的》

佐倉市民の口腔衛生知識の啓発普及、及び口腔疾患予防の推進を目的とする。

《内容》

- ① 日時 平成30年10月28日 10:00～16:30
- ② 場所 ウィシュトンホテルユーカリ 4階
- ③ 対象 市民
- ④ 周知方法 こうほう佐倉・地域新聞・St aD すたっと・北総 よみうり・オニオン新聞・各施設にポスター掲示・チラシの配布
- ⑤ その他 印旛郡市歯科医師会への委託事業

《実績》

コーナー名	内 容	参加者数 (人)
一般歯科健診コーナー	歯科医師による歯科健診及び相談	137
口腔がん検診コーナー	東京歯科大学口腔外科学医局員による口腔がん健診	198
お薬相談コーナー	佐倉市薬剤師会によるお薬手帳の啓発および薬に関する相談	68
歯みがき指導コーナー	口腔衛生指導	150
	かむ力チェック	122
食育コーナー	栄養相談、食育ゲーム、骨粗しょう症危険度チェック	123
健康相談コーナー	健康相談・禁煙相談・希望者に血圧測定	62
体組成測定	体組成測定・パネル展示（生活習慣予防・ロコモ予防）	148
体験！歯ッピー体操コーナー	口福笑い、嚥下体操、唾液腺マッサージ、あいうべ体操等	105
むし歯予防ポスター展示	小学生図画・ポスター、書写、標語、川柳、作文（合計143点）	

延べ 1113人

(2) よい歯のコンクール

《目的》

歯の健康が優れているかたを表彰することにより、市民が生涯にわたって自分の歯で食べられるよう、歯科疾患予防の正しい知識を普及啓発することを目的とする。

《内容》

- ①日 時 平成 30 年 5 月 6 日 9:00~12:00
- ②場 所 健康管理センター
- ③対 象 高齢者の部：80 歳以上で自分の歯が 20 本以上あるかた
(過去に一度も参加していない方)
親子の部：昨年度 3 歳児健診を受診した幼児と親で、親子ともにむし歯のないかた
標語の部：市内在住、在勤、在学しているかた
- ④内 容 歯科医師による審査・表彰
佐倉市第一位の高齢者及び親子は、印旛郡市のコンクールに推薦
- ⑤周知方法 こうほう佐倉、市のホームページ、歯科医院からの紹介
3 歳児健診問診票にて参加希望がありかつむし歯のない児へ案内文個別送付
- ⑥その他 印旛郡市歯科医師会への委託事業

《実績》

年度	高齢者の部 (人)	親子の部 (組)	標語の部 (作品数)	作文の部 (作品数)
26	14	12	5	2
27	10	11	3	0
28	10	22	2	
29	10	24	4	
30	15	26	2	

※平成 28 年度より千葉県歯・口の健康啓発作文コンクール廃止のため実施せず。

《考察》

歯ッピーかみんぐフェアについては、平成 25 年度から全てのコーナーをウィシュトンホテルで開催している。特に、成人の来場者が多く、歯みがきコーナーでは歯間部清掃用具などの指導を熱心に行う姿や、かむ力チェックや食育ゲームコーナーでは、家族で参加する姿が伺えた。また、平成 28 年度より口腔がん個別検診が市のモデル事業として始まり、歯ッピーかみんぐフェアにおける口腔がん集団検診も反響があった。今後も口腔がんの早期発見のため、知識の普及啓発を行っていきたい。

よい歯のコンクールについては、高齢者の部 15 名、親子の部 26 組の参加があった。親子の部については平成 27 年度の 3 歳児健診より問診票にて参加希望をとり、むし歯のない児へ個別に案内文を送付したため、例年より参加者が増えた。

よい歯のコンクールの様子や歯と口の健康づくりについてホームページや広報に掲載することで、8020 運動や歯と口の健康づくりの知識について普及啓発を行っていきたい。

②歯科一覧

年度	テーマ・内容	開催情報
26	本当は怖い家庭の歯学 ～口は健康の源、口腔ガンを予防しよう～	6月22日(日) 志津コミセン 99人
27	食べることと歩くことが出来れば人生は幸せ ～あいうべ体操とひろのば体操～	6月7日(日) 志津コミセン 262人
28	イキイキ長寿健康法・免疫力を高める方法 ～125歳まで元気に生きる～	6月5日(日) 志津コミセン 314人
29	歯を守る食事がからだを守る	6月11日(日) 志津公民館 120人
30	小出監督と歯科医師から贈る豊かな未来のためにできること Ⅰ部 小出監督から学ぶ夢の実現 Ⅱ部 豊かな人生を送るための秘訣	6月3日(日) 志津公民館 111人

《考 察》

平成30年度の医師会及び歯科医師会の講演会は、多くの市民が参加したことから市民の健康に関する関心度の高さがうかがえる。

今後開催する講演会についても、多くのかたが参加して頂ける内容を検討し実施する。

3. 食生活改善推進員事業

根拠法令等	食育基本法 第二十二條 2
健康さくら21 (第2次) 目標値	<p>(初期値) → (目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 肥満・やせの割合：20～60歳台男性の肥満者 29.7% → 28.0% <li style="padding-left: 2em;">40～60歳台女性の肥満者 18.0% → 15.0% <li style="padding-left: 2em;">20歳台女性のやせの者 7.1% → 5.0% <li style="padding-left: 2em;">40歳台男性の肥満者 43.6% → 減少 ・ 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が 1日2回以上の日がほぼ毎日の人の割合 新設の指標 → 80.0% ・ 朝食を必ず食べる人の割合 男性：20歳台 59.4%→60%、30歳台 57.9%→60% 女性：20歳台 62.9%→70%、30歳台 67.8%→70%、40歳台 61.7%→70% ・ 食事を一人で食べる子どもの割合 「朝食」：小学生 32.1%→減少、中学生 53.9%→減少 「夕食」：小学生 2.3%→減少

(1) 食生活改善推進員養成講座

《目的》

健全な食生活の普及・啓発を通じた、市民の健康づくりの自主的なボランティア活動を行う食生活改善推進員を養成することを目的に「食生活改善推進員養成講座」を開催する。

《内容》

- ① 対象者：市民（65歳未満）
- ② 開催時期：9月から1月 場所：健康管理センター・南部保健センター
- ③ 周知方法：地区回覧、佐倉市のホームページに掲載、ポスター掲示、
- ④ カリキュラム：下記のとおり

課	学習内容	時間	講師
1	開講式・オリエンテーション	9:35～10:05	保健師
	佐倉市の健康状況と健康増進計画「健康さくら21 (第2次)」について、佐倉市の保健事業について	10:10～11:00	
	食生活の現状と課題	11:05～11:50	
2	食事バランスガイドについて	9:30～10:30	栄養士
	食育の推進について、食育DVD視聴	10:35～11:20	〃
	簡単おやつを紹介、試食	11:30～11:50	〃
3	栄養の基礎知識、食品成分表の使い方	9:30～10:25	栄養士
	調理の基本、食品衛生	10:30～10:50	〃
	バランスのとれた食事の調理実習	11:00～12:50	〃
	歯と咀嚼、歯周病対策	13:00～13:40	歯科衛生士
4	生活習慣病予防の概要	9:30～10:20	保健師
	こころと体の健康づくり	10:30～11:00	〃
	高齢期からの健康づくり	11:10～11:50	保健師

課	学習内容	時 間	講 師
5	生活習慣病予防の食生活について	9:30～	栄養士
	適正体重、必要エネルギー量の算出	10:50	
	生活習慣病予防の食事 調理実習	11:00～12:50	”
	身体活動と運動習慣のある生活	13:00～13:40	保健師
6	佐倉市の食生活改善推進員活動について、活動 DVD 視聴	9:30～10:00	栄養士
	各地区の食生活改善推進員を囲んで懇談会	10:00～11:30	栄養士・推進員
	閉校式(修了証書授与)	11:30～11:50	

《実 績》

年度・地区別参加者と修了者

(単位：人)

	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田	合計	修了者数	修了率%
平成 26 年度	0	4	4	2	0	0	0	10	9	90
平成 27 年度	10	2	5	5	1	0	1	24	24	100
平成 28 年度	5	3	6	1	0	1	5	21	21	100
平成 29 年度	2	2	3	2	2	0	1	12	12	100
平成 30 年度	0	0	3	2	0	1	3	9	6	67

(2) 食生活改善推進員研修

《目 的》

食生活改善推進員が、地域で食生活の改善や健康づくり等の地区活動を展開していく上で必要な知識・技術に関する研修を行い、推進員の資質の向上を図る。

《内 容》

① 対象者：食生活改善推進員

② 内容：年間テーマ

「健康さくら21（第2次）」の目標に向かって、地域の健康づくりと食育を推進しよう

1. 生活習慣病予防の食事を普及（主食・主菜・副菜を揃えよう）
2. ライフステージ別の食育を推進（朝食を食べる習慣をつけよう）

合同研修会 場所：健康管理センター

・ 4月20日（金）（午後） 参加者 84名

委嘱状の交付式・29年度活動報告、30年度研修計画及び研修予定について

「野菜の大切さ」について

・ 6月21日（木）（午後） 参加者 72名

- 1) 30年度地区活動計画およびプロジェクト活動計画について
- 2) 講話 「HACCPを活用した衛生管理～家庭でできるHACCP～」
講師 千葉県健康福祉部衛生指導課 中安 千洋 氏
- 3) 佐倉市の健(検)診について

・ 3月12日（火）（1日） 参加者 76名（養成講座修了者5名含む）

- 1) 各支部の活動報告 「皆さんにお知らせしたい我が支部の活動」
- 2) 各プロジェクトの活動報告

3) 講演 「家庭でできる災害時の食事～災害時こそあたたかい食事を～」

講師 日本防災士会千葉県北部支部 平山 優子 氏

地区研修会 場所：保健センター、ミレニアムセンター佐倉、和田公民館、弥富公民館

市内7支部に分かれて地域に密着した食生活改善推進員活動を推進しているため、支部ごとに研修を実施

5月・・・地区活動計画について 参加者 94名

7月・・・講義『朝食～朝食を毎日食べる人の増加を目指して～』
調理実習「朝食～さざんか通信より～」(魚肉ソーセージのカレーソテー丼、星の子スープ、オレンジヨーグルトゼリー) 参加者 86名

9月・・・講義『糖尿病を知っていますか?』
調理実習「生活習慣病予防の食事 知って得する食事教室より」(麦ご飯、鶏むね肉のソテー トマトソース、にんじんと青菜のおひたし、きのこのみぞれ汁) 参加者 81名

2月・・・平成30年度地区活動反省と次年度の活動について 参加者 83名

プロジェクト活動 場所：健康管理センター

健康さくら21(第2次)や食育推進計画の目標達成に向けた活動を効果的に行うため、全支部から希望者を募り、3つのプロジェクト活動を実施

	活動PRセロリ	媒体作成 とまとの会	料理研究会 さざんか
目的	・市のイベントに参加し、パネルやチラシによる活動紹介及び試食配布を行うことで、市民へ食生活改善推進員をPRする。	・地区活動で利用できる媒体の作成と活用方法について研究し、プロジェクト活動日や推進員の研修等で活用方法を紹介する。また、既存の媒体の手直しなども行う。	・あまり手をかけずに短時間でできる、栄養バランスが整ったレシピを研究し、考案したレシピを地区活動やレシピ配布を通して市民に広く普及させる。
回数	2回	8回	5回
活動内容・実績	・5月19日(土) 佐倉モノづくりFesta 佐倉市民体育館 ・10月27日(土) アグリフォーラム 御伊勢公園 ・地場産物を使った試食の配布と活動のPR、野菜摂取量向上のための啓発を行った。	・地区活動で活用しやすい媒体として手袋人形を作成した。 ・既存媒体の見直し、補修を行った。 ・各地区の媒体貸出は30回。	・レシピ作成前にミニ研修を開催し、取り組むテーマについての理解を深めた。 ・「時短レシピ」をテーマに、調理時間がかからず、地場産物の活用や減塩を心がけたレシピを考案した。 ・「さざんか通信No.49」を発行。

(3) 食生活改善推進員地区活動

《目的》

市民が健康で明るい生活を営むことを目的に、健全な食生活の普及・啓発を図るため、食生活改善推進員活動を推進している。食生活改善推進員が地域で食生活の改善や健康づくり等の地区活動を展開していく上での活動内容や試食・調理実習の献立に対する指導やアドバイスをを行い、食生活改善推進員活動を支援する。

《内容》

- ① 対象者：市民
- ② 方法：食生活改善推進員が7支部（佐倉、臼井・千代田、志津A、志津B、根郷、和田、弥富）に分かれ、自主的な活動と行政への支援活動を通して、各地区の実態に合わせた内容で地区活動を行う。
- ③ 場所：保健センター、自治会館、公民館等
- ④ テーマ：食生活改善推進員地区研修のテーマに準ずる
- ⑤ 周知方法：こうほう佐倉におおよそ1か月前に掲載、ポスター及びチラシの配布
- ⑥ 内容：生活習慣病予防のための普及活動、薄味習慣の定着化活動、親子の食育活動、男性料理教室、骨粗しょう症予防のための料理講習会、野菜の摂取量を増やすための料理普及等

《実績》

年度別、地区別推進員数と活動状況

(単位:人)

年 度	地 区	佐倉	臼井 千代田	志津		根郷	和田	弥富	合 計
				A支部	B支部				
26 年 度	委嘱推進員数	11	25	12	29	14	6	7	104
	活動日数(日)	8	23	8	42	10	4	10	105
	参加者延べ数	168	535	136	1,193	404	80	239	2,755
	活動推進員延べ数	49	102	52	150	54	15	50	472
27 年 度	委嘱推進員数	11	23	12	28	14	5	7	100
	活動日数(日)	8	17	8	43	13	5	10	104
	参加者延べ数	155	450	135	1,100	498	97	204	2,639
	活動推進員延べ数	40	70	45	140	62	18	41	416
28 年 度	委嘱推進員数	18	19	17	25	15	6	6	106
	活動日数(日)	6	12	7	46	14	5	8	98
	参加者延べ数	146	290	140	1069	403	100	213	2361
	活動推進員延べ数	50	50	38	142	73	24	39	416
29 年 度	委嘱推進員数	20	20	17	27	16	6	6	112
	活動日数(日)	6	10	9	42	13	6	8	94
	参加者延べ数	89	185	143	971	458	109	233	2188
	活動推進員延べ数	43	40	47	122	59	26	39	376

年 度	地 区	佐倉	臼井 千代田	志津		根郷	和田	弥富	合 計
				A支部	B支部				
30 年 度	委嘱推進員数	20	17	13	24	17	7	6	104
	活動日数(日)	2	10	4	46	13	5	8	88
	参加者延べ数	18	168	80	918	395	104	214	1897
	活動推進員延べ数	25	46	25	126	64	22	43	351

(※出前健康講座による活動については、2. 健康教育「出前健康講座」にも重複計上する)

《考 察》

養成講座については、自治定期回覧、公民館等へのポスター掲示、ホームページの掲載で養成講座への参加を呼びかけた。しかし受講者がなかなか集まらず9名での開講となった。

講座が進むにつれ、受講者から「推進員活動では自分の考える活動ができない」や「体調不良で講座の継続参加ができなくなった」の理由で途中退会が3名いた。そのため最終的な修了者は6人で終了率は67%となった。終了者6人の年齢は50歳代が2人、60歳代が4人で、全員が翌年に推進員として委嘱を受けると回答していることから、継続的な活動が期待できそうである。来年度の受講者募集方法について、今年度の周知方法以外に骨粗しょう症検診会場などでも受講を呼びかけるなど周知活動を工夫したい。

食生活改善推進員研修では、合同研修会の参加率は76%、地区研修会の参加率は86%で、前年度の78%を上回った。推進員に実施したアンケートでは、91人中85人(93%)が研修で学んだことが役に立ったと回答している。このことから推進員が、研修会は地域で健康づくり等の地区活動を展開していく上で、必要な知識・技術を習得する場であると認識するようになり、このことが研修会の参加率増加につながった理由の一つと考えられる。また、食生活改善推進員地区活動では、91人中72人(79%)の推進員が、活動テーマに向かって、研修会で学んだ内容を取り入れながら、自治会や他団体と連携した普及活動を行うことができた。

今後も食生活改善推進員の資質の向上が図れるよう、佐倉市健康増進計画「健康さくら21(第2次)」や「第2次佐倉市食育推進計画」の目標達成に向けた取り組みを計画、支援していきたい。

4. その他啓発事業

根拠法令等	健康増進法、「健康日本21」、「健やか親子21」
健康さくら21（第2次） 目標値	<p style="text-align: right;">(初期値) → (目標)</p> <p>[栄養・食生活]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝食を必ず食べる人の割合（新設目標） <ul style="list-style-type: none"> 男性：20歳台 59.4% → 60.0%、30歳台 57.9% → 60.0% 女性：20歳台 62.9% → 70.0%、30歳台 67.8% → 70.0% 40歳台 61.7% → 70.0% <p>[身体活動・運動]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動を習慣化している人の割合（新設目標） <ul style="list-style-type: none"> 20～64歳男性 → 36.0% 20～64歳女性 → 33.0% 65歳以上男性 → 58.0% 65歳以上女性 → 48.0% <p>[たばこ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受動喫煙（行政機関・医療機関）の機会を有する者の割合（新設目標） <ul style="list-style-type: none"> 行政機関 → 0% 医療機関 → 0% ・COPDを認知している人の増加（新設目標） → 80.0% <p>[アルコール]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正飲酒量を認識している人の割合 <ul style="list-style-type: none"> 1合程度と答えた成人 60.9% → 100% <p>[生活習慣病]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合 23.0% → 18.7%

《目的》

個別の保健事業の対象者枠を超えた、全市民の健康づくりに関する意識向上と普及啓発を図ることを目的として、平成24年度に「健康さくら21（第2次）」を策定し、関係所属の行事や地域行事を協働実施して計画の推進と周知を図っている。

計画の基本理念である「市民が主役～みんながつくる健やかまちづくり～」を柱に、開催年度ごとのテーマを「健康さくら21（第2次）」の年度別重点活動分野と関連させることで、啓発事業として事業効果の拡大を図る。

《内容》

「さくらスポーツフェスティバル」 ～今日から始める健康な生活習慣～

①対象 市民（制限なし）

②方法 日時：平成30年10月8日（月） ※体育の日 9時～13時

会場：岩名運動公園陸上競技場

主催：健康こども部生涯スポーツ課

③内容 「健康さくら21（第2次）」の目標である「身体活動・運動、健康管理（栄養・食生活、生活習慣病、歯科）」に関連した健康増進コーナーを設置し、体組成測定や禁煙相談、咀嚼力判定ガムの実施、「健康な食事」モデル献立レシピ等の配布などを実施し、健康について啓発を行った。

④周知方法 「こうほう佐倉」、ケーブルテレビ、ポスター、地区回覧にて啓発、また各種保健事業で参加者へ紹介した。

《実績》

年度	テーマと副題	会場・開催日	参加者数
26	～今日から始める健康な生活習慣～ 「1に運動 2に食事 しっかり禁煙 最後にクスリ ～健康寿命をのばしましょう～」	岩名運動公園 陸上競技場 10月13日（月）	113人
27	～今日から始める健康な生活習慣～ 「1に運動 2に食事 しっかり禁煙 最後にクスリ ～健康寿命をのばしましょう～」	岩名運動公園 陸上競技場 10月12日（月）	105人
28	～今日から始める健康な生活習慣～ 「1に運動 2に食事 しっかり禁煙 最後にクスリ ～健康寿命をのばしましょう～」	岩名運動公園 陸上競技場 10月10日（月）	87人
29	～今日から始める健康な生活習慣～ 「1に運動 2に食事 しっかり禁煙 最後にクスリ ～健康寿命をのばしましょう～」	岩名運動公園 陸上競技場 10月9日（月）	81人
30	～今日から始める健康な生活習慣～ 「1に運動 2に食事 しっかり禁煙 最後にクスリ ～健康寿命をのばしましょう～」	岩名運動公園 陸上競技場 10月8日（月）	131人

《考察》

「健康さくら21（第2次）」の関連所属等との協働により、異なるチャンネルを通じた行事運営は、主催事業では関わりの薄い属性への有効な普及啓発方法の一つだと思われる。引き続き、他部署と協働し、幅広く市民の健康づくりに関する意識向上と普及啓発を図っていく。

5. マイヘルスプラン普及啓発事業

根拠法令等	健康増進法、「健康日本21」、「健やか親子21」
健康さくら21（第2次） 目標値	<p style="text-align: right;">(初期値) → (目標)</p> <p>[栄養・食生活]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝食を必ず食べる人の割合（新設目標） <ul style="list-style-type: none"> 男性：20歳台 59.4% → 60.0%、30歳台 57.9% → 60.0% 女性：20歳台 62.9% → 70.0%、30歳台 67.8% → 70.0% 40歳台 61.7% → 70.0% <p>[身体活動・運動]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動を習慣化している人の割合（新設目標） <ul style="list-style-type: none"> 20～64歳男性 → 36.0% 20～64歳女性 → 33.0% 65歳以上男性 → 58.0% 65歳以上女性 → 48.0% <p>[たばこ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受動喫煙（行政機関・医療機関）の機会を有する者の割合（新設目標） <ul style="list-style-type: none"> 行政機関 → 0% 医療機関 → 0% ・COPDを認知している人の増加（新設目標） → 80.0% <p>[アルコール]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正飲酒量を認識している人の割合 <ul style="list-style-type: none"> 1合程度と答えた成人 60.9% → 100% <p>[生活習慣病]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合 23.0% → 18.7%

《目的》

市民一人ひとりが、自らの健康に関心を持ち、主体的に健康づくりに取り組むことで「健康なまち佐倉」の実現を目指している。市民が健康に関心を持ち、健康づくりに共に参加し、意識を高めていただくとともに、市民から発信された健康づくりの輪を広げていくことを目的とする。

*マイヘルスプランとは…健康を脅かす多くの疾病は遺伝要因、環境要因（生活習慣を含む）により発症すると言われている一方、ある疾患に罹患しやすい遺伝要因を持っていても、生活習慣を変えることで予防できるとも言われている。疾患の予防には皆、一律の健康プランではなく、市民一人ひとりの遺伝、環境、生活習慣等様々な背景に合わせた、個別化ヘルスプランが必要と考えられており、そのような「自分で創る 自分だけの健康プラン」のことを「マイヘルスプラン」と言う。

《内容》

- ① 事業の名称 「チャレンジ！マイヘルスプラン2018」
- ② 対象者 佐倉市在住のかた、在勤のかた
- ③ 実施内容

実施コース：「ひとりでチャレンジ」「2人でチャレンジ」の2コースから選択。

実施期間：8月1日～30日、9月1日～30日、10月1日～30日の3つの期間から選択。

実施内容：参加者は実施コース、実施期間を選択したら、参加者が実現可能な「マイヘルスプラン」（健康プラン）を決めて30日間取り組む。また、「自分の健康を守るための行動」（健康診断や人間ドック、予防接種や健康に関する講演会の参加等）にも取り組み、それら結果を記録票へ記入する。

参加方法：「マイヘルスプラン」への取り組みは1日1ポイントで10ポイント以上、「自分の健康を守るための行動」への取り組みは1つにつき1ポイントで1ポイント以上、合計11ポイント以上で「チャレンジ！マイヘルスプラン2018」に参加可能。

参加賞等：参加されたかた全員に参加賞をプレゼント。さらに、参加されたかた（規定のポイントを超えているかた）の中から抽選で図書カードのプレゼント。

また、団体での取り組み（学校全体や企業全体での取り組みなど）や工夫の見られる取り組みについては特別賞として表彰。

④ 周知方法

佐倉市ホームページにて周知した。また、市内保育園、幼稚園、小学校を通して記録票を配布し周知を行った。記録票は、各保健センターで配布の他、ホームページよりダウンロードできるようにした。

《実績》

① 参加者数：914名

② 過去の実績

	マイヘルスプラン 親子リレー2015	チャレンジ！ マイヘルスプラン 2016	チャレンジ！ マイヘルスプラン 2017	チャレンジ！ マイヘルスプラン 2018
幼児	0	66	51	119
小学生	143	178	361	623
中学生	0	0	2	11
成人	143	91	115	161
計	286 (134組)	335	529	914
団体表彰 (最優秀賞)	内郷小学校	白銀小学校	和田小学校 和田幼稚園	下志津小学校 染井野小学校 和田幼稚園

③ 参加者の内訳

	ひとりでチャレンジ	2人でチャレンジ	計
幼児	95	24	119
小学生	482	141	623
中学生	0	11	11
成人	37	124	161
計	614	300	914

③ 団体表彰

最優秀団体賞 佐倉市立下志津小学校・染井野小学校、佐倉市立和田幼稚園

優秀団体賞 佐倉市立白銀小学校・和田小学校、佐倉市立佐倉保育園

努力賞 佐倉市立根郷保育園・馬渡保育園・南志津保育園、八幡台クラブ

《考察》

・今年度で4年目を迎え、積極的に周知活動を行い、毎年度参加者数を増やしている。保育園や幼稚園、小学校に地域新聞に掲載された表彰式の記事を周知した結果、新たな団体が参加し、幼児・小学生の参加が大幅に増加した。

- ・参加者のアンケート結果より、この取り組みについて「自ら取り組んだ」と答えた者が 79.1%、「誰かに言われて取り組んだ」と答えた者が 20.9%であった。一方、取り組んだ結果、89.8%は「その取り組みが生活習慣になった」と答えており、92.0%は「取り組みを今後も継続できそう」と答えている。参加者の多くは本事業をきっかけにその取り組みを習慣とし、更にこれからも継続できると答えている。市民が健康に興味をもち、健康づくりに取り組むきっかけとなっている。
- ・地域の保健活動を通して、成果を上げ、市民の福祉に貢献した事業として本事業の取り組みが評価され、一般財団法人千代田健康開発事業団主催の平成30年度（第22回）保健活動助成「チヨダ地域保健推進賞」を授賞した。保健活動助成は、千代田健康開発事業団が、全国保健所長会等の支援を受け、地域保健の推進において成果を上げている活動に対して顕彰し、その活動がより発展するよう助成金を贈呈するものである。また、庁内の所属表彰にも選出され、表彰を受けることができた。本事業について、今後も引き続き成果を重ねていきたい。

VII 地域医療

1. 休日夜間等救急医療事業

(1) 休日夜間急病診療所

根拠法令等	佐倉市休日夜間急病診療所の設置及び管理に関する条例
-------	---------------------------

《目的》

日曜、祝日、年末年始は、ほとんどの医療機関が休診となるため、佐倉市健康管理センター内の休日夜間急病診療所により、休日夜間の医療体制を確保する。

《内容》

区分	夜 間
診療時間	午後7時～午後10時
場 所	休日夜間急病診療所
診 療 日	休日（日曜・祝日・年末年始）
診療科目	内科・歯科

◎休日夜間急病等診療所（健康管理センター内）の実績

年度	日数	内科	歯科
平成26年度	72	448人	92人
平成27年度	72	314人	77人
平成28年度	72	306人	67人
平成29年度	72	339人	53人
平成30年度	73	426人	65人

<内科>

- ① 診療日数 73日（平成30年4月1日～平成31年3月31日）
- ② 受診者数 426人（1日平均5.8人）
- ③ 時間帯別

時間帯	受診者数（人）	割合
19時台	253	59.4%
20時台	111	26.1%
21時台	62	14.6%
合計	426	100%

④症状別

順位	症状	受診者数（人）	割合
1	症状からみて深夜受診も納得できる	336	78.9%
2	治療を要するが明日でもよい	78	18.3%
3	放置又は自宅加療で十分、来院の必要がない	6	1.4%
3	即時入院が必要で来院してよかった	6	1.4%
合計		426	100%

⑤年齢別

年齢（歳）	受診者数（人）	割合
15～19	44	10.3%
20～29	88	20.7%
30～39	86	20.2%
40～49	103	24.2%
50～59	51	12.0%
60～69	30	7.0%
70以上	24	5.6%
合計	426	100%

⑥居住地別

居住地		受診者数（人）	割合
市内	佐倉	63	14.8%
	臼井	67	15.7%
	志津	117	27.5%
	根郷	47	11.0%
	和田	5	1.2%
	弥富	1	0.2%
	千代田	32	7.5%
市外	印旛郡内	58	13.6%
	県内	21	4.9%
	県外	15	3.5%
合計		426	100%

⑦二次病院搬送状況 6件 紹介状 2件

⑧疾病別

順位	疾患	受診者数（人）	割合
1	呼吸器系	163	38.3%
2	伝染性	161	37.8%
3	消化器系	65	15.3%
4	その他	17	4.0%
5	皮膚及び皮下組織	8	1.9%
5	循環器系	8	1.9%
7	神経及び感覚器	4	0.9%
合計		426	100%

< 歯科 >

- ① 診療日数 73日 (平成30年4月1日～平成31年3月31日)
 ② 受診者数 65人 (1日平均0.9人)
 ③ 時間帯別

時間帯	受診者数 (人)	受診割合
19時台	22	33.8%
20時台	26	40.0%
21時台	17	26.2%
合計	65	100%

④ 症状別

順位	症状	受診者数 (人)	割合
1	症状からみて深夜受診も納得できる	37	56.9%
2	治療を要するが明日でもよい	26	40.0%
3	放置又は自宅加療で十分、来院の必要がない	2	3.0%
4	即時入院が必要で来院して良かった	0	0%
合計		65	100%

④ 年齢別

年齢 (歳)	受診者数 (人)	割合
0	0	0%
1～5	7	10.8%
6～14	8	12.3%
15～19	2	3.0%
20～29	5	7.7%
30～39	16	24.6%
40～49	7	10.8%
50～59	10	15.4%
60～69	7	10.8%
70以上	3	4.6%
合計	65	100%

⑥ 居住地別

居住地		受診者数 (人)	割合
市内	佐倉	4	6.1%
	臼井	5	7.7%
	志津	13	20.0%
	根郷	5	7.7%
	和田	1	1.5%
	弥富	0	0.0%
	千代田	2	3.1%
	印旛郡内	26	40.0%
市外	県内	6	9.2%
	県外	3	4.6%
合計		65	100%

⑦ 二次救急医療機関搬送状況 0件 紹介状 0件

(2) 休日当番医

《目的》

日曜、祝日、年末年始は、ほとんどの医療機関が休診となるため、休日の昼間と夜間に、各医療機関の在宅輪番制により医療体制を確保する。

《内容》

区分	昼 間	夜 間
診療時間	午前9時～午後5時	午後7時～午後10時
場 所	市内医療機関	市内医療機関
診 療 日	休日（日曜・祝日・年末年始）	休日（日曜・祝日・年末年始）
診療科目	内科・外科・歯科	外科

《実績》

(人)

		区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
昼間	休日当番	内科	2,786	2,141	2,921	3,048	2,704
		外科	883	941	895	787	768
		歯科	214	193	223	238	249
夜間	休日夜間当番	外科	169	155	177	156	148
		耳鼻科	344	-	-	-	-
合計			4,396	3,430	4,216	4,229	3,869

《考察》

当市における救急医療体制は、現在、初期救急医療体制として休日当番医制及び休日夜間急病診療所、そして二次救急医療体制として印旛郡市において病院群輪番制を実施している。

更に、印旛郡市内の三次救急医療体制としては、成田赤十字病院と日本医科大学千葉北総病院が救命救急センターに指定され対応している。

平成30年度は、佐倉市休日夜間急病診療所（内科）の受診者全体の内、76.1%がインフルエンザや感染性胃腸炎等の伝染性疾患の患者であった。診療所（内科）の一日あたり受診者数は、昨年と比較すると増加している。

また、平成30年度は日中に在宅でおこなっている休日当番医（内科）の利用者は減少したが、2,500人を超える方々が利用しており、ニーズは高いものと考えられる。

さらに、診療所（内科）の受診者が20代～50代の年代で77.1%を占めていることも踏まえると、休日当番医（内科）が広く認知され利用されているが、日中仕事や子育てを行っている年代は、夜間の診療所（内科）を受診する傾向があると考えられる。

最後に、診療所（歯科）は、平成28年度以降、利用者は60人前後となっており、理由としては、休日診療や夜遅くまで営業を行う歯科医院が以前に比べ増えていることが考えられる。

一方で、休日当番医（歯科）の利用者は、平成27年度以降増加しており、初期救急として充分機能していることが伺える。

2. 小児初期急病診療所事業

根拠法令等	佐倉市小児初期急病診療所の設置及び管理に関する条例
-------	---------------------------

《目的》

平成14年10月1日より印旛郡内唯一、翌朝まで受診可能な毎夜間の診療所を健康管理センター内に設置し、初期救急医療及び二次救急医療機関等との連携を印旛市郡医師会の協力により確保して、子育て世帯への安心の提供を目的とする。

《内容》

診療日	月曜日～土曜日	日曜日・祝日・年末年始(12/29～1/3)
診療時間	午後7時～翌朝6時	午前9時～午後5時、午後7時～翌朝6時
場所	印旛市郡小児初期急病診療所(佐倉市健康管理センター内)	
診療科目	小児科	

《実績》

② 診療日数 365日(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

② 受診者数 10,048人(一日平均 27.53人)

ア. 時間帯別(人)

時間帯	9～13時	13～17時	19～22時	22～1時	1～4時	4～6時	合計
受診者数(人)	2,264	1,467	4,130	1,441	555	191	10,048
割合	22.53%	14.60%	41.10%	14.34%	5.52%	1.90%	100%

イ. 年齢別(人)

年齢	0歳	1～4歳	5～14歳	15歳	合計
受診者数(人)	1,101	4,533	4,353	61	10,048
割合	10.96%	45.11%	43.32%	0.60%	100%

居住地別(人)

地域と内訳				受診者数	割合	
佐倉市内				4,191	42.47%	
印旛郡内	成田市	158	白井市	95	5,040	49.54%
	四街道市	1,914	酒々井町	333		
	八街市	1,063	富里市	274		
	印西市	1,131	栄町	72		
県内	千葉市	205	八千代市	83	502	5.28%
	船橋市	39	他県内	175		
	県外					
合計				10,048	100%	

③二次救急医療連携状況

紹介・搬送先	所在地	件数	合計
東邦大学医療センター佐倉病院	佐倉市	37	291
独立行政法人国立病院機構下志津病院	四街道市	50	
日本医科大学千葉北総病院	印西市	24	
成田赤十字病院	成田市	117	
その他（聖隷佐倉市民病院、東京女子医大等）	—	63	

③ 疾病状況

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1 呼吸器系疾患	294	377	211	508	329	297	284	247	484	553	353	257	4,194
2 消化器系疾患	120	166	131	165	145	130	111	132	279	311	146	136	1,972
3 代謝性疾患	0	2	6	12	4	2	0	0	11	4	1	2	44
4 感染性疾患	29	28	23	33	56	31	17	19	170	926	237	44	1,613
5 免疫・アレルギー性疾患	101	98	74	70	85	189	137	86	68	75	52	64	1,099
6 神経疾患	11	12	11	22	10	17	8	8	15	24	10	8	156
7 耳鼻咽喉疾患	16	14	13	26	16	17	21	18	37	16	15	23	232
8 皮膚系疾患	7	28	22	27	30	18	20	11	19	19	9	8	218
9 泌尿・生殖器系疾患	5	10	8	8	8	4	4	9	6	4	1	4	71
10 眼疾患	8	5	2	7	6	3	2	2	10	6	1	7	59
11 その他	20	35	30	54	35	37	39	28	54	79	71	47	529
合計	611	775	531	932	724	745	643	560	1,153	2,017	896	600	10,187

※1 その他：誤飲・歯科・外科系疾患等

※2 疾病動向は分類上、同一患者で複数件含む場合がある。

⑤分類内訳

【呼吸器系疾患】

感冒、上気道炎、咽頭炎、喉頭炎、扁桃炎、気管支炎、喘息様気管支炎、肺炎、気管支拡張症、気胸、クループ等

【消化器系疾患】

口内炎、口角炎、胃炎、腸炎、虫垂炎、腸閉塞（イレウス）、腸重積、肝炎、鼠形ヘルニア、便秘、血便、腹症、流行性嘔吐、下痢症、いつ乳、新生児メレナ（下血）、幽門狭窄、驚口瘡、口唇ヘルペス、口内カンジダ、乳糖不耐症等

【免疫・アレルギー性疾患】

喘息、気管支喘息、アトピー性皮膚炎、蕁麻疹、ストロフルス、薬物アレルギー、食物アレルギー、アレルギー性鼻炎、単核球症等

【感染性疾患】

麻疹、風疹、感染性紅斑（りんご病）、突発性発疹、水痘、帯状疱疹、手足口病、流行性耳下腺炎、咽頭結膜症、インフルエンザ、ヘルパンギーナ、ヘルペス、百日咳、ブドウ球菌感染症、溶連菌感染症、真菌症、ムンプス、髄膜炎、敗血症、川崎病、蜂窩織炎、臍炎等

【代謝性疾患】

アセトン血性嘔吐症、頻回嘔吐、脱水症、熱中症、熱射病等

【耳鼻咽喉疾患】

中耳炎、外耳炎、副鼻腔炎、鼻出血等

【皮膚系疾患】

湿疹、汗疹、オムツかぶれ、点状出血、びらん、膿痂疹、薬疹、湿出性紅斑、咬虫症（虫刺され）、痒疹、とびひ等

【神経性疾患】

てんかん、熱性痙攣、ひきつけ、熱性せん妄等

【泌尿・生殖器系疾患】

尿路感染症、ネフローゼ症候群、血尿、腎盂腎炎、膀胱炎、亀頭包皮炎、陰門陰炎、カンジダ等

【眼疾患】

結膜炎、眼瞼炎等

【その他】

精神疾患（過換気症候群等）、血液疾患（血管性紫斑病等）、循環器系疾患（起立性調節障害等）、内分泌疾患、歯科疾患、外科疾患（肘内障、口唇裂傷含む）、リンパ節炎、低体温、低酸素、低血圧、低血糖、意識障害、チアノーゼ、発熱、頭痛、その他分類にないもの

《考 察》

初期救急医療機関として小児科に特化して朝まで診療を行っている医療機関は、県内でも他に2か所しかないこと、受診者の概ね4割が佐倉市内からの受診となっており、9割以上が印旛管内からの受診となっていることなどから、地域の中では重要な役割を担っていることがわかる。

さらに、受診者の年齢をみると0歳から4歳までで5割以上を占めていることから、特に、夜間に症状が急変しやすい乳幼児の保護者に安心を提供しているものと考えられる。

なお、受診者数については、胃腸炎やインフルエンザなど流行性の疾患のまん延状況により大きく変わるが、97%以上の患者については、搬送にいたらずその場で処置を行っている状況であり、初期救急としての機能を十分に果たしていると考えられる。

他方では、初期救急医療機関として、その場で処置を行うケースや別施設への搬送を行うケースの選別なども行っており、重篤患者等その場で処置が出来ない患者については、二次救急医療機関等で対応するなどの機能分担に対して、利用者の理解が十分に得られていないケースも見受けられるため、診療所の利用方法等と併せて周知を行う必要がある。

3. 訪問歯科事業

根拠法令等	佐倉市訪問歯科事業実施要綱 佐倉市歯と口腔の健康づくり推進条例
歯科口腔保健基本計画 目標値	(初期値)→(目標) ・佐倉市訪問歯科診療を認知している人の割合 要介護者 15.6%→60% ・かかりつけ歯科医がある人の割合 障害(児)者 新設の指標→80.0% 要介護高齢者 新設の指標→75.0%

《目的》

歯科診療を受けることが困難な在宅寝たきり老人等に対し、訪問による歯科診療及び歯科保健指導を実施する。

《内容》

- ①対象 市内に在住する概ね 65 歳以上で寝たきりあるいはそれに近い状態、かつ歯科通院が困難な方。
- ②内容 ア. 入れ歯の修理・調整や作成
イ. むし歯の応急処置など
- ③従事者 歯科医師、歯科衛生士等
- ④費用 保険診療による自己負担額
- ⑤協力医療機関数 市内 4 4 医院

《実績》

①年齢別・男女別申込者数 (人)

	男	女	合計
65～69 歳	0	0	0
70～74 歳	0	0	0
75～79 歳	1	2	3
80～84 歳	2	0	2
85～89 歳	0	1	1
90 歳以上	2	4	6
合計	5	7	12

②年齢別診療内容の内訳 (複数回答) (人)

	義歯 作成 修理 調整	むし歯 治療	歯周 治療	口腔 清掃	事前調 査・訪 問診査
65～69 歳	0	0	0	0	0
70～74 歳	0	0	0	0	0
75～79 歳	2	1	0	0	0
80～84 歳	0	0	0	1	1
85～89 歳	1	0	0	0	0
90 歳以上	2	0	2	1	1
合計	5	1	2	2	2

③ 年度別・職種別訪問回数(事前調査含む)

(人)

	患者人数	訪問回数	患者1人あたり 平均訪問回数	歯科医師 訪問回数	歯科衛生士 訪問回数
平成26年度	11	40	3.6	30	40
平成27年度	16	55	3.4	39	55
平成28年度	17	69	4.1	55	69
平成29年度	11	32	2.9	24	32
平成30年度	12	50	4.2	42	50

④ 訪問口腔衛生指導

	人数	延訪問回数
平成26年度	8	8
平成27年度	13	13
平成28年度	7	7
平成29年度	8	10
平成30年度	3	3

⑤ 在宅歯科講演会

- * 日時 平成30年11月21日(水) 19時から21時
- * 場所 佐倉市健康管理センター
- * 演題 『歯科は認知症患者にどこまで対応するか』
- * 講師 東京歯科大学口腔健康科学講座摂食嚥下リハビリテーション研究室
東京歯科大学千葉歯科医療センター摂食嚥下リハビリテーション科
准教授 杉山哲也先生
- * 参加人数 50人

《考 察》

介護保険制度の導入に伴い、在宅療養者を対象とする歯科診療体制の整備が進み、民間の訪問歯科専門医院や個人歯科医院による対応が増えてきていることから、市の事業を利用する患者数が減少傾向にある。事業の見直しを行い、平成28年度から市が診療所を運営するのではなく、協力歯科医院が実施主体となる訪問歯科事業を実施した。

佐倉市歯科口腔保健基本計画中間評価から、訪問歯科診療の利用率が施設入所者で高く、在宅療養者で低い状況だったことから、今後も引き続き、診療が必要な在宅療養者を歯科受診につなげるための啓発、協力歯科医院の支援に努める。

VIII 各種委員会名簿

佐倉市地域保健医療協議会

(委嘱期間：平成 29 年 8 月 26 日～平成 31 年 8 月 25 日)

※平成 31 年 3 月 31 日現在

役職	氏名	選出区分	備考
会長	佐藤 仁	医師	
副会長	秤屋 尚生	歯科医師	
	遠山 正博	医師	
	小林 照久	医師	
	滑川 尚史	医師	
	伊藤 加寿子	医師	
	長尾 建樹	医師	
	有田 誠司	医師	
	秀島 潔	歯科医師	
	春日 匠吾	歯科医師	
	田中 茂雄	薬剤師	
	安田 浩文	薬剤師	
	佐久間 文明	千葉県印旛保健所 所長	
	豊田 光弘	佐倉市八街市酒々井町消防組合消防長	

※平成 30 年度は、地域保健医療協議会の開催無し。

予防接種専門委員会

(委嘱期間：平成 29 年 8 月 26 日～平成 31 年 8 月 25 日)

※平成 31 年 3 月 31 日現在

役職	氏名	選出区分	備考
委員長	伊藤 加寿子	医師	
副委員長	澤井 清	医師	
	佐藤 仁	医師	
	小林 照久	医師	
	越部 融	医師	

開催日	内容	出席人数
平成 30 年 10 月 2 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年度予防接種実施状況について ・第 2 期 2 種混合ワクチンの接種について ・予防接種協力医の登録について ・予防接種予診票県内統一について ・平成 29 年度予防接種後健康相談状況等について 	5 名
平成 31 年 3 月 22 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・風しん追加的対策について ・佐倉市風しんワクチン接種費用一部助成制度について 	5 名

健診専門委員会

(委嘱期間：平成 29 年 8 月 26 日～平成 31 年 8 月 25 日)

※平成 31 年 3 月 31 日現在

役職	氏名	選出区分	備考
委員長	鹿野 純生	医師	
副委員長	佐藤 仁	医師	
	岡田 修	医師	
	古谷 正伸	医師	
	高橋 具視	医師	
	菅谷 義範	医師	
	今井 敬人	医師	

開催日	内容	出席人数
平成 30 年 10 月 15 日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年度各種健診 (検診) 事業実施状況の報告 ・平成 31 年度各種健診 (検診) 事業の変更点について 	5 名
平成 31 年 3 月 18 日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度各種健診 (検診) 事業実施状況について ・平成 31 年度各種健診 (検診) 事業の変更点について 	7 名

母子保健専門委員会

(委嘱期間：平成29年8月26日～平成31年8月25日)

※平成31年3月31日現在

役職	氏名	選出区分	備考
委員長	川村 麻規子	医師	
副委員長	越部 融	医師	
	佐藤 仁	医師	
	小林 照久	医師	
	林 昌宣	医師	

※平成30年度は、母子保健専門委員会の開催無し。

母子・成人歯科保健専門委員会

(委嘱期間：平成29年8月26日～平成31年8月25日)

※平成31年3月31日現在

役職	氏名	選出区分	備考
	秀島 潔	歯科医師	
	古谷 彰伸	歯科医師	
	春日 匠吾	歯科医師	
	柳瀬 益正	歯科医師	
	松田 光弘	歯科医師	

※委員の委嘱後、開催が無いため、委員長、副委員長が決まっていない。

訪問歯科専門委員会

(委嘱期間：平成 29 年 8 月 26 日～平成 31 年 8 月 25 日)

※平成 31 年 3 月 31 日現在

役職	氏名	選出区分	備考
	秀島 潔	歯科医師	
	古谷 彰伸	歯科医師	
	林 英昭	歯科医師	
	鳩貝 尚志	歯科医師	
	須賀 敦雄	歯科医師	
	岩井 貴之	歯科医師	
	寺田 陵	歯科医師	

※委員の委嘱後、開催が無いため、委員長、副委員長が決まっていない。

歯科口腔保健専門委員会

(委嘱期間：平成 29 年 8 月 26 日～平成 31 年 8 月 25 日)

※平成 31 年 3 月 31 日現在

役職	氏名	選出区分	備考
委員長	秤屋 尚生	歯科医師	
副委員長	出澤 政隆	歯科医師	
	秀島 潔	歯科医師	
	春日 匠吾	歯科医師	
	宮田 幸忠	歯科医師	
	岩舘 秀樹	歯科医師	
	篠澤 医	歯科医師	
	森本 功	歯科医師	
	中村 泰三	歯科医師	

開催日	内容	出席人数
平成 30 年 7 月 31 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・佐倉市歯科口腔保健基本計画の中間評価及び見直し(案)について ・平成 28 年度、平成 29 年度口腔がん検診(個別)実績(案)について 	7 名
平成 31 年 3 月 15 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・佐倉市歯科口腔保健基本計画中間評価報告書(案)について ・平成 30 年度口腔がん検診(個別)実績について ・平成 31 年度口腔がん検診の実施(案)について 	8 名

佐倉市健やかまちづくり推進委員会

(委嘱期間：平成29年11月18日～平成31年11月17日)

※平成31年3月31日現在

役職	氏名	選出区分	備考
会長	天本 安一	医師	
副会長	秤屋 尚生	歯科医師	
	越部 融	医師	
	小林 照久	医師	
	篠崎 久美	千葉県印旛保健所 地域保健課長	
	山浦 晶	学識経験者	
	西口 元	学識経験者	
	辻村 匡紀	市民団体	
	渡辺 幸恵	市民団体	
	小林 裕	市民公募委員	
	鶴崎 金次	市民公募委員	
	東野 正明	市民公募委員	
	小川 美津子	市民公募委員	
	宮内 珠代	市民公募委員	

開催日	内容	出席人数
平成30年8月1日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民健康意識調査の調査結果について ・健康増進計画「健康さくら21(第2次)」の進捗状況及び中間評価について ・健康増進計画「健康さくら21(第2次)」の見直しについて 	9名
平成30年12月12日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・中間評価報告書について ・見直し後の計画(案)について 	10名

佐倉市予防接種健康被害調査委員会

委嘱期間：(平成30年5月1日～令和2年4月30日)

※平成31年3月31日現在

役職	氏名	選出区分	備考
	佐久間 文明	印旛保健所長	平成30年4月6日から
	柴 忠明	印旛市郡医師会長	平成30年4月20日から
	佐藤 仁	市内で予防接種を行う医師	
	伊藤 加寿子	市内で予防接種を行う医師	
	小林 照久	市内で予防接種を行う医師	
	白澤 浩	専門医師	

※平成30年度は、佐倉市予防接種健康被害調査委員会の開催無し。

Ⅸ 学会等发表原稿

若年母子の集いの課題と今後の取り組みの方向性の検討

佐倉市健康増進課 ○網代 香織 上條 友美 豊福 啓子

I 目的

佐倉市では、ポピュレーションアプローチとして、乳幼児とその保護者を対象とした「母子の集い」を開催していたが、子育て支援センターや園庭開放を行う施設の増加など、子育て支援が充実している状況を鑑み、若年妊産婦などのハイリスク者を対象とした事業を開始することとした。

妊娠届出時に10代だった妊婦の追跡調査を実施した結果、第1子が3歳になるまでの間に、離婚や引っ越しなどの大きなライフイベントを経験する者が多く、育児への影響が強いことが判明した。また、連絡がとりにくい対象でもあり、乳幼児健診等の母子保健事業の未受診など、行政サービスにつながりにくい者もいた。

これらのことから、10代で妊娠・出産した母親が地域で孤立することなく、健やかな育児ができることを目的として、平成23年10月から若年母子の集い「happy mama style (以下、ハピママとする)」を実施している。しかしながら、開始当初と比べると、参加者は減少しており、周知方法や開催内容などの見直しの必要性があることから、これまでの活動を振り返り、事業課題と今後の効果的な取り組みの方向性について検討する。

II 方法

- 1 平成23年度から平成29年度までのハピママの概要と経過、活動内容を整理する。また、参加者の感想、意見をまとめる。
- 2 事業運営状況や整理した結果を元に、事業課題と今後の取り組みの方向性を検討する。

III 結果

- 1 活動・運営内容の整理、これまでの活動の振り返り

1) 活動内容

毎月1回(年間12回)市内の中心に位置する健康管理センターで開催。参加者の定着を図るため、開催曜日を固定し、就学前まで参加可能としている。月ごとにテーマを決め、母子の交流、保健師や栄養士等の専門職による健康教育、育児相談を実施。食生活改善推進員などの地域のボランティアにも協力を依頼した。教育的要素を取り入れつつ、母子の交流や工作、試食など参加者が楽しめるイベントも組み合わせながら実施していた。しかし最近では、参加者がいない回もあることから、食生活改善推進員などへの依頼が困難になり、イベントの実施回数が減っている。

2) 周知方法

ハピママには、現在28組が登録している。新規対象者には随時案内を郵送し、既登録者には、毎月メールと郵送で通知をしている。リーフレット(図)も母の目に留ま



(図) リーフレット

りやすいよう、カラフルな色合いにするなどデザインも工夫した。また、気軽に申し込めるよう、従来の電話申し込みに加え、QRコードを取り入れメールでの申し込みも可能にした。

3) 事業対象者の概要

事業の対象となる、市内の20歳未満の妊娠届出数は表1のとおりで、経年的に増加傾向はみられない。参加者数については、表2のとおりで、ここ2～3年の間で減少し、参加者がいない回も出てきた。参加者の居住地については、表3を参照。

表1 佐倉市の20歳未満の妊娠届出数の推移 (件)

年 度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
妊娠届出総数	1,256	1,186	1,172	1,217	1,082	1,054	1,035
10代届出数	10	17	15	15	24	16	11

表2 参加組数の推移 (組)

年 度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
母子の実組数	15	(-)	(-)	12	(-)	12	6
母子の延組数	24	46	43	36	43	23	13

※年間12回開催。平成23年度は10月に開始しているため開催回数は6回

※(-)については、集計されていなく組数不明

表3 登録者の地区別居住地(平成30年11月末現在/組)

管轄保健センター	健康管理センター (ハピママ開催場所)			西部保健センター	南部保健センター
地 区	佐倉	白井	千代田	志津	根郷・和田・弥富
組 数	5	4	1	13	5

4) 参加者の様子

母親は自ら声を発しないため、最初は「話しかけてほしくないのでは」と思ったが、実際は人と話すことや自ら発信することが苦手なだけで、職員からの声かけを待っていることが多いことに気付いた。母親同士でも、どのように他の母親と距離を縮めていけば良いかわからない様子で、保健師が関係をとりもたないと交流ができない状況だった。徐々に母親同士の交流が増えるとともに、連絡先を交換する場面もみられ、「ママ友ができた」と嬉しそうに報告をしてくる母親もいた。参加者同士で遊びに行くこともあったようだ。母自身年齢相応の遊びを我慢しながら、母親としての役割を果たそうとしている者も多かった。継続的に参加する母親もいたが、次第に、母親自身の就労や復学、児の就園、転出などを理由に辞めていく者も出てきた。市の保育園数の変化をみると、ここ数年で約2倍近く増え、10代の母親も就労しやすい環境になりつつある。子育て支援センターや児童センターも各地区に開設された。平成28年度には、子育て世代包括支援センターが開設され、妊娠期から切れ目のない支援の充実を図っている。このように、ハピママを立ち上げた当時と比較すると、母子を取り巻く、社会資源や子育て支援の充実が図られている。

最近では参加者が少なく、参加者同士の交流が図れない状況に陥っている。過去のハピママの参加者から「みんなでお花見をしたい(外に出たい)」「自分たちが食べるだけでなく、みんなで調理実習をしたい」「自宅の近くで開催してほしい」などの声があがっていた。また、参加者数の減少に伴い、中断した理由やニーズ等を把握するため、平成29年度、ハピママに登録している33組に対し、郵送によるアンケート調査を実施したが、返信数は0件であった。

IV 考察

1. ハピママを実施して得られた成果

会を重ねるごとに、参加者は保健師の顔や名前を覚えてくれるようになり、保健センターや保健師を身近な存在として感じてもらえるきっかけになったと思われる。担当者からの電話連絡にも応じるようになり、欠席連絡や母親から育児相談を受けることも増え、援助関係の構築につながったと考える。

支援者側も、定期的に若年の母親に関わることで、若年の母親に合った対応をすることができるようになり、ハピママの場面だけではなく、窓口対応や健診の場面等でも生かされるようになってきた。

2. 課題

参加者が減少している要因について、下記の2点があげられる。

1点目は、活動内容について、参加者のニーズと現在の内容にギャップがあるため、参加者の定着につながっていない可能性がある。また、アンケート調査の返信数が0件であったことから、ハピママへの関心が薄いことも考えられる。

2点目は、母子を取り巻く環境が変化していることである。ここ数年、市内の保育園数や子育て支援施設は増加している。また、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）も発展を続け、必ずしも他者との対面によるつながりを求めていることも影響していると考えられる。メールによる受付や案内方法が効果的だと思われたが、LINEなどのSNSが主な連絡ツールになっているため、有効でない可能性がある。

さらに、妊娠期から切れ目のない支援の充実が図られたことから、若年の母親は早期に必要な支援につながっている。ハピママの運営内容に加え、ハピママの今後の在り方を検討する必要がある。

3. 今後の方向性

ハピママの運営・活動内容について、対象の多い地区の保健センターや保健センター以外の会場での開催を検討したり、調理実習など参加者が主体的に活動できるプログラムを導入する等、これまでに出了た母親からの意見を参考に内容の充実を図っていききたい。また、若年の母親のニーズや希望など実態把握が不十分であるため、妊娠届出や母子事業に来所した母親に声をかけるなど、情報収集を行い、若年の母親のニーズに応じた活動につなげたい。

また、現時点ではSNSを活用した事業周知は困難だが、若年の母親がハピママに興味関心をもてるよう、対面で紹介する際に、活動内容が伝わりやすいよう、写真等を用いた媒体を利用するなど、周知方法の工夫を検討する。

佐倉市では、若年の妊娠届出数の増加はみられないが、未婚の妊娠で経済基盤が不安定なケース、実父母と関係不良なケースなど様々な社会的ハイリスク妊産婦が見受けられる。引き続き佐倉市の母子の状況や課題の把握に努め、ハピママの運営方法や事業目的などの見直しとともに、時代の流れや母親のニーズに即した事業展開を目指したい。

V 参考文献

大川聡子：10代の妊娠・出産の現状と必要な支援、地域保健、Vol.46.No.9.

佐倉市保健事業のまとめ ー平成30年度ー

令和元年11月発行

発行 佐倉市健康子ども部健康増進課
住所 〒285-0825
佐倉市江原台2-27 (佐倉市健康管理センター)
電話 043(485)6713
